

川崎市子ども・若者の未来応援プラン

平成30年度点検・評価結果報告書



令和元年8月

目 次

1 はじめに

2 点検・評価結果

(1) 第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

計画の施策体系図 ······ P5

施策の方向性 I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進 ······ P7
施策2 子どものすこやかな成長の促進 ······ P12
施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上 ······ P19
施策4 子育てしやすい居住環境づくり ······ P24

施策の方向性 II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

施策5 質の高い保育・幼児教育の推進 ······ P29
施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進 ······ P36

施策の方向性 III 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり ······ P45
施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援 ······ P52
施策9 障害福祉サービスの充実 ······ P60

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」の進捗状況

ア 子どもの貧困対策の推進 ······ P64
イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進 ······ P80
ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 ······ P102

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」の実績

ア 教育・保育 ······ P110
イ 認定こども園・認可保育所 ······ P120
ウ 地域子ども・子育て支援事業 ······ P124

はじめに

1 「子ども・若者の未来応援プラン」の進行管理の考え方

(1) 進行管理の考え方

「子ども・若者の未来応援プラン」は、平成30年度から平成33（令和3）年度までを計画期間として策定をしており、基本理念の基に、第4章では3つの施策の方向性・9つの施策と82の事務事業を位置付けるとともに、第5章では、「子どもの貧困」、「児童虐待」、「困難な課題を持つ子ども・若者への支援」の3つの社会的な課題への対応として、それぞれの施策の方向性や推進項目を示し、さらに第6章では、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策を示しています。

本プランの進行管理については、「こども未来局」を中心として、「川崎市こども施策庁内推進本部会議」で、関係部局間の横断的な調整と情報の共有化を図るとともに、「川崎市子ども・子育て会議」において、計画に位置付けた事業等の進捗状況に関する継続的な点検を行い、施策や指標の達成状況についても評価を実施し、結果はホームページ等を通じて公表します。

【第4章の進行管理】

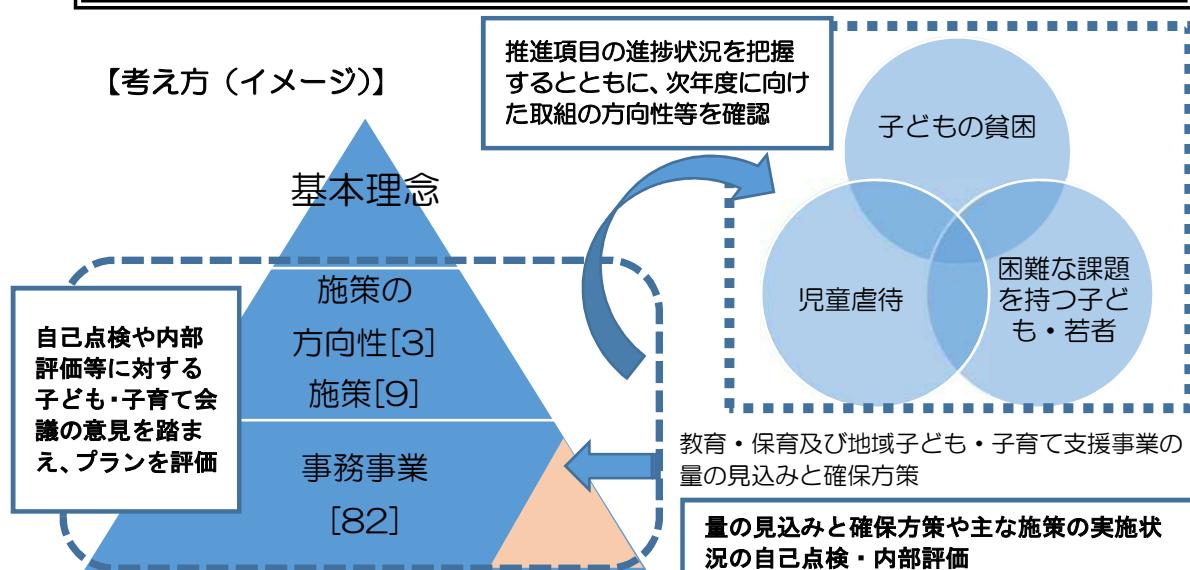
市総合計画第2期実施計画や子どもに関連する他の行政計画、関連する他分野の行政計画との整合性を図りながら、位置付けた3つの施策の方向性や9つの施策などについて年度評価を実施します。

【第5章の進行管理】

第4章の進行管理との整合性を図りながら、位置付けた3つの課題における推進項目について、その進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性等を示していきます。

【第6章の進行管理】

毎年度設定した「量の見込み」については、利用実態の把握等を行うとともに、第4章における評価との整合性を図りながら、必要に応じた見直しを行います。



(2) 進行管理の進め方

「川崎市総合計画 第2期実施計画」と整合性を図りながら、9つの施策を構成する82の事務事業について、毎年度、事業の取組内容の実績や成果指標及び事業量等を踏まえて達成度を把握し、施策への貢献度等を評価する点検・評価を実施します。

また、9つの施策ごとに、施策を構成する事務事業の評価や、指標、質的な要素等を踏まえて総合的な評価を実施し、子ども・子育て会議からの意見・評価を反映し、今後の取組を示します。

合わせて、3つの社会的課題への対応としての関連推進項目の取組状況について進捗状況の把握を行うとともに、次年度に向けた取組の方向性を示します。また、プランに位置付けた教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策について、自己点検・内部評価を実施します。

※「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（内閣府告示第159号 平成26年7月2日告示）」抜粋

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）や、これに係る費用の使途実績等について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。

評価においては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

2 点検・評価の視点

(1) 事務事業評価の視点

ア 事業の達成度

取組内容等の実績や成果を踏まえた達成状況を5段階で示します。

達成度：「1. 目標を大きく上回って達成」

「2. 目標を上回って達成」

「3. ほぼ目標どおり」

「4. 目標を下回った」

「5. 目標を大きく下回った」

イ 事業の貢献度

「必要性」「有効性」「効率性」による評価により、施策への貢献度を3段階で示します。

施策への貢献度：「A. 貢献している」

「B. やや貢献している」

「C. 貢献の度合いが薄い」

ウ 今後の事業の方向性

6つの区分を設けて実施結果や評価を踏まえた今後の事業の方向性を示します。

方向性区分：「I. 現状のまま継続」

「II. 改善しながら継続」

「III. 事業規模拡大」

「IV. 事業規模縮小」

「V. 事業廃止」

「VI. 事業終了」

3 プランの見直しについて

子ども・子育て支援法第61条に基づき、5年を一期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。

本市においては、平成30年度評価の結果及び平成30年度に行った利用状況把握調査（ニーズ調査）の結果や、本市の子ども・子育てを取り巻く状況等も踏まえ、令和元年度中に、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業（13事業）の量の見込みと確保方策の見直しを行います。その結果を踏まえ、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第2期市町村子ども・子育て支援事業計画」として、プラン第6章を改訂します。

（1）第4章「計画の推進に向けた施策の展開」の評価

【計画の施策体系図】

基本理念	未来を担う子ども・若者がすこやかに育ち成長できるまち・かわさき	
基本的な視点	1 子どもの権利を尊重する 2 地域社会全体で子ども・子育てを支える 3 子ども・若者のすこやかな成長・自立に向けた切れ目のない支援を行う 4 すべての子ども・若者及び子育て家庭をきめ細やかに支援する	
施策の方向性	施策	事務事業名
I 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実	1 子育てを社会全体で支える取組の推進 2 子どものすこやかな成長の促進 3 学校・家庭・地域における教育力の向上 4 子育てしやすい居住環境づくり	(1)子どもの権利施策推進事業 (2)人権オンブズパーソン運営事業 (3)男女平等推進事業 (4)地域子育て支援事業 (5)小児医療費助成事業 (6)児童手当支給事業 (7)児童福祉施設等の指導・監査
		(1)妊婦・乳幼児健康診査事業 (2)母子保健指導・相談事業 (3)救急医療体制確保対策事業 (4)青少年活動推進事業 (5)こども文化センター運営事業 (6)わくわくプラザ事業 (7)青少年教育施設の管理運営事業 (8)いこいの家・いきいきセンターの運営 (9)自治推進事業
		(1)地域等による学校運営への参加促進事業 (2)区における教育支援推進事業 (3)地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業 (4)教職員研修事業 (5)家庭教育支援事業 (6)地域における教育活動の推進事業 (7)地域の寺子屋事業
		(1)住宅政策推進事業 (2)高齢者等に適した住宅供給推進事業 (3)民間賃貸住宅等居住支援推進事業 (4)市営住宅等管理事業 (5)魅力的な公園整備事業 (6)公園施設長寿命化事業 (7)防犯対策事業 (8)商店街課題対応事業
		(1)待機児童対策事業 (2)認可保育所整備事業 (3)民間保育所運営事業 (4)公立保育所運営事業 (5)認可外保育施設支援事業 (6)幼児教育推進事業 (7)保育士確保対策事業 (8)保育料対策事業
II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	5 質の高い保育・幼児教育の推進	

施策の方向性	施策	事務事業名
II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実	6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進	(1)キャリア在り方生き方教育推進事業 (2)きめ細やかな指導推進事業 (3)人権尊重教育推進事業 (4)多文化共生教育推進事業 (5)健康教育推進事業 (6)健康給食推進事業 (7)教育の情報化推進事業 (8)魅力ある高校教育の推進事業 (9)学校教育活動支援事業 (10)特別支援教育推進事業 (11)共生・共育推進事業 (12)児童生徒支援・相談事業 (13)教育機会確保推進事業 (14)海外帰国・外国人児童生徒相談事業 (15)就学等支援事業 (16)学校安全推進事業 (17)交通安全推進事業
III 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実	7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり	(1)児童虐待防止対策事業 (2)児童相談所運営事業 (3)里親制度推進事業 (4)児童養護施設等運営事業 (5)ひとり親家庭の生活支援事業 (6)女性保護事業 (7)子ども・若者支援推進事業 (8)小児ぜん息患者医療費支給事業 (9)小児慢性特定疾病医療等給付事業 (10)母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (11)災害離児等援護事業
	8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援	(1)生活保護自立支援対策事業 (2)生活保護業務 (3)生活困窮者自立支援事業 (4)雇用労働対策・就業支援事業 (5)民生委員児童委員活動育成等事業 (6)自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業 (7)更生保護事業 (8)障害者就労支援事業 (9)障害者社会参加促進事業 (10)社会的ひきこもり対策事業 (11)精神保健事業
	9 障害福祉サービスの充実	(1)障害者日常生活支援事業 (2)障害児施設事業 (3)発達障害児・者支援体制整備事業 (4)地域療育センターの運営

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域でこそやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策1 子育てを社会全体で支える取組の推進				
施策の概要	一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう子どもの権利や男女がともに子育てを担う意識の啓発を進めるとともに、企業・地域・行政などの多様な主体が連携・協働して、子育て家庭を支える取組や子育てに負担を感じる家庭への支援の取組を推進します。				
計画期間における主な方向性	<p>『子どもの権利』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利を尊重する社会づくりに向けて、「子どもの権利に関する行動計画」に基づき、広報・啓発などの子どもの権利への関心と理解を深めるための取組等を推進します。 <p>『子育てを社会全体で支える』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女がともに子育てを担う意識の普及と環境づくりに向けて、男女共同参画の理解の促進や家庭生活への男性の参画促進に取り組みます。 ・男女がともに子育てを担っていくためには、仕事と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた施策の推進が求められています。働き方の改革に向けた取組や、意欲や能力に応じた働く場での活躍と出産・育児を含め健康で豊かな生活の双方の実現を促す仕組みづくりなど、男女がともに仕事と生活のバランスが取れた生活が送れるよう、行政・企業・事業者・関係団体・市民が協働し、ワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。 ・地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供や相談支援など、地域子育て支援機能の充実を図るとともに、地域の「互助」の公的な仕組みとしての「ふれあい子育てサポート事業」について、利用促進に向けた広報活動の強化等を進めます。 ・子育て家庭のニーズに的確に対応した情報発信を行うため、使いやすさや見やすさに配慮した情報提供を行います。 ・小児医療費助成については、安心して適切な受診行動を取れるための啓発等に努めるとともに、制度拡充後の分析及び検証を踏まえて事業の推進を図ります。 				
施策を構成する事業	①	子どもの権利施策推進事業	⑦	児童福祉施設等の指導・監査	⑯
	②	人権オンブズパーソン運営事業	⑧		⑭
	③	男女平等推進事業	⑨		⑮
	④	地域子育て支援事業	⑩		⑯
	⑤	小児医療費助成事業	⑪		⑰
	⑥	児童手当支給事業	⑫		⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	子どもの権利に関する広報資料配布部数		目標	165,500	166,000	166,500	167,000	部
	説明	子どもの権利条例の解説パンフレット等、子どもや一般市民に対する子どもの権利に関する広報資料の年間配布部数	実績	175,420	-	-	-	
2 活動指標	講師派遣事業参加人数		目標	900	950	1,000	1,050	人
	説明	子どもに関わる職員や市民を対象とした、子どもの権利に関する研修・学習会等の年間参加人数	実績	1,774	-	-	-	
3 活動指標	救済の申立て受付件数		目標	-	-	-	-	件
	説明	相談の内、相談者から救済の申立てがあった件数(※なお、当該指標は目標設定にふさわしくないため、実績のみの把握とします。)	実績	6	-	-	-	
4 活動指標	かわさき男女共同参画ネットワーク運営会議・全体会議・イベント開催数		目標	5	5	5	5	回
	説明	運営会議、全体会議、フォーラムの開催合計数	実績	5	-	-	-	
5 活動指標	デートDV予防ワークショップの実施回数		目標	5	5	5	5	回
	説明	市内専門学校や大学における、デートDV予防ワークショップの実施回数	実績	5	-	-	-	
6 成果指標	男女平等かわさきフォーラム参加者数		目標	160	160	165	165	人
	説明	毎年度実施のフォーラム参加者数	実績	130	-	-	-	
7 成果指標	市の審議会等委員への女性の参加比率		目標	37	38	39	40	%
	説明	政策・方針決定過程への女性の参画比率	実績	30.7	-	-	-	

8	活動指標	地域子育て支援センターの延べ利用人数	目標	278,283	279,953	281,634	281,634	人
		説明 地域子育て支援センターを利用する子どもの年間延べ利用人数		実績 246,133	—	—	—	
9	活動指標	ふれあい子育てサポートセンターの子育てヘルパー会員登録者数	目標	802	816	830	830	人
		説明 市内4か所のふれあい子育てサポートセンターに登録した育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)の年間平均登録者数		実績 781	—	—	—	
10	成果指標	ふれあい子育てサポートセンターの利用人数	目標	16,300	16,300	16,300	16,600	人
		説明 育児の援助をしたい人(子育てヘルパー会員)と育児の援助を受けたい人(利用会員)が、市内4か所のふれあい子育てサポートセンターを通し、会員相互により育児援助活動を実施した数		実績 13,906	—	—	—	
11	成果指標	地域子育て支援センター利用者の満足度	目標	—	9	—	9	点
		説明 「地域子育て支援センター利用者アンケート」(無作為抽出利用者)における各質問項目(10段階)の平均値<2年に1回調査予定>		実績 —	—	—	—	
12	活動指標	小児通院医療費助成の対象者数	目標	133,000	133,000	133,000	133,000	人
		説明 各年度末時点での通院の医療費助成を行う小児(乳幼児等)医療証を交付している人数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)		実績 131,622	—	—	—	
13	活動指標	児童手当の支給対象児童数	目標	195,000	195,000	195,000	195,000	人
		説明 各年度2月末時点の児童手当・特例給付支給対象児童数(公務員除く。) (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)		実績 193,894	—	—	—	
14	活動指標	指導監査実施数	目標	458	482	527	583	件
		説明 認可制度、確認制度に係る実地または書面指導監査の実施数及び社会福祉法に基づく社会福祉法人並びに児童福祉法施行事務に対する実地指導監査の実施数		実績 460	—	—	—	
15	活動指標	社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の執行件数	目標	3	3	3	3	件
		説明 新規法人の設立認可における審査事務の執行及び定款変更の認可申請事務の執行件数		実績 4	—	—	—	
16	活動指標	会計研修の開催回数	目標	5	5	5	5	回
		説明 施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修の実施回数		実績 5	—	—	—	

3 評価

内部評価の結果

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1 子どもの権利施策推進事業	①子どもの権利に関する行動計画に基づく施策の進行管理 ②子どもの権利委員会による施策検証 ③広報資料等の活用による子どもの権利に関する意識普及の促進	①「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 ②講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催等による広報及び意識普及の促進(講師派遣事業参加者数:900人以上) ③広報資料・ホームページの活用による様々な世代に向けた広報及び意識普及の促進(広報資料配布部数:165,500部以上)	目標どおり達成できました。 ①第5次行動計画の広報及び周知の取組を行うとともに、平成30年度事業の進捗状況の集約及び公表を行いました。 ②保育園等の職員を対象とした研修等への講師派遣を行い(1,774人)、「かわさき子どもの権利の日のつどい」を幸市民館において開催することで広報及び意識普及の促進を行いました。 ③条例の解説パンフレット等を作成して市内の全児童生徒及び市民に配布することで権利学習に活用し(175,420部)、「かわさきしこどもページ」にイベント情報を掲載してさまざまな世代に向けた広報及び意識普及の促進を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2 人権オブズパーソン運営事業	子どもの権利の侵害と男女平等にかかる人権の侵害に関する相談を受け付けて、相談者に寄り添い、相談者自身の力で問題解決が図れるよう、適切な助言や支援を行います。救済申立てにおいては、調査、あっせん・調整、是正等勧告、制度改善の意見表明、公表も行います。	①子どもの権利の侵害や男女平等に関する人権侵害に関する相談に対する助言及び支援 ②救済申立てに関する調査・調整等の実施 ③相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オブズパーソンの運営状況の公表 ④市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進	目標どおり達成できました。 ①については、相談者に寄り添い、相談者とともに問題解決を図るとともに、複雑なケースの場合等には継続して相談を受け、解決に向け相談者を支援しました。 ②については、関係者からの資料提出や聞き取り、現地調査等により第三者として公平に調査し、調査結果をもとに関係者間の調整を行い、適切に事案の解決に当たりました。 ③については、相談カードの配布や人権オブズパーソン子ども教室の開催等を通じて広報・啓発を行うとともに、5月に平成29年度の報告書を公表しました。 ④については、広報・啓発活動や相談・救済事案の解決に際し、市の機関や関係機関等と連携・協力して行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
3 男女平等推進事業	男女平等かわさき条例や男女平等推進行動計画に基づき、男女共同参画センターやかわさき男女共同参画ネットワーク等と連携し、男女平等施策を推進します。また、DV防止・被害者支援基本計画に基づき、関係機関等と連携し、DVの防止及び被害者支援に取り組みます。	①「男女平等推進週間」における男女平等に関する広報の実施 ②産業、教育、地域等のさまざまな分野で活動する民間団体等で構成する「かわさき男女共同参画ネットワーク(すくらむネット21)」と合同での「男女平等かわさきフォーラム」の開催(参加者数:160人以上) ③すくらむネット21における情報や活動成果の共有 ④市内専門学校や大学におけるデートDV予防啓発講座の開催(実施回数:5回以上) ⑤DV防止に向けた広報・啓発活動の推進 ⑥国の男女共同参画基本計画などを踏まえた本市の取組の推進 ⑦企業における女性活躍に関する取組の促進に向けた支援策等の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①6月の「男女平等推進週間」において、チラシを作成・配布したほか、公共施設3箇所及び広報コーナーにおいて、バナー展示を行い、男女平等意識の普及啓発を実施しました。 ②男女平等かわさきフォーラムを2月に開催し、130人の参加がありました。 ③運営会議を年3回、全体会議を1回、フォーラムを1回開催しました。 ④⑤DV未然防止に向けた広報活動を行うとともに、デートDV予防ワークショップを専門学校・大学で計5回開催し、デートDV未然防止に向けた啓発活動を行いました。 ⑥審議会等委員の女性比率については、改選を行う継続設置の審議会等を対象に啓発キャンペーンを行い一定の効果が得られましたが、キャンペーンの対象外となった新規設置の審議会等において女性参加が十分に確保されていなかったこと等により、昨年の31.9%から1.2ポイント減の30.7%にとどまりました。 ⑦女性の活躍推進に積極的に取り組む中小企業を対象とした認証制度を創設し、24企業を認証しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	地域子育て支援事業	地域において子育て支援を行う団体と連携し、保護者の子育ての不安感等の緩和に向け、子どもの健やかな育ちを支援する地域子育て支援センターの運営や市民が相互に行う育児援助活動を支援するふれあい子育てサポートセンターの運営等を通して、「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を推進します。	①地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(延べ利用人数:278,283人以上) ②ふれあい子育てサポート事業の実施、事業の利用促進に向けた取組の推進(子育てヘルパー会員平均登録数:802人以上) ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組の実施、子ども・子育て支援に関するニーズ調査の実施 ④子育てに関する情報提供 ⑤子育て世代向けのワーク・ライフ・バランスの取組の推進	①事業を充実するための地域子育て支援センター職員向け研修を9回、意見交換を行う懇談会を2回実施しました。地域子育て支援センターの利用人数については、仮設での実施もあったため、目標を下回りました。(延べ利用人数:246,133人) ②ふれあい子育てサポート事業利用促進のため、子育てヘルパー会員募集チラシの配架先を増やし、市HPの内容を充実させました。また、アゼリア広報コーナーと新聞折り込み広告を利用して事業の広報を行いました。ふれあい子育てサポートセンターの利用人数については、利用者ニーズの多様化や、子育てヘルパー会員の登録が伸びなかつことなどにより、マッチングの成立が困難であったため、目標を下回りました。(子育てヘルパー会員平均登録数:781人) ③「子ども・若者の未来応援プラン」に基づく取組を実施し、子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施しました。また、「子どもの未来応援プラン」に基づく年度評価を実施しました。 ④「かわさきし子育てガイドブック」を作成し、「かわさきし子育て応援ナビ」(ホームページ)による情報提供を行いました。 ⑤九都県市が連携しそれぞれ広報を実施したほか、4県市合同のシンポジウムや、市民向けセミナーを実施しました。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
5	小児医療費助成事業	対象となる小児の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	①小児医療費助成の実施 ・制度の運用及び検証を踏まえた事業推進 ・入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組の推進	目標どおり達成できました。 ①小児医療費助成の実施については、入院医療費助成の所得制限廃止に向けた取組を推進し、平成31年1月から入院医療費助成の所得制限を廃止しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
6	児童手当支給事業	対象となる子どもの年齢に応じて、3歳未満月額15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子、第2子は10,000円、第3子以降は15,000円、中学生は10,000円。所得制限超過世帯には子ども1人一律5,000円を6月、10月、2月に支給します。	①対象者への児童手当の適正な支給	目標どおり達成できました。 ①対象者への児童手当を適正に支給しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	児童福祉施設等の指導・監査	実地又は書面により、各法人・施設・事業等の運営状況について調査又は検査を実施します。	①児童福祉施設、家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園に対する児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法上の指導監査の実施(実施数:444施設) ②こども未来局所管社会福祉法人に対する社会福祉法上の指導監査の実施(実施法人数:8法人) ③児童福祉法施行事務実施機関に対する社会福祉法上の指導監査の実施(実施機関数:6機関) ④社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務の適切な執行(3件) ⑤処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の構築に向けた検討 ⑥施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修の実施(実施回数:5回)	目標どおり達成できました。 ①児童福祉施設、家庭的保育事業等、幼保連携型認定こども園に対する児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法上の指導監査を444施設446件実施しました。 ②こども未来局所管社会福祉法人に対する社会福祉法上の指導監査を8法人8件実施しました。 ③児童福祉法施行事務実施機関に対する社会福祉法上の指導監査を6機関6件実施しました。 ④社会福祉法人設立認可及び定款変更認可業務については、4件を適切に執行しました。 ⑤処遇改善の職員給与への反映に係る確認手法の検討を行いました。 ⑥施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修を5回開催しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

総合的な評価	<p>『子どもの権利』 ①「川崎市子どもの権利に関する条例」の解説パンフレット等を活用した権利学習の実施や、各種研修等への講師派遣や「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催により、様々な世代に向けた意識普及を促進しました。また、人権オンブズパーソン子ども教室の開催や相談カードの配布の実施により、相談・救済についての広報・啓発を推進しました。</p> <p>『子育てを社会全体で支える』 ②地域における子育て支援の推進については地域子育て支援センターの利用人数が目標を下回りましたが、職員向け研修を実施し、子育て情報の提供や相談支援等を行いました。また、ふれあい子育てサポート事業については、子育てヘルパー会員の登録が伸びずマッチングの成立が困難だったため利用人数が目標を下回りましたが、ヘルパー会員募集及び利用促進のため、広報強化に取り組みました。</p> <p>③平成31年1月から小児医療費助成(入院医療費助成)の所得制限を廃止する制度拡充を実施し、子育て家庭への経済的支援を推進しました。</p> <p>これらを実施することにより、一人ひとりがお互いに認め合い、多様な価値観が尊重されるよう、子どもの権利の啓発を進めるとともに、子育て家庭を支える取組や、子育てに負担を感じる家庭への支援の取組の推進に寄与しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価	<p>①子どもの権利について、引き続き、様々な世代に向けた意識啓発の促進が図られることを望みます。また、相談・救済の方法が子どもに伝わるよう、引き続き周知が進められることを望みます。</p> <p>②地域子育て支援センター事業及びふれあいサポート事業について、引き続き、事業内容の充実と利用促進に向けた広報の強化を図り、地域における子育て支援が推進されることを望みます。</p> <p>③子育て家庭への経済的支援として、小児医療費助成(入院医療費助成)の所得制限を廃止する制度拡充が実施されたことを評価します。</p> <p>引き続き、子どもが地域でこそやかに育つことのできる環境の充実に向けて、子育てを社会全体で支える取組が推進されることを望みます。</p>



4 改 善

子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	<p>①子どもの�利について、解説パンフレットや研修等を活用し、様々な世代への意識啓発を促進します。また、相談・救済についての周知を引き続き行います。</p> <p>②地域で子育てを支える取組として、地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供や相談支援等を引き続き実施します。また、ふれあい子育てサポート事業の利用促進に向けて、各センターと連携して広報を強化します。</p> <p>③子育て家庭への経済的支援として、小児医療費助成を引き続き実施します。</p>
------------------------------------	--

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域ですこやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策2 子どものすこやかな成長の促進																		
施策の概要	<p>妊娠・出産期に安心して過ごせる取組を進めるとともに、乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進します。また、学齢期においては、地域団体や青少年関係団体等と連携・協働しながら、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進します。</p>																		
計画期間における主な方向性	<p>『安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり』</p> <ul style="list-style-type: none"> 妊娠期から乳幼児期の子育て家庭を対象とした母子保健の取組の中で、子どもの成長や家庭の育児等の状況について把握した情報を確実かつ的確に活用し、必要な支援を迅速に実施するため、母子保健情報管理システムによる効果的・効率的な母子保健情報の管理と分析を推進します。 妊娠産婦が地域で孤立することなく、安心して出産や育児に臨めるよう、妊娠・出産・育児に関する知識の普及啓発や相談・支援体制を強化します。 妊娠出産に関する啓発とともに、不育や不妊の悩みに対する精神的支援として相談体制の充実を図ります。 安心して妊娠・出産ができるように、NICU(新生児集中治療管理室)の整備を推進するとともに、周産期医療ネットワークに基づく周産期医療関連施設の連携により、引き続き、分娩のリスクに応じた医療を提供していきます。 思春期から妊娠・出産・育児までの切れ目のない支援を推進するため、学校保健と地域保健との連携の強化を図り、保健や育児に関する普及啓発を充実していきます。 医療機関と連携して産前・産後のケアの充実を図り、支援が必要な妊娠産婦のケア、心身ともに不安定になりやすい出産直後の母子のケアを強化します。 休日(夜間)急患診療所や小児急病センターの継続的・安定的な運営及び小児病院群輪番制による第二次救急医療体制を確保するとともに、重症度や緊急性に応じた医療機関の利用や、身近に相談できる「かかりつけ医」等を持つことについて、市民への普及啓発を推進します。 <p>『子ども・若者のすこやかな成長』</p> <ul style="list-style-type: none"> こども文化センターについては、地域や関係機関等との連携を図りながら、乳幼児の親子への子育て支援や小学生・中高生の居場所づくりなどを進めるとともに、老人いこいの家との連携による多世代交流の更なる促進に向けた取組の検討を進めます。 わくわくプラザ事業については、子育て家庭のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めるとともに、学校や家庭、地域と連携しながら、学習や体験・交流活動の充実に向けた検討を進めます。 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成が図られるよう、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進し、青少年の健全育成を図ります。 高校生や大学生などをはじめとした若者の行政参加の促進に向けて、若者の声を市政に活かしていく機会の創出を図るため、若者の関心を惹くような参加型イベントの実施、若者の意見表明のための既存SNS等の積極的活用、若者向け情報発信の実施、主権者教育の充実などに取り組んでいきます。 																		
施策を構成する事業	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>① 妊婦・乳幼児健康診査事業</td><td>⑦ 青少年教育施設の管理運営事業</td><td>⑬</td></tr> <tr> <td>② 母子保健指導・相談事業</td><td>⑧ いこいの家・いきいきセンターの運営</td><td>⑭</td></tr> <tr> <td>③ 救急医療体制確保対策事業</td><td>⑨ 自治推進事業</td><td>⑮</td></tr> <tr> <td>④ 青少年活動推進事業</td><td>⑩</td><td>⑯</td></tr> <tr> <td>⑤ こども文化センター運営事業</td><td>⑪</td><td>⑰</td></tr> <tr> <td>⑥ わくわくプラザ事業</td><td>⑫</td><td>⑯</td></tr> </tbody> </table>	① 妊婦・乳幼児健康診査事業	⑦ 青少年教育施設の管理運営事業	⑬	② 母子保健指導・相談事業	⑧ いこいの家・いきいきセンターの運営	⑭	③ 救急医療体制確保対策事業	⑨ 自治推進事業	⑮	④ 青少年活動推進事業	⑩	⑯	⑤ こども文化センター運営事業	⑪	⑰	⑥ わくわくプラザ事業	⑫	⑯
① 妊婦・乳幼児健康診査事業	⑦ 青少年教育施設の管理運営事業	⑬																	
② 母子保健指導・相談事業	⑧ いこいの家・いきいきセンターの運営	⑭																	
③ 救急医療体制確保対策事業	⑨ 自治推進事業	⑮																	
④ 青少年活動推進事業	⑩	⑯																	
⑤ こども文化センター運営事業	⑪	⑰																	
⑥ わくわくプラザ事業	⑫	⑯																	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明	目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	妊産婦健康診査の助成件数	目標	178,342	179,618	180,968	179,990	件
		説明 契約医療機関での助成件数及び里帰り出産等で利用した償還払いによる助成件数の合計数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	170,081	-	-	-	
2	成果指標	乳幼児健康診査の受診者数	目標	64,300	64,700	64,900	64,900	人
		説明 3~4か月、7か月、1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)、5歳の各健康診査の受診者の合計数	実績	64,679	-	-	-	
3	活動指標	特定不妊治療費の助成件数	目標	2,230	2,230	2,230	2,230	件
		説明 治療費の助成件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	2,191	-	-	-	
4	成果指標	乳幼児健診の平均受診率	目標	97.3	97.3	97.3	97.3	%
		説明 各健診(3か月児・1歳6か月児・3歳児)における「(健康診査受診者数／健康診査対象者数)×100(%)」の平均値	実績	96.7	-	-	-	
5	成果指標	子育てが楽しいと思う人の割合	目標	97.6	97.6	97.6	97.7	%
		説明 1歳6か月児健診における問診票で、「お子さんと一緒に生活はいかがですか」という設問に、「楽しい」又は「大変だが育児は楽しい」と答えた人の割合	実績	96.6	-	-	-	
6	成果指標	思春期の心と身体の健康教育の参加人数	目標	6,100	6,200	6,300	6,300	人
		説明 学校等で思春期の児童を対象として実施する集団での健康教育の参加数	実績	7,443	-	-	-	
7	成果指標	両親学級の参加人数	目標	5,850	5,900	5,950	5,950	人
		説明 各区役所等で実施する両親学級の参加数	実績	5,197	-	-	-	
8	成果指標	産後ケア事業の利用人数	目標	1,000	1,010	1,020	1,020	人
		説明 宿泊型、訪問型、来所型の産後ケアの利用人数	実績	1,346	-	-	-	
9	活動指標	新生児訪問等の実施率	目標	92.2	92.2	92.2	92.2	%
		説明 新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問の実施率	実績	94.2	-	-	-	
10	成果指標	歯科休日急患診療患者数	目標	457	457	457	457	人
		説明 年末年始等に歯科診療を行っている歯科保健センター等の患者数	実績	500	-	-	-	
11	成果指標	救急医療情報センターにおけるオペレータ受信件数	目標	57,917	57,917	57,917	57,917	件
		説明 急な病気やけがをした場合、電話により、これから受診できる医療機関(歯科を除く)を24時間365日対応により案内している救急医療情報センターにおいて、オペレータが電話を受けた件数	実績	56,108	-	-	-	
12	活動指標	「成人の日を祝うつどい」協力運営ボランティア人数	目標	150	150	150	150	人
		説明 「成人の日を祝うつどい」のサポートー、当日の運営スタッフ等として「成人の日を祝うつどい」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	実績	155	-	-	-	
13	活動指標	「青少年フェスティバル」協力運営ボランティア人数	目標	140	140	140	140	人
		説明 「青少年フェスティバル」の実行委員、当日の運営スタッフ等として「青少年フェスティバル」の企画や運営等に携わったボランティアの人数	実績	175	-	-	-	

14	活動指標	こども文化センターの利用人数		目標	1,852,000	1,852,000	1,852,000	1,852,000	人
		説明	こども文化センターの利用人数						
15	成果指標	わくわくプラザの登録率		目標	48.7	48.8	48.9	49	%
		説明	わくわくプラザ登録者数／対象児童数						
16	成果指標	わくわくプラザ利用者の満足度		目標	—	7.5	—	7.7	点
		説明	「わくわくプラザ利用者アンケート」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値 ※10点満点						
17	活動指標	ハケ岳少年自然の家の利用人数		目標	96,000	96,000	96,000	96,000	人
		説明	恵まれた自然環境の中で、団体宿泊生活を通して、心身を鍛錬し、もって健全な青少年の育成を図るハケ岳少年自然の家の利用人数						
18	活動指標	黒川青少年野外活動センターの利用人数		目標	31,000	31,000	31,000	31,000	人
		説明	野外活動による体験を通して、青少年の自主性及び協調性を育み、もって青少年の心身の健やかな発達に寄与する黒川青少年野外活動センターの利用人数						
19	活動指標	子ども夢パークの利用人数		目標	92,000	92,000	92,000	92,000	人
		説明	子どもが遊び夢を育む場と子どもの活動拠点・居場所を提供し、子どもの自主的・自発的な活動を支援する子ども夢パークの利用人数						
20	活動指標	青少年の家の利用人数		目標	34,000	34,000	34,000	34,000	人
		説明	団体宿泊研修等を通じて、心身ともに健全な青少年の育成を図る青少年の家の利用人数						
21	成果指標	いこいの家及びいきいきセンターの利用者数		目標	867,000	867,000	867,000	867,000	人
		説明	いこいの家48館及びいきいきセンター7館の年間利用者数						
22	活動指標	連携モデル事業実施館数		目標	48	48	48	48	館
		説明	多世代交流をはじめとした地域交流の促進のための連携モデル事業の実施館数						

3 評価

内部評価の結果

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1 妊婦・乳幼児健康診査事業	妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図るため、妊産婦健康診査費用の一部助成や乳幼児健康診査を実施しています。	①特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施(助成件数:2,230件) ②妊婦健康診査の費用の一部助成の実施(助成件数:178,342件以上) ③乳幼児健康診査の実施(1歳6か月、3歳(3歳6か月児対象)は各区で実施／3か月、7か月、5歳児は医療機関で実施)(受診者数:64,300人以上) ④健診未受診者へのフォローの実施 ⑤医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援に向けた取組の推進 ⑥視聴覚健診事業の実施 ⑦先天性代謝異常等検査事業の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①治療費が高額となる体外受精及び顯微授精について治療に要する費用の一部助成により、負担軽減を行いました。(助成件数:2,191件) ②安心・安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査費用の一部を助成し、妊婦と胎児の健康管理を実施しました。(助成件数:170,081件) ③④乳幼児健康診査において、乳幼児の健やかな発育・発達の確認を行い、医療機関と連携し実施しました。また、健診未受診者については、受診勧奨を行うとともに家庭訪問等により状況を把握しました。(受診者数:64,679人) ⑤医療機関と連携し、妊婦・乳幼児健康診査の受診状況等から要支援家庭を抽出し、継続的な支援を実施しました。 ⑥視聴覚健診については、3歳児健診時に実施しました。 ⑦先天性代謝異常等検査の検査費用の助成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
2 母子保健指導・相談事業	思春期から、妊娠・出産・乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	①思春期の心と身体の健康教育を実施します。(参加者数:6,100人) ②各区における母子健康手帳の交付・相談を実施します。 ③各区における両親学級等の開催による出産・育児支援を実施します。(参加者数:5,850人) ④新生児訪問及びこにちは赤ちゃん訪問を実施します。(訪問実施率:92.2%) ⑤産後ケア事業等(妊娠・出産包括支援事業)により産前からの相談及び産後早期の支援を強化します。(産後ケア利用者数:1,000人) ⑥養育支援訪問(乳幼児訪問指導の実施) ⑦産前産後におけるサポートの実施 ⑧産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①学校保健と連携し、児童の発達状況に応じた思春期の心と身体の健康教育を実施しました。(参加者数:7,443人) ②妊娠届出時に母子保健コーディネーターによる全数面談を実施し、より早期に支援の必要な家庭を把握し継続的な支援を実施しました。 ③両親学級については、平成29年度から妊娠届出数が約500件減少したため受講者が減少しましたが、土日に開催するなど参加しやすい両親学級を実施しました。(参加者数:5,197人) ④新生児全戸訪問及びこにちは赤ちゃん訪問により、地域の情報や相談窓口を周知し孤立化を防ぐとともに、支援の必要な家庭の把握を行いました。(訪問実施率:94.2%) ⑤産後4か月までの産婦を対象に、宿泊型、訪問型に加え、助産所に通所し助産師のケアを受ける来所型を実施しました。(産後ケア利用者数:1,346人) ⑥問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を行う養育支援訪問を実施しました。 ⑦⑧産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業、及び産前産後におけるサポートを実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
3 救急医療体制確保対策事業	救急病院、総合(地域)周産期母子医療センター、年末年始等歯科診療事業に対する運営支援を行います。また、休日(夜間)急患診療所、小児急病センター、救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターを着実に運営します。	①救急病院に対する運営支援等、救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ②総合(地域)周産期母子医療センターに係る補助金の交付等運営支援の実施 ③休日急患診療所の医師会による運営に対する支援の実施 ④歯科休日急患診療事業の運営支援を通じた、歯科救急医療に係る地域医療ニーズに対応するための歯科診療の提供 ⑤救急医療情報システム「かわさきのお医者さん」や救急医療情報センターの運営	①小児急病センター、病院群輪番制病院運営事業、救命救急センター等に対する運営支援等を行い救急医療体制を確保しました。 ②総合(地域)周産期母子医療センターに対する運営支援等を行い周産期医療体制を確保しました。 ③休日急患診療所の医師会による自主事業化に伴い、休日急患診療所事業に対する運営支援を行い、安定的な運営を確保しました。 ④年末年始等急患歯科診療事業に対する運営支援を行い、ゴールデンウィーク及び年末年始における歯科救急医療体制を確保しました。 ⑤「かわさきのお医者さん」のアクセス数は164,463件であり、救急医療情報システムや救急医療情報センターは市民に認知されています。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	青少年活動推進事業	青少年指導員による活動を支援とともに、子ども会をはじめとした青少年団体と連携した取組を進めます。青少年自身が企画から運営まで主体的に関わっていく青少年フェスティバル等を実施し、社会活動への参加を促進します。各種団体等と連携した健全な育成環境づくりを進めます。	①青少年を育成・指導する青少年団体への支援 ②こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 ③「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 ④青少年指導員活動への支援及び青少年指導員制度の充実に向けた検討	目標どおり達成できました。 ①青少年団体への支援については、各団体の行事や研修会、広報活動等への支援を行いました。 ②青少年の健全な育成環境推進協議会において、広報啓発活動やこども110番事業情報交換会の開催等の取組を行いました。 ③成人の日を祝うつどいについては、成人式センター9人、当日の運営スタッフも併せ、155人が協力ボランティアとして参加しました。青少年フェスティバルについては、実行委員42人、当日の運営スタッフも併せ、175人が協力運営ボランティアとして参加しました。 ④各区青少年指導員連絡協議会と連携し、活動の活性化に向けた課題整理や、広報活動の支援等を行いました。	3 ほぼ目標どおり A 貢献している	II 改善しながら継続
5	こども文化センター運営事業	概ね中学校区に1か所で運営しているこども文化センターにおいて、多様な体験や活動を通じた子ども・若者の健全育成を推進するとともに、市民活動の地域拠点として、市民の地域活動を支援します。	①今後の運営のあり方を踏まえた児童の健全育成に向けた取組の推進 ②施設等の計画的な維持・補修の実施 ③(仮称)小杉こども文化センターの整備に向けた取組の推進 ④多世代交流の促進に向けた、いこいの家との連携事業の推進	目標どおり達成できました。 ①今後の運営のあり方や多世代交流の促進についての考え方を仕様書に反映させたうえで、令和元年度からの次期指定管理者を選定しました。 ②施設の計画的な維持・補修を行うため、劣化診断調査を実施しました。 ③小杉こども文化センターの開設に向けた取組を行いました。 ④連携モデル事業を全てのこども文化センターでを行い、地域における高齢者や子育て世代等の共生意識を醸成するよう取り組みました。	3 ほぼ目標どおり A 貢献している	I 現状のまま継続
6	わくわくプラザ事業	小学校の余裕教室や敷地内施設を活用し、校外に移動することなく、全ての児童に安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、多様な体験・活動の機会を提供します。	①ニーズを踏まえた事業の充実に向けた取組の推進 ②長期休業期間中の開設時間の延長に向けた試行的な取組の実施 ③施設等の計画的な維持・補修の実施 ④小杉小学校におけるわくわくプラザの整備の推進 ⑤子育て支援わくわくプラザ事業の実施	目標どおり達成できました。 ①長期休業期間等における開設時間の延長、多世代交流事業やメール配信サービスの実施等について仕様書に反映させたうえで、令和元年度からの次期指定管理者を選定しました。 ②開設時間の延長に向けた試行的な取組を、冬季休業時から、すべてのわくわくプラザで実施しました。 ③プラザ室の計画的な維持・補修を適切に行いました。 ④平成31年4月の開設に向け、小杉小学校わくわくプラザの開設準備を行いました。 ⑤全市立小学校113校で子育て支援・わくわくプラザ事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり A 貢献している	I 現状のまま継続
7	青少年教育施設の管理運営事業	研修施設・宿泊施設・野外活動施設・子どもの活動の拠点等の施設を運営し、青少年の健全育成を推進します。	①ハケ岳少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施(利用人数96,000人以上) ②黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施(利用人数31,000人以上) ③子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施(利用人数92,000人以上) ④青少年の家における団体宿泊活動等の実施(利用人数34,000人以上)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①ハケ岳少年自然の家において団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等を実施しました。 ②黒川青少年野外活動センターにおいて、野外自然観察活動等を実施しました。また、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンへの協力、黒川地区の豊かな自然環境の維持・保全への協力、夜間の緊急対応等について、仕様書に反映させた上で、令和元年度からの次期指定管理者を選定しました。 ③子ども夢パークにおいて、子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等を実施しました。 ④青少年の家において、団体宿泊研修等を実施するとともに、民間企業や大学への働きかけによる団体利用促進を図りました。	3 ほぼ目標どおり A 貢献している	I 現状のまま継続

8	いこいの家・いきいきセンターの運営	いこいの家・いきいきセンターの運営を通じて、高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康新進を図ります。	①指定管理者によるいこいの家48か所・いきいきセンター7か所の運営 ②施設の老朽化対策に係る補修工事及び長寿命化予防保全工事の実施(実施数:2か所) ③いこいの家の多世代交流をはじめとした地域交流の促進を目的とした連携モデル事業の拡大及び検証(全48か所) ④地域コミュニティ形成のための拠点整備に向けた検討結果に基づく取組の推進 ⑤いきいきセンター併設老人デイサービスセンターの廃止に向けた利用者の移行調整及び跡地整備の検討(全2か所)	目標どおり達成できました。 ①指定管理者によるいこいの家48か所・いきいきセンター7か所の運営を適切に実施しました。 ②施設の老朽化対策に係る補修工事(実施数:1か所)及び長寿命化予防保全工事(実施数:4か所) ③多世代交流をはじめとした地域交流のための連携モデル事業を48か所に拡大及び検証しました。 ④地域コミュニティ形成のためのいこいの家・老人福祉センター活性化計画を策定しました。 ⑤H30年度末で廃止となるいわい老人デイサービスセンターの利用者移行調整を行い、いわい・多摩両センター跡地の地域交流スペース等への転用に向けて取り組みました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
9	自治推進事業	自治基本条例の理念の浸透を図るため、区役所や関係施設のモニター等を活用した周知・広報を行っています。また、パブリックコメント手続制度及び住民投票制度を適切に運用するとともに、制度の浸透に向けて、同様に周知・広報を行っています。さらに、市民参加の促進を図るために具体的な手法について、検討を行っています。	①区役所や関係施設のモニター等を活用した自治基本条例の理念等の周知・広報 ②主に若者を対象とした市民参加型ワークショップの開催 ③パブリックコメント手続制度及び住民投票制度の適切な運用	目標どおり達成できました。 ①については、区役所の窓口番号表示システムによる自治基本条例PR動画の放映を行いました。 ②については、市内在住、在学等の高校生が、地域課題を解決するアイデアを出す参加型イベント「川崎ワカモノ未来PROJECT」を実施し、23人が参加しました。 ③については、平成30年度、全庁でパブリックコメントが48件実施されました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

総合的な評価	<p>『安心して子どもを産み育てることのできる環境づくり』 ①妊婦・乳幼児健康診査事業については、乳幼児健康診査平均受診率が96.7%と高い数値で推移しています。 また、「母子保健情報管理システム」を活用し、効率的に未受診者の抽出を行うことで、確実に相談支援を行い、支援の必要な家庭の情報を一元管理して、専門職による効果的・効率的な支援を継続的に実施しました。母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において来所型を追加し、より利用者のニーズに合わせた体制を整えました。</p> <p>『子ども・若者のすこやかな成長』 ②こども文化センターにおいては、老人いこいの家との連携モデル事業をすべてのこども文化センターで実施するなど、地域で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくり、多様な主体が連携する仕組みづくりを推進しました。</p> <p>③わくわくプラザ事業については、約半数の児童が登録しており、本市の全ての小学生の放課後の居場所として大きな役割を果たしています。開設時間の延長に向けた試行的な取組をすべてのわくわくプラザで実施するなど、子育て世代のニーズを踏まえた事業内容の検討・取組を進めました。</p> <p>これらを実施することにより、妊娠・出産期に安心して過ごせる取組及び乳幼児期における子どもの発達支援や育児支援の取組を推進しました。また、児童の健全育成や安全・安心な居場所づくりに向けた取組を推進しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価	<p>①妊婦・乳幼児健康診査事業については、健診に来ない人への対応が大きな課題であり、「母子保健情報管理システム」により、未受診者への対応がなされたことを評価します。また、母子保健指導・相談事業については、産後ケア事業において来所型を追加し、より利用者のニーズに合わせた体制が整えられたことを評価します。</p> <p>②こども文化センターについては、多様な主体が連携する仕組みづくりの推進が図られたことを評価します。引き続き、地域における子育て支援及び青少年健全育成の拠点として、多世代交流の推進のための連携が進められることを望みます。</p> <p>③わくわくプラザについては、引き続き、利用者のニーズに合わせて、サービスの充実に向けた取組の推進が図られる事を望みます。</p> <p>引き続き、子どもがすこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、子どものすこやかな成長の促進のための取組が推進されることを望みます。</p>

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	<p>①妊婦・乳幼児健康診査事業、母子保健指導・相談事業の実施により、乳幼児期の発達支援、疾病等の予防、児童虐待等の予防などに取り組んでいます。引き続き、妊娠期や育児における不安の軽減に向けて、切れ目のない相談支援体制の充実を図り、安心して子育てができる環境づくりを推進していきます。</p> <p>②こども文化センターについては、引き続き青少年の健全育成事業を実施するとともに、今後は、乳幼児を持つ親子、小学生、中学生から高齢者まで、多世代が相互に交流することにより、子どもたちが、互いに支えあうことを学びながら育ち、地域の一員として主体的に活動していく力を培うための環境づくりを推進していきます。</p> <p>③わくわくプラザについては、全ての小学生の放課後の居場所と多様な体験を通じた心身の成長に大きく貢献しており、多様化する利用者ニーズを踏まえたサービスの充実に向けた取組を推進していきます。</p>
------------------------------------	---

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域でこそやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策3 学校・家庭・地域における教育力の向上			
施策の概要	家庭や地域に開かれた学校づくりや地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりに向けて、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進します。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進します。			
計画期間における主な方向性	<p>『学校の教育力の向上』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・スクールの取組成果をまとめたパンフレットの作成・配布や、コミュニティ・スクール連絡会、コミュニティ・スクール・フォーラムの開催など、その成果を他の学校に波及させること等により、引き続き、よりよい教育の実現を目指していきます。 ・区・教育担当が、地域の子ども・若者支援に関わる諸団体、保健・福祉部門等の関係機関と連携するとともに、学校の抱える様々な課題に組織的に対応できるようきめ細やかに支援し、困難を抱える子ども・若者の小さなサインも見逃さない支援体制づくりを推進します。 ・学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した特色ある学校づくりの推進や、各学校が自らの教育活動等について、目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る学校評価の推進などに取り組みます。 <p>『家庭・地域の教育力の向上』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業等との連携による家庭教育事業の実施など、仕事を持つ保護者のほか、これまで各種事業を受講できなかった家庭の方々が学べる機会や場を提供します。 ・各行政区と各中学校校区に設置している地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲や力を、社会全体の活力や地域の教育力向上につなげられるように支援するとともに、地域教育会議の活動や魅力についての情報発信を行います。 ・地域ぐるみで子どもを育てる「地域の寺子屋事業」の全小・中学校への展開に向けた取組を推進していきます。 			
施策を構成する事業	① 地域等による学校運営への参加促進事業	⑦ 地域の寺子屋事業	⑬	
	② 区における教育支援推進事業	⑧	⑭	
	③ 地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	⑨	⑮	
	④ 教職員研修事業	⑩	⑯	
	⑤ 家庭教育支援事業	⑪	⑰	
	⑥ 地域における教育活動の推進事業	⑫	⑱	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	学校運営協議会の設置校数		目標	10	15	15	15	校
		説明	学校運営協議会を設置した学校(コミュニティ・スクール)数	実績	10	-	-	-	
2	活動指標	研修実施回数		目標	344	320	-	-	回
		説明	ライフステージに応じた研修とその他の必修研修、希望研修の回数	実績	322	-	-	-	
3	活動指標	「輝け☆明日の先生の会」実施回数		目標	21	12	-	-	回
		説明	講話・ゼミの実施回数	実績	21	-	-	-	
4	活動指標	PTAによる家庭教育学級開催数		目標	163	163	163	163	校
		説明	PTAの企画による家庭教育学級を開催した学校数	実績	163	-	-	-	
5	成果指標	子どもや地域のことを考えるきっかけを得た人の割合		目標	93	93.5	94	94.5	%
		説明	地域教育会議の活動に参加して、「子どもや地域のことを考えるきっかけとなつた」と回答した人の割合(「なつた」「どちらかというと、なつた」と回答した人を合算)	実績	83.8	-	-	-	
6	成果指標	泳力向上プロジェクトの参加者数		目標	2,830	2,830	2,830	2,830	人
		説明	市内のスイミングスクールと連携して実施する、泳げない子どもを対象とした水泳教室の参加者数	実績	3,077	-	-	-	
7	活動指標	地域の寺子屋の開設数		目標	77	状況に応じて柔軟に拡充	状況に応じて柔軟に拡充	全小・中学校	箇所
		説明	小中学校への寺子屋の開設数	実績	47				
8	成果指標	養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材の確保		目標	1,000	1,500	2,000	2,500	人
		説明	寺子屋先生や寺子屋コーディネーターとして、寺子屋の運営に関わる人の数	実績	850	-	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	地域等による学校運営への参加促進事業	・家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進をします。 ・先導的な実践成果の普及・啓発を図ります。	①家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営の推進 ②学校運営協議会の運営支援の継続及び法改正を踏まえたあり方の検討 ③コミュニティ・スクールの実践成果の普及・啓発	目標どおり達成できました。 ①学校運営協議会または学校教育推進会議を活用しながら、全市立学校において特色ある学校づくりを進めました。 ②既存のコミュニティ・スクール（学校運営協議会設置校）10校を訪問し、学校運営協議会にかかる法改正の趣旨説明を丁寧に行なった上で、本市の学校運営協議会規則を改正しました。 ③コミュニティ・スクール連絡会及びコミュニティ・スクール・フォーラムの開催やコミュニティ・スクール・ガイド2018の作成・配布等を通して、各協議会の特色ある取組を共有し、実践成果を普及・啓発しました。その結果、次年度に向けて設置校拡大の道筋を立てることができました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	区における教育支援推進事業	・区における教育支援を推進します。 ・「区・学校支援センター」による取組を推進します。	①区における学校運営全般に対する支援 ②地域みまもり支援センターとの連携など、学校間及び学校と地域の連携強化 ③各区の「要保護児童対策地域協議会実務者会議」での情報共有など、地域諸団体・機関との連携強化による子ども支援の推進 ④「区・学校支援センター」による学校支援協力者の登録・学校への紹介等の取組の推進	目標どおり達成できました。 ①②③PDCAサイクルに基づく1年～数年を見通した学校運営への支援や学校間及び学校と地域の連携強化、発発的な事業や解決が困難な事業への対応等について、地域みまもり支援センター担当をはじめとする区役所の関係機関等とも適切に連携・協働しながら、迅速かつ丁寧な支援を行いました。 ④学校が必要とする支援にできる限り応えられるよう、学校支援協力者の新たな発掘や適切な派遣に努めました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
3	地域に開かれた特色ある学校づくり推進事業	・特色ある教育の充実や活性化を図るため、様々な分野の専門家を講師として学校に招き、その専門性を生かした指導により、子どもたちの知的好奇心や感性を育みます。 ・各学校が、学校評価を活用して、自らの教育活動等について目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図ります。 ・地域の協力者の支援により、地域の特性を生かした教育活動を進めます。	①学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりの推進 ②各学校が、自らの教育活動等について、めざすべき目標を設定し、その達成状況や取組等について評価することにより、学校の組織的・継続的な改善を図る、学校評価の実施 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援	目標どおり達成できました。 ①「夢教育21推進事業」を全校で実施し、学校がそれぞれの地域にある資源を活かして特色ある学校づくりを進めました。 ②学校評価の実施について、全校で自己評価及び学校関係評価を実施しました。 ③学校教育ボランティア配置による学校活動の支援については、ボランティアコーディネーターを142校に配置しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
4	教職員研修事業	子どもたちとともに学び続ける教員であるために、ライフステージに応じた教職員研修を推進します。特に、学校全体の教育力向上をめざして、若手教員の資質向上とミドルリーダー育成の充実を図ります。	①教職員の資質、指導力の向上をめざした研修の実施及び育成指標に基づく研修の再構築 ②優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施	目標どおり達成できました。 ①教職員の資質や指導力の向上をめざした研修の充実及び育成指標に基づく研修の再構築については、必修研修としてライフステージに応じた研修を13講座102回、その他の必修研修を27講座93回、希望研修を52講座127回実施しました。また、策定した育成指標に基づく研修計画を作成し、ライフステージ研修等の内容等について見直しを図りました。あわせて、一部の研修を削減する等、教職員の多忙化に配慮しながら研修の質の維持・向上を図りました。 ②優秀な人材の確保に向けた、教職をめざす人のための「輝け☆明日の先生の会」の実施については、5月から9月までの土曜日に8日間、「輝け☆明日の先生の会」を設置し、講話15回、ゼミを6回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
5	家庭教育支援事業	家庭の役割や子育ての重要性を啓発し、親同士の交流や学習を促進します。また、区単位・市単位で家庭教育や子育て支援に関わる関係機関の情報交換とネットワークづくりを進め、子育て期の市民を地域全体で支えあう家庭教育環境を構築します。	①市民館等における家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供 ②PTAによる家庭教育学級開催の支援（開催数：163校以上） ③全市・各区「家庭教育推進連絡会」の開催による情報共有の推進 ④企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など家庭教育支援の推進	目標どおり達成できました。 ①市民館等において家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会を提供しました。 ②PTAによる家庭教育学級の163校での開催を支援しました。 ③全市と各区において「家庭教育推進連絡会」をそれぞれ2回実施しました。 ④企業等と連携した事業を2回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

6	地域における教育活動の推進事業	各中学校区と各行政区に地域教育会議を設置し、「教育を語る集い」や「子ども会議」を実施するとともに、「川崎市子どもの権利条例」に基づき、川崎市子ども会議を実施します。また、市内のスイミングスクールと連携して、子ども達の泳力向上に向けた取組を進めます。	①研修会の実施等による各行政区・各中学校区地域教育会議の活性化に向けた支援 ②地域教育会議交流会の開催による情報共有等の推進 ③市子ども会議の開催と各行政区・各中学校区子ども会議との連携 ④地域のスイミングスクール等と連携した、子どもの泳力向上プロジェクトの実施(参加者数:2,830人以上)	目標どおり達成できました。 ①②地域教育会議においては、コミュニティ・スクールについて学ぶ研修会を開催し、地域と学校の協働のあり方について理解を深めました。さらに、交流会において、コミュニティ・スクールと両輪のものとして国が打ち出している「地域学校協働本部」について学び、川崎市におけるそのあり方や今後の地域教育会議の方向性について意見交換を行いました。 ③市子ども会議を開催し、市長への提言を行うとともに、各行政区・中学校区子ども会議の担当者連絡会や、子ども集会などを通じて、連携を図りました。 ④市内17か所のスイミングスクールと連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を開催しました。	3 ほぼ目標どおり A 貢献している	II 改善しながら継続
7	地域の寺子屋事業	退職した教員、PTA、地域住民、学生などに寺子屋の先生を担っていただきながら、平日週1回放課後に実施している学習支援と、土曜日等月1回開催している体験活動を通して、多世代交流型の学びの場をつくります。	①地域や学校の状況を踏まえた地域の寺子屋事業の推進(目標値77か所) ②養成講座等による、地域の寺子屋の運営に関わる人材(寺子屋先生・寺子屋コーディネーター)の確保(目標値1,000人) ③地域の寺子屋推進フォーラムの開催による普及・啓発	①地域や学校の実情に応じて寺子屋を拡充するとともに(平成29年度末38か所→平成30年度末47か所)、翌年度の開講に向けて準備を進めました。 ②寺子屋先生養成講座を年9回開催し144人の参加がありました。また、寺子屋コーディネーター養成講座を市内3か所で開催し、39人の参加がありました。 ③12月23日に地域の寺子屋推進フォーラムを開催し、寺子屋が開講していない学校の親子も参加できる体験プログラムの実施や、寺子屋の意義をより多くの方へ周知するための意見交流などを行いました。	4 目標を下回った A 貢献している	II 改善しながら継続

<p>総合的な評価</p> <p>『学校の教育力の向上』 ①既存のコミュニティ・スクール(学校運営協議会設置校)10校を訪問し、学校運営協議会にかかる法改正の趣旨説明を丁寧に行なった上で、本市の学校運営協議会規則を改正しました。</p> <p>②研修の実施及び育成指標に基づく研修の再構築を実施し、教職員の資質や指導力の向上を目指しました。また、一部の研修を削減する等、教職員の多忙化に配慮しながら研修の質の維持・向上を図りました。</p> <p>『家庭・地域の教育力の向上』 ③市民館等における、家庭・地域教育学級等、家庭教育に関する学習機会の提供やPTAによる家庭教育学級の開催の支援を進めたほか、企業等と連携した家庭教育の支援事業を実施するなど、家庭教育の推進に取り組み、家庭の教育力の向上を図りました。</p> <p>④地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点である地域の寺子屋を、予算上は77か所への拡充を予定していたものの、地域や学校の実情に応じて、47か所に拡充しました。また、地域の寺子屋推進フォーラムの開催や、寺子屋が開講していない学校の親子も参加できる体験プログラムの実施、寺子屋の意義をより多くの方へ周知するための意見交流などを行い、多世代交流型の学びの場の取組を推進しました。</p> <p>これらを実施することにより、学校・家庭・地域が連携して、よりよい学習活動を実現するための取組を推進するとともに、教職員の資質・指導力の向上を図るための取組を推進しました。また、家庭や地域の教育力を高めるため、様々な経験や知識、社会貢献の意欲を持つ地域の幅広い世代が、子どもたちの学習や体験を支える取組を推進しました。</p>
<p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>①引き続きコミュニティ・スクールの充実が図られることを望みます。</p> <p>②教職員の多忙化に配慮しながら、指導力の向上を目指した研修の実施及び育成指標に基づく研修の再構築が行われたことを評価します。引き続き、学校全体の教育力向上のため、研修の改善等による学校支援の推進が図られることを望みます。</p> <p>③家庭教育の推進のため、家庭教育に関する学習機会の提供、企業と連携した家庭教育の支援事業の実施などが行われ、家庭の教育力の向上が図られたことを評価します。</p> <p>④地域の寺子屋について、予算上の拡充予定には届かなかったものの、47か所に拡充したことを評価します。今後も拡充に向けて、寺子屋の意義の周知や、人材の確保等が図られていくことを望みます。</p> <p>引き続き、子どもがすこやかに育つことのできる環境の充実に向けて、学校・家庭・地域における教育力の向上のための取組が推進されることを望みます。</p>

4 改 善

<p>子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組</p>	<p>①改正した規則のもと、本市にあった学校運営協議会制度の在り方について研究を継続し、コミュニティ・スクールの充実を図ります。</p> <p>②自ら学び続ける教員として資質・能力を向上させるために、研修の内容や方法を改善しながら学校支援を推進します。</p> <p>③引き続き、企業等と連携した事業実施及び福祉部門と連携した情報提供など、家庭教育支援の推進に取り組んでいきます。</p> <p>④寺子屋の拡充に向けて、寺子屋の運営を担う人材や団体の発掘、育成を行っていきます。</p>
---	---

施策の方向性Ⅰ 子どもが地域でこそやかに育つことのできる環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策4 子育てしやすい居住環境づくり				
施策の概要	子育て家庭が安心して暮らせるよう、住まいの確保や居住環境の維持向上のための住宅施策を推進するとともに、良好で快適な地域の環境づくりに向けて、身近な公園の適切な維持・管理等を行います。 また、犯罪の未然防止に向けて、市内の防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の状況に応じて計画的な防犯灯の設置を進めるなど、安全・安心な地域づくりを進めます。				
計画期間における主な方向性	<p>«子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備»</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て世帯の居住環境の向上に向け、子育てに配慮した住宅の普及を推進します。 重層的な住宅セーフティネットの構築に向け、市営住宅の活用や、民間賃貸住宅を活用した住まいの確保等を推進します。 <p>«安全・安心な居住環境の整備»</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全・安心な公園・緑地の整備に向け、子どもたちの自然的環境における遊びや体験の場としても活用できるよう、自然的環境を活かした公園や緑地づくりを促進します。 老朽化の進んだ公園の再整備やバリアフリー化を進めるとともに、長寿命化の取組により、遊具など公園施設の適切な維持管理を推進します。 子ども・若者に公園を安全に利用できるよう、防犯機能を有する施設管理用カメラの設置を進めています。 地域からの需要が高い防犯カメラ設置補助等、地域の防犯力を高める取組を進めることにより安全・安心なまちづくりを推進していきます。 				
施策を構成する事業	① 住宅政策推進事業	⑦ 防犯対策事業	⑬		
	② 高齢者等に適した住宅供給推進事業	⑧ 商店街課題対応事業	⑭		
	③ 民間賃貸住宅等居住支援推進事業	⑨	⑮		
	④ 市営住宅等管理事業	⑩	⑯		
	⑤ 魅力的な公園整備事業	⑪	⑯		
	⑥ 公園施設長寿命化事業	⑫	⑯		

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類	指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 活動指標	住宅政策審議会の開催		目標	3	3	3	3	回
	説明	住宅及び住環境に関する政策の重要事項について、市長の諮問に応じ、調査・審議すること目的に開催する審議会の開催回数	実績	3	-	-	-	
2 成果指標	サービス付き高齢者向け住宅の登録数		目標	1,970	2,173	2,375	2,628	戸
	説明	高齢者すまい法第5条の登録を受けたバリアフリー構造で生活相談・安否確認のサービスを提供する高齢者向け住宅の登録戸数	実績	1,844	-	-	-	
3 成果指標	子育て等あんしんマンション認定件数		目標	4	4	4	4	件
	説明	子育て世帯など誰もが安心して暮らすことができる居住環境を整えるため、安心・安全、バリアフリーなどの要件を充足する良質なマンションとして認定した数	実績	1	-	-	-	
4 活動指標	居住支援協議会の会議開催数		目標	5	5	5	5	回
	説明	不動産団体や福祉関連団体等の多様な主体との連携によるプラットホーム「居住支援協議会」での協議(総会、専門部会等)により、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の実現に向けた取り組みを行っていきます。	実績	6	-	-	-	
5 成果指標	すまいの相談窓口における相談者の契約手続き等の同行支援件数		目標	-	6	12	12	件
	説明	すまいの相談窓口において福祉等の既存制度に基づく支援がない方(介護保険や障害認定等に基づくヘルパー等がない方等)への対応として、契約手続き等の同行支援を実施します。	実績	-	-	-	-	
6 成果指標	市営住宅使用料収入率(現年)		目標	99.2	99.17	99.34	99.41	%
	説明	現年度分の市営住宅使用料の収入率	実績	99.17	-	-	-	
7 成果指標	市営住宅使用料収入率(過年)		目標	14.56	14.51	14.32	14.86	%
	説明	過年度分の市営住宅使用料の収入率	実績	10.19	-	-	-	

8	活動指標	遊具を更新した公園数		目標	13	12	12	11	公園
		説明	公園施設長寿命化計画に基づき遊具の更新を行った公園の箇所数		実績	14	—	—	
9	活動指標	住宅の防犯診断の実施件数		目標	50	50	50	50	件
		説明	空き巣など侵入泥棒への防犯対策として行う住宅の防犯診断の実施件数		実績	58	—	—	
10	活動指標	出張防犯相談コーナーの開催回数		目標	35	35	35	35	回
		説明	区役所等で開催する、防犯相談や防犯用品の展示等を行うコーナーの開催回数		実績	35	—	—	
11	成果指標	市内刑法犯認知件数		目標	8,500	8,500	8,500	8,500	件
		説明	県警発表による市内の空き巣等の刑法犯認知件数(年度ではなく暦年)		実績	7,615	—	—	
12	活動指標	街路灯LED化実施数		目標	90	97	99	101	件
		説明	商店街が保有する街路灯を水銀灯などの従来型街路灯からLED化した事業への支援件数の累計		実績	95	—	—	
13	成果指標	商店街による安全安心事業への支援件数		目標	45	47	49	51	件
		説明	防犯カメラやAEDを設置した事業への支援件数の累計		実績	44	—	—	
14	成果指標	商店街による施設撤去事業への支援件数		目標	22	26	30	34	件
		説明	街路灯、アーチ、アーケードの施設の撤去を実施した事業への支援数の累計		実績	28	—	—	
15	活動指標	創業予定者向けセミナーの講義回数		目標	12	12	12	12	回
		説明	商人デビュー塾の開催		実績	12	—	—	

3 評価

内部評価の結果

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1 住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や住宅市場の活性化、子どもから高齢者まで市民の居住の安定を図るため、民間住宅から公営住宅まで、住宅政策全般に関する施策立案や調査等を実施します。	①住宅基本計画の推進と進行管理 ②子育て世帯の市内定住促進に資する支援制度の検討 ③断熱化の促進に向けた支援制度の検討	目標どおり達成できました。 ①住宅政策審議会を活用し、住宅基本計画に基づく住宅セーフティネットの構築に向けた取組等を推進しました。 ②子育て世帯の市内定住促進に資する支援制度の検討については、昨年度に実施した市外転出子育て世帯向けアンケート調査の結果や住宅政策審議会での意見を踏まえ、今後の取組の方向性を取りまとめました。 ③の断熱化の促進に向けた支援制度の検討については、身近なところから始められる住宅の断熱化や温熱環境の改善の周知を図ることを目的に、市民参加型のエコリノベワークショップを開催し、その参加者や協力事業者等からの意見を踏まえ、より効果的な断熱化の支援の方向性について検討を進めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
2 高齢者等に適した住宅供給推進事業	・高齢者世帯や子育て世帯に対して民間事業者の供給により、適正な居住水準の良質な賃貸住宅を提供するとともに、入居者の収入に応じて家賃負担を減額する事業者に対して費用を助成します。また適正な水準のサービス付き高齢者向け住宅の供給を誘導し、市民に対して情報の提供を行います。 ・子育て等あんしんマンションを認定し、住民の交流と地域コミュニティの醸成を図るために、子育て相談員を派遣します。	①「高齢者居住安定確保計画」等に基づく取組の推進、進行管理 ②サービス付き高齢者向け住宅等に関する誘導・指導監督による供給の促進 ③多様なサービス付き高齢者向け住宅の誘導に向けたモデル事業の検討 ④「子育て等あんしんマンション認定制度」の制度改定(認定件数4件以上)	①の「高齢者居住安定確保計画」等については、住宅政策審議会でサービス付き高齢者向け住宅の適正な誘導の方向性についてとりまとめるなど、良質な高齢者向け住宅ストックの確保等に向けた各種取組みを推進しました。 ②のサービス付き高齢者向け住宅の供給促進について、新規登録は12戸、累計で1,844戸にとどまりましたが、既存登録住宅のうち17住宅に対して立入検査を実施し、事業者に対して適正な指導監督を行いました。 ③の多様なサービス付き高齢者向け住宅の誘導については、有識者からの意見や他都市の事例等を参考にして、公有地を活用したモデル事業について検討しました。 ④の子育て等あんしんマンション認定制度については、1件認定しました。認定実績が低迷していることから、ハードを誘導する現行制度から子育て支援に関する情報を適切に届かせることを主眼とした制度への見直しに向けて、住宅政策審議会での議論も重ねながら検討を進めました。この結果を踏まえ、次年度に見直しを図ります。	4 目標を下回った	B やや貢献している	II 改善しながら継続
3 民間賃貸住宅等居住支援推進事業	・不動産団体や福祉関連団体等からなる居住支援協議会の適切な運営や、住宅セーフティネット法改正に伴い創設された住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録制度等の推進により、民間賃貸住宅への入居支援や居住継続支援等の取組を行います。 ・また、川崎市居住支援制度により、市の指定する保証会社を活用した入居支援や、市や支援団体などが、言葉の違いによるトラブル発生時の通訳派遣や入居者の見守りを実施する等の居住継続支援を行います。	①居住支援協議会による入居支援体制の構築 ②住宅セーフティネット法に基づく「川崎市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」の策定 ③住宅セーフティネット法に基づく登録住宅の改修支援制度の構築 ④居住支援制度による入居支援	ほぼ目標どおり達成できました。 ①居住支援協議会による入居支援体制の構築について、各区役所や関係団体への周知啓発・意見交換等を合計40回以上実施するなどにより、福祉部局や関係団体との緊密な連携が可能となる体制を構築しました。 ②「川崎市住宅確保要配慮者賃貸住宅供給促進計画」については、平成31年3月に策定・公表しました。 ③登録住宅の改修支援制度の構築については、登録住宅の件数が現状限られている一方で、すまいの相談窓口において福祉等の既存制度に基づく支援がない方（介護保険や障害認定等に基づくヘルパー等がない方等）への対応など、入居支援体制の充実が課題となっていることから、より直接的な支援に繋がる「契約手続き等の同行支援」への対応（相談窓口の機能拡充）を優先することとし、令和元年度から同行支援を開始します。 ④居住支援制度については、166件の入居支援を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

4	市営住宅等管理事業	関係法令に基づいて管理代行制度を導入し、管理代行者である川崎市住宅供給公社が入居者の募集、入居手続き、建物の維持・修繕等を実施し、市が住宅使用料等の収納調定、使用料未納者に対する法的措置、公社による管理代行業務の指導管理を行っています。	①「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づく計画的な修繕・維持管理の実施 ②市営住宅等管理業務に係る外部委託及び委託業務に関するモニタリングの実施 ③住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向けた期限付き入居制度の構築・実施 ④市営住宅等の使用料の適正管理及び不適正使用への対応等	ほぼ目標どおり達成しました。 ①市営住宅等の計画的な修繕・維持管理について、委託先の川崎市住宅供給公社と密接に連携・調整し、適切に対応しました。 ②市営住宅等管理業務について川崎市住宅供給公社に委託しており、前年度業務終了後モニタリングを実施しました。 ③住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向け、市営住宅条例を改正し定期借家制度による新たな入居制度を構築し、4住宅8戸について募集を実施し、若年子育て世帯の入居がありました。 ④市営住宅の使用料収入率は、過年度分で目標値を下回ったものの、全体としては91.05%となり、前年度実績の現年度分98.85%及び過年度分94.40%をともに上回り、収入未済額を約2,600万円縮減することができました。また、高額所得者や不正利用者等、使用条件を充足しない使用者に対する退去指導を行い、自主退去73件、強制執行による明渡し1件の計74件について、不適正使用を是正しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
5	魅力的な公園整備事業	老朽化の進んだ公園について、地域のご意見等を踏まえた再整備計画を策定し、公園の再整備を進めるとともに、公園のバリアフリー化整備や新設などを進めます。	①公園の再整備等による特色ある公園づくり ・公園の再整備の推進 ②バリアフリー整備 ・鷺沼公園、上麻生隠れ谷公園 ③身近な公園の整備 ・(仮称)神明町公園の実施設計 ④防犯機能を有する施設管理用カメラの設置 ・施設管理用カメラ設置の推進	目標どおり達成できました。 ①については、稲田公園の実施設計を実施しました。 ②については、鷺沼公園と上麻生隠れ谷公園のトイレのバリアフリー化整備を実施しました。 ③については、地域と調整を行い「(仮称)神明町公園」の実施設計を実施しました。 ④については、小田公園に施設管理用カメラを設置しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続
6	公園施設長寿命化事業	市民が安全かつ快適に利用できるよう、長寿命化計画に基づく計画的な遊具更新と遊具点検を実施し、公園施設の適切な維持管理を行います。	①長寿命化計画に基づく遊具など公園施設の設計・整備 ・虹ヶ丘南公園ほか12公園	目標どおり達成できました。 ①については、若草第1公園ほか13公園の遊具を更新しました。また、長寿命化計画に基づき、職員による日常点検及び専門業者による遊具及び建築物の定期点検を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
7	防犯対策事業	地域で発生する空き巣等の犯罪の防止に向け、多様な主体と連携して、パトロールなどへの支援による自主防犯活動を推進したり、防犯カメラの設置を補助するなどの取組を進めます。	①多様な主体と連携した防犯意識の普及啓発や防犯活動の推進 ②防犯カメラ設置補助の実施 ③ESCO事業によるLED防犯灯の維持管理等の実施 ④市内の犯罪情報の一元化及び迅速な情報配信を目的とした「かわさき安全・安心ネットワークシステム」の運用 ⑤警察官OBなど専門知識を有する「安全・安心まちづくり対策員」による地域パトロールと住宅の防犯診断の実施(診断件数50件以上) ⑥出張防犯相談コーナーの開設(開設数35回以上) ⑦専門相談員による犯罪被害者支援相談の実施	目標どおり達成できました。 ①の多様な主体との連携は市及び各区において、安全安心まちづくり協議会を開催し、防犯意識の共有化を図りました。 ②の防犯カメラ設置補助については、36台の補助を実施しました。 ③のESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、310灯の防犯灯を新設しました。 ④の「かわさき安全・安心ネットワークシステム(防犯アプリ)」については、約25,000件ダウンロードされ、約350件の犯罪・不審者情報を配信しました。 ⑤の住宅の防犯診断については、58件実施しました。 ⑥の出張防犯相談コーナーは、老人いこいの家等での開催を増やし、35回実施しました。 ⑦の犯罪被害者支援相談については、20回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
8	商店街課題対応事業	商店街が実施する街路灯LED化等の省エネ化による機能向上や防犯カメラ設置等による安全安心な施設整備を支援します。空き店舗活用事業や創業者向け支援事業を実施します。	①街路灯のLED化等の商店街エコ化プロジェクト事業(累計90件) ②防犯カメラ、AED等の設置を補助する安全安心事業の実施(累計45件) ③老朽化した街路灯等の除去を行う商店街施設の撤去の支援(累計22件) ④市内商店街等における創業予定者向けセミナーの実施(12回)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①③街路灯LED化及び施設撤去事業については、目標を上回る成果がありました。 ②安全安心事業については、防犯カメラ設置の相談はありましたが、目標には至りませんでした。 ④創業予定者向けセミナーについては、12回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	I 現状のまま継続

総合的な評価	<p>『子育て世帯が暮らしやすい住宅環境の整備』</p> <p>①子育て世帯の市内定住促進に資する支援制度の検討にあたり、平成29年度に市外転出子育て世帯向けアンケートを実施し、その結果や住宅政策審議会の意見を踏まえ、今後の方向性を取りまとめました。また、マンション居住者に子育て支援に関する情報を適切に行届かせることを主眼とした制度となるよう、子育て等あんしんマンション認定制度の見直しに向けた検討を行いました。</p> <p>②市営住宅等管理にあたっては、住宅に困窮する若年子育て世帯等の入居機会の拡大に向け、市営住宅条例を改正し、市営住宅における子育て世帯向けの募集区分を新設し、定期借家制度を導入しました。</p> <p>『安全・安心な居住環境の整備』</p> <p>③公園の老朽化に伴う再整備や長寿命化に向けた適切な維持管理を行いました。また、住宅の自主防犯活動への支援や、店舗等の街路灯LED化や防犯カメラ設置等に対する支援を行い、子育てしやすい居住環境づくりを進めました。</p> <p>これらを実施することにより、子育て家庭が安心して暮らせる居住環境づくりを推進しました。また、犯罪の未然防止に向けて、安全・安心な地域づくりを推進しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価	<p>①市民のニーズを踏まえて、子育て世帯の市内定住促進に資する施策の展開や、子育て等あんしんマンション認定制度の見直しを行うことにより、子育てしやすい環境づくりが進められることを望みます。</p> <p>②住宅に困窮する若年子育て世代等の入居機会拡大のため、市営住宅条例を改正し、子育て世帯向けの制度を導入したことを評価します。今後、子育て世帯の求める住まいが提供されるよう、制度が運用されていくことを望みます。</p> <p>③公園の再整備や適切な維持管理、住宅や店舗等における防犯活動支援により、子育てしやすい居住環境づくりが進められたことを評価します。</p> <p>引き続き、子どもが地域でこそやかに育つことのできる環境の充実に向けて、子育てしやすい居住環境づくりが推進されることを望みます。</p>



4 改 善

子ども・子育て会議からの意見評価を踏まえた今後の取組	<p>①子育て世帯の市内定住促進について、市民の多様化・複雑化するニーズや地域特性を踏まえ他の課題とともに総合的に住宅施策を展開していきます。また、子育て等あんしんマンション認定制度は、マンション居住者に子育て支援に関する情報を適切に届かせることを主眼とした制度への見直しを行います。</p> <p>②若年子育て世帯向けの募集区分に導入した定期借家制度について、子育て世帯のニーズに合った住まいが提供されるよう、制度を運用していきます。</p> <p>③公園の再整備や適切な維持管理、住宅や店舗等における防犯活動支援等を引き続き実施し、子育てしやすい居住環境づくりを進めます。</p>
-----------------------------------	--

施策の方向性II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策5 質の高い保育・幼児教育の推進
施策の概要	<p>高まる保育ニーズや子育て家庭の多様なニーズに適切な対応を図るために、民間の多様な主体の参画を促進しながら、地域の保育需要にあつた保育受入枠の拡大に向けた取組を推進するとともに、きめ細かな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を継続します。</p> <p>また、質の高い保育・幼児教育の推進に向けては、保育の担い手となる人材の確保・育成を図るとともに、民間の多様な事業主体への支援を進めます。</p>
計画期間における主な方向性	<p>«多様な手法による保育受入枠の拡大»</p> <ul style="list-style-type: none">武蔵小杉駅周辺や新川崎・鹿島田地区など大規模集合住宅の開発が活発な地域や、鉄道主要駅周辺地域を中心に、今後も増加を続ける保育所利用申請者のニーズに対応するため、重点的に保育所の整備が必要な箇所を定める一方で、国の「子育て安心プラン」(平成29(2017)年6月)に基づき、新たに容積率緩和制度の活用や、都市公園法改正に伴う公園内の保育所整備についても検討し、引き続き多様な整備手法を用いることによって、必要な場所に必要な量の保育受入枠を柔軟かつ効率的に確保していきます。保育所整備費補助や賃借料補助については、地価・賃料の高騰など保育所の新規整備における都市部特有の課題として、制度の更なる充実や安定的な事業実施を図るよう、今後も国に対して働きかけを継続します。保育所等の新規整備のほか、既存保育所の増築・分園化等も含めた定員枠の拡大や、年齢別定員(特に3歳児の受入枠)の変更、国の保育補助者雇上げ強化事業を活用した基準内での定員を超えた受入れを民間保育所に呼びかけるなどの取組を継続し、総合的な保育受入枠の確保に取り組みます。認可外保育施設のうち、設備や運営の基準等が認可保育所や小規模保育事業の設置基準を満たすことができる施設については、事業者を積極的に支援し保育の質の向上を図りながら、円滑な認可保育所や小規模保育事業等への移行を促進します。「横浜市と川崎市との待機児童対策に関する協定」(平成26(2014)年)に基づき、市境にある市有地や国有地、民有地等で周辺の保育需要を双方に補完し合える土地等を活用し、保育所等の共同整備に向けた検討を進めていきます。 <p>«区役所におけるきめ細やかな相談・支援の継続»</p> <ul style="list-style-type: none">区役所において、利用申請前の段階から、保育所入所保留となった申請者に対するアフターフォローまで、これまでに蓄積された相談支援に関するノウハウを活用しながら、保護者の視点に立ったきめ細やかな相談・支援を継続します。引き続き、保育資源等の情報収集を行うとともに、利用者のニーズに応じたわかりやすい情報提供に努めます。<p>«保育士確保対策の更なる強化»</p><ul style="list-style-type: none">全国の保育士養成施設への働きかけ及び連携を強化し、保育士の確保を進めます。保育士資格を持ちながら就職していない潜在保育士が多数いることを踏まえ、円滑な就職・復職を支援するための取組を進めます。認可外施設を含む市内保育施設の保育従事者の保育士資格取得を支援します。保育士宿舎借り上げ支援事業や保育士修学資金貸付等事業など、国が主導する制度については、保育人材の確保を支援するその他の取組と効果的に連動させながら、積極的に活用します。<p>«幼稚園における保育ニーズへの対応の推進»</p><ul style="list-style-type: none">多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るために、幼稚園から認定こども園への移行を促進し、移行に向けて計画的な整備を進めます。認定こども園への移行にあたっては、幼保連携認定こども園への移行を最終的な目標として見据え、円滑に移行が進むように、施設の個別の状況に応じた支援と段階を踏んだ取組を行います。幼稚園在園児を対象とした幼稚園型一時預かり事業については、平日及び土曜日の11時間以上(教育時間を含む)の預かりや、長期休業日等の預かりを実施する幼稚園の更なる増加、2歳児の預かり保育を促進できるよう、支援策の充実を検討します。幼稚園の運営事業者が、新規に小規模保育事業(0~2歳児対象・定員19人以下)を開設することや、幼稚園を既存の小規模保育事業を連携する施設と位置づけ、3歳到達時には幼稚園で受け入れる仕組みは、40人規模の認可保育所の整備と同様の効果があるため、今後はこうした手法を積極的に推進します。<p>«多様な主体による保育の質の確保»</p><ul style="list-style-type: none">多様な運営主体が事業を展開していく中で、保育の質の維持・向上に向けて、様々な機会を捉え実践的な知識や保育技術を公民で共有します。将来的に保育士等の待遇改善加算の受給要件となる可能性があるキャリアアップ研修については、神奈川県が実施主体であるものの、より多くの市内対象者が早期に受講できるよう、当分の間、本市においても実施します。待遇改善の更なる充実に向け、国に働きかけを行うとともに、給付額が着実に保育士等に行き渡るよう、施設や法人への運営指導を強化します。地域型保育事業については、小規模である事業特性を踏まえ、連携する保育所等の教育・保育施設(連携施設)を設定し、利用する子どもの交流や保育内容の運営支援を行います。新たな公立保育所については、「(仮称)保育・子育て総合支援センター」として、これまでの取組を強化しながら、民間保育所支援策の量的・質的な拡充と、民間保育所機能との更なる連携の強化に向けた検討を進めます。<p>«多様な保育サービスの提供»</p><ul style="list-style-type: none">多様化する保育ニーズに的確に対応するため、新規に開設する民間保育所等の延長保育については、原則として20時までの実施を標準とします。一時保育については、今後も積極的に実施施設の拡大を目指します。休日保育については、ニーズの高い地域と時期を検証し、的確なサービス供給量の確保に努めます。<p>«特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実»</p><ul style="list-style-type: none">特別な支援が必要な子どもへの支援に際しては、小学校への円滑な接続を視野に入れ、保護者、療育センター、小学校等との連携の取組を進めていきます。医療的ケアが必要な子どもが保育を必要とする場合、公立保育所のセンター園では、今後も一定の条件の下で受け入れを実施します。民間保育所での受け入れについては、専任の看護師の確保に対する支援策の創設について、国への働きかけを強化します。

計画期間における主な方向性	<p>«公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所の民営化については、各施設における適切な手法を見極めながら、平成33(2021)年4月の完了を目指し、取組を推進します。 ・公立保育所の指定管理者制度導入園(公設民営)については、引き続き民設民営化を進め、平成31(2019)年4月の完了に向けて取組を推進します。 ・「新たな公立保育所」については、早期に建替えるべき保育所と長寿命化を進めるべき保育所を分けることで、効率的で計画的な維持保全を進め、公立保育所全体のライフサイクルコストの低減を図ります。 ・老朽化した民間保育所の建て替えや大規模修繕に関する効率的な支援策については、国の制度の活用など、その手法や資金調達の関係も含め、設置・運営法人と調整を図り、本市の持続可能な支援策を検討します。 <p>«多様な主体・手法による保育施策の推進»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設における適正な保育内容や保育環境が確保されるよう、引き続き、指導体制を確保し、「認可外保育施設指導監督基準」に基づく立入調査・指導を実施します。 ・川崎認定保育園など認可外保育施設を積極的に活用するため、事業者への支援や、保育従事者に対する処遇改善について、持続可能な支援策の検討を進めます。 <p>«幼児教育の質の向上と教育・保育の一体的な推進»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが安心して過ごし、充実した活動ができる教育・保育環境を整えていくよう、幼稚園のそれぞれの特色を活かした実績を踏まえ、引き続き充実した幼児教育を推進します。 ・特別な支援を必要とする子どもの受け入れの推進など、幼稚園における特色ある教育の充実を図るため、必要な経費の助成や幼児教育相談員の巡回等、幼稚園における教育の振興や支援に引き続き取り組みます。 ・国の基準を踏まえながら、教育職員の確保や安定雇用等、市としての運営水準の向上を図ります。 ・幼稚園、認定こども園、保育所と小学校、地域療育センター等の専門機関と連携して情報交換や研修の実施、子ども同士の交流等を通して、相互に教育内容や子どもの状況等を把握するなど、幼保小の連携を図りながら、子どもたちが安心して小学校生活をスタートできるように、小学校教育との円滑な接続を行います。 <p>«保育料収納率の更なる向上に向けた取組»</p> <p>保育料徴収業務においては、引き続き口座振替の促進を図るとともに、これまで実施してきた保育料収納率の向上に向けた取組をさらに強化します。</p> <p>国の幼児教育・保育の無償化については、今後の国の制度設計を注視するとともに、近隣他都市と協力しながら、待機児童対策と整合のとれた制度となるよう、機会を捉えて、国への働きかけを行います。</p>																														
施策を構成する事業	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">①</td><td style="width: 25%;">待機児童対策事業</td><td style="width: 25%;">⑦</td><td style="width: 25%;">保育士確保対策事業</td><td style="width: 25%;">⑯</td></tr> <tr> <td>②</td><td>認可保育所整備事業</td><td>⑧</td><td>保育料対策事業</td><td>⑰</td></tr> <tr> <td>③</td><td>民間保育所運営事業</td><td>⑨</td><td></td><td>⑮</td></tr> <tr> <td>④</td><td>公立保育所運営事業</td><td>⑩</td><td></td><td>⑯</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>認可外保育施設支援事業</td><td>⑪</td><td></td><td>⑰</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>幼児教育推進事業</td><td>⑫</td><td></td><td>⑯</td></tr> </table>	①	待機児童対策事業	⑦	保育士確保対策事業	⑯	②	認可保育所整備事業	⑧	保育料対策事業	⑰	③	民間保育所運営事業	⑨		⑮	④	公立保育所運営事業	⑩		⑯	⑤	認可外保育施設支援事業	⑪		⑰	⑥	幼児教育推進事業	⑫		⑯
①	待機児童対策事業	⑦	保育士確保対策事業	⑯																											
②	認可保育所整備事業	⑧	保育料対策事業	⑰																											
③	民間保育所運営事業	⑨		⑮																											
④	公立保育所運営事業	⑩		⑯																											
⑤	認可外保育施設支援事業	⑪		⑰																											
⑥	幼児教育推進事業	⑫		⑯																											

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	成果指標	待機児童数		目標	0	0	0	0	人
		説明	厚生労働省の定める「保育所等利用待機児童数調査要領」に基づき集計した、翌年度4月1日時点の待機児童数	実績	14	—	—	—	
2	成果指標	横浜保育室利用人数		目標	29	29	29	29	人
		説明	横浜保育室を利用する川崎市民の人数(翌年度4月1日時点の利用児童数)	実績	27	—	—	—	
3	活動指標	認可保育所の整備における保育受入枠の拡大		目標	2,350	2,151	2,127	2,037	人
		説明	民間事業者の活用など多様な手法を用いた認可保育所の整備による翌年度4月1日時点の定員拡大数	実績	1,870	—	—	—	
4	活動指標	民間保育所の定員数		目標	26,135	28,385	30,720	—	人
		説明	翌年度4月1日時点の民間保育所における定員数(R3年度の目標値については、R1年度中に改定予定の「子ども・若者の未来応援プラン」に合わせて設定します。)	実績	25,790	—	—	—	
5	活動指標	地域型保育事業(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育)の定員数		目標	1,027	1,263	1,500	—	人
		説明	翌年度4月1日時点の地域型保育事業における定員数(R3年度の目標値については、R1年度中に改定予定の「子ども・若者の未来応援プラン」に合わせて設定します。)	実績	885	—	—	—	
6	活動指標	一時保育の実施園数		目標	84	86	88	—	か所
		説明	翌年度4月1日時点の民間保育所における一時保育実施園数(R3年度の目標値については、一時保育の需要の動向等を踏まえ、設定します。)	実績	83	—	—	—	
7	活動指標	民設民営に移行した公設公営の保育所の累計数		目標	4	3	6	—	園
		説明	翌年度4月1日時点における民設民営に移行した公設公営の保育所の累計数	実績	4	—	—	—	
8	活動指標	公民保育所職員研修の参加者数		目標	4,500	4,500	4,500	4,500	人
		説明	保育の質の向上を図るに当たって重要となる、公民保育所職員を対象とした各種研修への参加人数	実績	5,202	—	—	—	
9	成果指標	保育所等における利用者の満足度		目標	—	8.2	—	8.2	点
		説明	「認可保育所等利用アンケート」(無作為抽出利用者2,000人)における各質問項目(10段階)の平均値※10点満点	実績	—	—	—	—	
10	活動指標	認可外保育施設受入児童数		目標	4,591	4,296	4,077	—	人
		説明	市単独施策である川崎認定保育園及びおなかま保育室の翌年度4月1日時点の利用者人数(R3年度の目標値については、施設の認可化移行の動向等を踏まえ、設定します。)	実績	4,039	—	—	—	
11	活動指標	保護者への保育料補助の助成対象児童数		目標	4,653	4,421	4,175	3,956	人
		説明	川崎認定保育園に通園する児童の保護者への保育料補助の実施人数	実績	4,669	—	—	—	
12	活動指標	病児・病後児保育事業の実施施設数		目標	7	7	7	7	か所
		説明	病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の実施施設数	実績	7	—	—	—	
13	活動指標	私立幼稚園保育料等補助金支給人数		目標	18,370	17,196	16,232	15,137	人
		説明	私立幼稚園保育料等補助金支給人数(私学助成の幼稚園を対象とした本補助金は、施設型給付への移行に伴い、対象者数は減少します。なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	18,721	—	—	—	

14	活動指標	一時預かり事業の実施園数		目標	31	32	33	-	園
		説明	翌年度4月1日時点の幼稚園における一時預かり事業の実施園数 (R3年度の目標値については、一時保育の需要の動向等を踏まえ、設定します。)						
15	活動指標	幼稚園から認定こども園への移行園数		目標	3	3	3	-	園
		説明	翌年度4月1日時点で幼稚園から認定こども園へと移行する施設数 (R3年度の目標値については、R1年度中に改定予定の「子ども・若者の未来応援プラン」に合わせて設定します。)						
16	成果指標	就職相談会、保育所見学・体験型事業、試験対策講座事業等の参加者数		目標	2,300	2,600	2,700	2,700	人
		説明	就職相談会、セミナー、保育所見学・体験型事業、復職支援研修、試験対策講座等の参加者数						
17	活動指標	保育士宿舎借り上げ支援事業の補助対象者数		目標	907	997	1,117	1,216	人
		説明	法人が常勤保育士のために借り上げを行う保育士宿舎についての実施者(補助対象者)数						
18	成果指標	就職相談会及び保育所見学・体験型事業によるマッチング件数		目標	2,800	2,900	3,000	3,100	人
		説明	就職相談会及び保育所見学・体験型事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数						
19	活動指標	保育士修学資金貸付等の利用者数		目標	63	120	120	120	人
		説明	保育士修学資金貸付等の利用者数						
20	成果指標	保育料収納率		目標	98.8	98.96	99.08	99.18	%
		説明	収納率＝徴収額／調定額×100(%)						

3 評価

内部評価の結果

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1 待機児童対策事業	地域の保育需要にあつた認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進めるとともに、きめ細やかな保護者への相談支援を実施するなど、待機児童解消に向けた取組を推進します。	①区役所における保育所入所相談、コーディネートなどのきめ細やかな利用者支援の実施 ②横浜市との協定に基づく待機児童対策の推進(横浜保育室利用人数:29人)	目標どおり達成できました。 ①区役所における利用者支援については、保留通知発送後の約2週間、平日夜間・土曜日に相談窓口を開設し、100人の利用がありました。 ②の川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進について、平成31年4月1日時点で横浜保育室を利用する川崎市民は27人(前年同月23人)となりました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2 認可保育所整備事業	高まる保育ニーズに適切に対応するため、「川崎市子ども子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備、公立保育所の民営化等により認可保育所等における保育受入枠の拡大を推進します。	H31.4の定員数の確保に向けた整備等 ①民有地等活用(140人)②鉄道事業者活用型(180人)③民間事業者活用型(1,350人)④公立保育所民営化(170人)⑤既存保育所の定員枠の拡大(35人)⑥川崎認定保育園の認可化等(240人)⑦地域型保育事業による受入枠の確保(235人)	民間事業者の活用による認可保育所の整備など、多様な手法による保育受入枠の拡大に努めましたが、地価高騰等の影響により、保育所整備に適した用地・建物の確保が困難となり、保育事業者の参入が控えられたことから、目標を達成することはできませんでした。 ①民有地等活用型(160人)②鉄道事業者活用型(0人)③民間事業者活用型(1,125人)④公立保育所民営化(170人)⑤既存保育所の定員増(15人)⑥川崎認定保育園の認可化(230人)⑦地域型保育事業による受入枠の確保(100人)⑧自主整備型(70人)	4 目標を下回った	A 貢献している	II 改善しながら継続
3 民間保育所運営事業	国及び市が定める子どものための教育・保育給付費並びにそれに準じた指定管理料等の支給・充実により、運営内容の支援・向上を図ります。また、運営内容に関する日々の相談や園訪問等により、適正な運営の確保を図ります。	①民間保育所における受入児童数の拡大(H31.4の定員数: 26,135人) ②地域型保育事業における受入児童数の拡大(H31.4の定員数: 1,027人) ③一時保育の拡大(H31.4実施園: 84か所) ④公設民営(指定管理者制度導入)保育所の民設化の推進(H31.4民設化園: 3園) ⑤職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援の推進 ⑥延長保育の推進 ⑦「福祉サービス第三者評価」の推進 ⑧障害児保育の推進 ⑨夜間・年末保育事業、休日保育事業の推進	ほぼ目標どおり達成できました。 ①民間保育所の定員について、平成31年4月に2,530人増員し、25,790人となりました。 ②地域型保育事業の定員数について、平成31年4月に93人増員し、885人となりました。 ③一時保育事業の実施園について、平成31年4月に9か所増やし、83か所となりました。 ④公設民営(指定管理者制度導入)保育所の民設化を推進しました(民設化園: 3園)。 ⑤職員等の処遇改善及びキャリアアップ等運営支援を推進しました。 ⑥延長保育について9,105人の実績がありました。 ⑦「福祉サービス第三者評価」について31園の実施がありました。 ⑧障害児保育について各区1か所のセンター園で医療的ケアを必要とする子どもの受入を実施しました。 ⑨夜間・年末保育事業、休日保育事業について各事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 推進項目の規模拡大
4 公立保育所運営事業	センター園及びブランチ園のエリアの中で、実践的な知識や保育技術の向上について、民間事業者との情報共有や連携を図り、認可外保育施設等の支援等を実施するとともに、公民合同の研修会により保育人材を育成します。また、事業実施スペースの創出など、公立保育所のさらなる機能強化のため、老朽化した施設の再整備等を行います。	①公立保育所の老朽化対策の推進 ・大島・大島乳児保育園及び生田・生田乳児保育園の工事着手 ・古川保育園及び中原保育園の基本・実施設計 ・藤崎保育園の基本計画策定 ②公立保育所の民営化の推進(H31.4民営化: 4か所・4園) ③公民保育所職員研修の実施(参加者4,500人以上) ④公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援の実施 ⑤幼保小の連携の実施	目標どおり達成できました。 ①公立保育所の老朽化対策の推進については、次のとおり実施しました。 ・大島・大島乳児保育園及び生田・生田乳児保育園の工事に着手しました。 ・古川保育園及び中原保育園の基本・実施設計に着手し、計画通り策定しました。 ・藤崎保育園の基本計画を策定しました。 ②公立保育所の民営化の推進については、H31.4に4園の民営化を実施しました。 ③公民保育所職員研修を実施し、約5,200人が受講しました。 ④公立保育所における地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援を実施しました。 ⑤幼保小の連携の実施については、発達の連続性を踏まえた子どもへの支援の連携を検討し、相互理解を深めるため、幼稚園、保育園、小学校の施設長及び実務担当者による連絡会や、授業参観及び懇談会、保育園・幼稚園実習等による交流を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	認可外保育施設支援事業	継続的な待機児童解消に向けた多様な保育ニーズへの対応策として、川崎認定保育園利用者への保育料補助を実施し、認可外保育施設等への支援を拡充して安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、子ども・子育て支援新制度に基づく認可化及び地域型保育事業への円滑な移行を推進します。	①保護者への保育料補助の実施(助成児童数:4,653人) ②川崎認定保育園の認可化の推進 ・川崎認定保育園及びおなかま保育室による児童の受入の促進(H31.4の受入児童数:4,591人) ③病気の回復期に至っていない病児・病後児を対象とした保育事業の実施(実施園:7園) ④認可外保育施設への保育指導員の立入調査や巡回指導等	ほぼ目標どおり達成できました。 ①川崎認定保育園保育料補助については、年2回(前期分・後期分)実施しました。 ②川崎認定保育園及びおなかま保育室の認可化については、川崎認定保育園8園について、平成31年4月に向けた認可保育所及び小規模保育事業への移行を行うほか、おなかま保育室についても、令和2年度を目途に2か所の認可化を予定しています。また、川崎認定保育園及びおなかま保育室については、市HPの空き情報の掲載や区役所窓口等での案内を通じて、児童の受入を促進しました。 ③病児・病後児保育事業について、市内7施設において、安定的に実施しました。 ④市内認可外保育施設205施設について保育指導員を派遣し、立入調査や巡回指導を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 対応している	I 現状のまま継続
6	幼児教育推進事業	私立幼稚園在園児の保護者に補助金を交付し、保育料等の負担を軽減します。 幼稚園型一時預かり事業の実施園及び保育時間等の拡大を図るとともに、幼稚園から認定こども園への移行促進を図ります。 川崎市幼稚園協会事業への補助及び幼児教育相談員による巡回相談を実施し、幼児教育の推進を図ります。	①幼稚園児の保護者への保育料補助の実施(助成児童数:18,370人) ②幼稚園型一時預かり事業の推進(H31.4市内実施予定園数:31園)及び実施園における預かり保育の長時間化・通年化や受入年齢拡大の推進 ③認定こども園への移行促進(H31.4移行園数:3園) ④幼児教育相談員による巡回相談の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①の保育料補助については、私学助成を受ける幼稚園に在園する子ども18,721人の保護者に対し、補助を実施しました。 ②の一時預かり事業については、預かり保育の長時間化・通年化を促進するための市独自補助の予算を措置するとともに、国基準に基づく2歳児の預かりなど、平成31年4月1日時点で31園において幼稚園型一時預かり事業を実施しました。 ③の移行促進については、多様な教育・保育ニーズへの柔軟な対応を図るため、認定こども園へ3園が移行しました。 ④の巡回相談については、市内私立幼稚園からの依頼に基づき、12園に対し助言等の機関支援を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 対応している	II 改善しながら継続
7	保育士確保対策事業	就職相談会等の実施や5県市共同で実施する保育士・保育所支援センター事業により、市内保育所等への就職を促します。 研修等による潜在保育士の復職支援や無料の試験対策講座等による保育士資格取得支援により、市内保育人材を増やす取組を推進します。 学生等を対象としたセミナー や保育体験事業により市内保育所等への就職促進や保育士を目指す機運の醸成を図ります。 宿舎借り上げ支援事業や修学資金貸付等補助の実施により、市内保育所等への就職及び就労継続を促します。	①「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携等による潜在保育士の就業促進 ②就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修、保育士試験対策講座等の実施(参加者数:2,300人以上) ③保育士宿舎借り上げ支援事業の実施(補助対象:907人) ④保育士資格取得支援の実施 ⑤保育士修学資金貸付等補助の実施(補助対象:63人)	ほぼ目標どおり達成できました。 ①かながわ保育士・保育所支援センターと連携した就職相談会を5回行いました。また、同センター内において、年間を通じた個別就職相談を実施しました。これら事業により、22人が市内保育施設に就職しました。 ②市主催・連携の就職相談会等の参加者が2,848人、これら事業による求人事業者と求職者とのマッチング件数が3,014件となり、いずれも目標を上回りました。 ③補助対象者は認可保育所等及び認可外保育施設併せて1,334人となり、目標を上回りました。 ④保育士試験対策講座を年5事業実施しました。また、保育士資格の取得を支援するための補助金交付事業を行いました。 ⑤7都府県17校・29人が修学資金貸付を利用したほか、就職準備金貸付についても1人の利用がありました。	3 ほぼ目標どおり	A 対応している	II 改善しながら継続
8	保育料対策事業	滞納長期化を防止するため、督促や催告に合わせた電話による納付指導を行います。 長期滞納者に対しては滞納処分を行います。	①保育料収納対策の強化の実施(収納率:98.80%以上) ②国の子育て支援施策との連携	目標どおり達成できました。 ①滞納長期化を防止するため、監督や催告に合わせた電話による納付指導を実施するとともに、長期滞納者に対しては滞納処分を行い、収納率は98.87%となりました。 ②国の幼児教育・保育の無償化の取組に対し、国や近隣他都市と密に連携をとりながら、新たな保育料制度へ向けてのルールの整理や事務処理方法等の検討を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 対応している	I 現状のまま継続

総合的な評価	<p>『多様な手法による保育受入枠の拡大』『幼稚園における保育ニーズへの対応の推進』『多様な主体・手法による保育施策の推進』 ①共働き世帯の増加等に伴い、高まり続ける保育ニーズに対応するため、保育所の新規整備を中心に、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可等により保育受入枠の拡大を図るとともに、幼稚園の一時預かり事業や川崎認定保育園等の積極的な活用を図りました。</p> <p>『区役所におけるきめ細やかな相談・支援の継続』 ②保育所等の利用を希望する保護者を支援するため、平日夜間や土曜日の相談窓口の開設や認可外保育施設の空き情報の積極的な提供など、区役所における利用者支援を充実させるとともに、横浜市との協定に基づき、保育施設の相互利用の促進を図りました。</p> <p>『保育士確保対策の更なる強化』 ③保育所等の増加により不足する保育士を確保するため、「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携等による潜在保育士の就業促進を図るとともに、就職相談会や保育体験研修を実施するなど、保育士確保対策を進めました。</p> <p>『多様な主体による保育の質の確保』 ④保育の質の維持・向上を図るため、保育の質に関する考え方や着眼点をまとめた「保育の質ガイドブック」を活用し、民間保育所等に自ら点検を実施するよう促すほか、公民の保育所間における交流や保育技術の共有、職員を対象とした研修の開催等の取組を進めました。</p> <p>上記に加え、『多様な保育サービスの提供』、『特別な支援を必要とする子どもへの対応の充実』、『公立保育所の民営化・民設化と施設老朽化対策への対応』、『幼児教育の質の向上と教育・保育の一体化的推進』、『保育料収納率の更なる向上に向けた取組』を実施することにより、地域の保育需要にあつた保育受入枠の拡大に向けた取組とともに、待機児童解消に向けた取組を継続して推進しました。また、質の高い保育・幼児教育の推進に寄与しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価	<p>①保育所の新規整備や、公立保育所の民営化に伴う定員増や認可等による定員枠の拡充、また、幼稚園における一時預かり事業や川崎認定保育園などの認可外保育施設の活用により、高まる保育ニーズへの対応が進んだことを評価します。</p> <p>②保育所等の利用を希望する保護者の支援のため、引き続き、区役所における平日夜間や土曜日の相談窓口の開設、認可外施設の空き情報の提供などによる、利用者支援の充実が図られるこことを望みます。また、引き続き、横浜市との協定に基づいた、保育施設の相互利用の促進が図られるこことを望みます。</p> <p>③保育士が不足している現状に対応するため、就職相談会の開催や保育体験研修の実施による保育士確保の取組は非常に重要であり、引き続き保育士資格取得の支援、マッチング機会の充実が図られるこことを望みます。</p> <p>④「保育の質ガイドブック」を活用し、民間保育所等に自ら点検を実施するよう促したことや、公民の保育所間における連携を深めるための取組の実施、職員を対象とした研修の開催などにより、保育の質の維持・向上が図られたことを評価します。今後も、保育の質を高めるための取組が引き続き行われることを望みます。</p> <p>引き続き、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実に向けて、質の高い保育・幼児教育が推進されることを望みます。</p>



4 改 善

子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	<p>①今後も保育ニーズの高まりが見込まれる中、引き続き保育所整備や認可外保育施設の認可化移行など保育受入枠の確保に取り組みます。また、増加する保育ニーズの受け皿として、幼稚園における一時預かり事業の拡充や川崎認定保育園などの認可外保育施設への支援に継続して取り組みます。</p> <p>②引き続き平日夜間や土曜日の相談窓口の開設など、区役所における利用者支援を充実させるとともに、横浜市との協定に基づき、保育施設の相互利用の促進を進めます。</p> <p>③保育士不足が見込まれる中、就職相談会や保育所見学バスターの実施などによりマッチング機会の充実を図るとともに、潜在保育士を対象とした研修や保育士試験対策講座の実施などにより保育士資格取得の支援に引き続き取り組みます。</p> <p>④公民の保育所間において引き続き「保育の質ガイドブック」の活用、交流や保育技術の共有、研修等を通じてより一層、保育所等の機能強化、保育所間の連携強化を図るとともに、国の制度を活用しながら職員の更なる処遇改善を進めることにより、保育の質の維持・向上を図ります。</p>
------------------------------------	--

施策の方向性II 子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策6 子どもの「生きる力」を育む教育の推進		
施策の概要	<p>将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくため、すべての学校で「キャリア在り方生き方教育」を実施するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導に取り組みます。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を実施するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進します。</p>		
計画期間における主な方向性	<p>«生きる力»を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キャリア在り方生き方教育」をすべての学校で計画的に推進し、すべての子どもたちに、社会で自立して生きていくための能力や態度、共生・協働の精神を育みます。 ・一人ひとりのつまづきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図るため、習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。 ・本市では、命の大切さを実感させる「いのち・心の教育」をすべての教育活動の基盤として位置づけて推進しており、今後も、これまでの取組を継続していきます。 ・多文化共生教育を推進していくため、今後も引き続き、民族文化的紹介や指導等を行う外国人市民等を講師として派遣するとともに、外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換や各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換を推進していきます。 ・自らの健康に関心を持ち、よい生活習慣を維持・向上させる自己管理能力を育成する等、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育むため、健康教育の一層の充実を図り、心身の調和的な発達を促進します。 ・小中9年間にわたる「健康給食」の推進及び学校給食を活用した更なる食育の充実を図ります。 ・情報モラルを含む情報活用能力を児童生徒の発達の段階に応じて体系的に育むなど、「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」(平成29(2017)年3月策定)に基づく取組を推進します。 ・保護者や教職員ではないが、気軽に相談したり、勉強を教えてもらったり、進路についてのアドバイスがもらえる、身近にいて信頼できる外部人材を配置するなど、定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の充実を図っていきます。 ・教育活動サポーターの継続配置により学校におけるきめ細やかな指導を支援するとともに、自然教室の実施等により、豊かな情操を養います。 «一人ひとりの教育的ニーズへの対応» ・「第2期川崎市特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成を目指した支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築などを通じて、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援の充実を図ります。 ・「かわさき共生 * 共育プログラム」を継続実施するとともに、各校の推進担当者に向けての研修会や、効果を検証するためのアンケートである「効果測定」を活用して児童生徒指導の充実を図ります。 ・各学校において児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーター等を中心に、包括的な児童生徒の支援体制を整備するとともに、様々な教育的ニーズに対応するため、スクールカウンセラーによる相談活動や、スクールソーシャルワーカーを通じた専門機関等との連携強化を図ります。 ・「ゆうゆう広場」での体験活動など様々な取組を通して児童生徒の自己肯定感を高め、登校支援を行うとともに、夜間学級での学び直しも含めて、一人ひとりのニーズに応じた教育の機会を確保し、社会的な自立のための支援を行います。 ・日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めるとともに、初期の日本語指導や中学3年生への学習支援等の充実を図るなど、海外帰国・外国人児童生徒等のニーズに応じた支援を推進します。 ・就学援助費について、すべての保護者に対して申請意思の確認を行い、援助を必要とする家庭に対して確実な支給を継続するとともに、事務の円滑化・効率化を実施します。 ・奨学金の制度については、社会環境の変化を注視しながら必要に応じて制度の見直しを検討し、引き続き適正な支給・貸付を行います。 «児童・生徒等の安全の確保» ・登下校時の児童生徒の安全を確保するために、スクールガード・リーダーを継続配置していくとともに、地域交通安全員の適正な配置を行うとともに、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善を推進します。また、防災教育として、学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進などを図ります。 ・園児・児童だけでなく、あらゆる世代を対象にした交通安全教室やキャンペーン等の啓発活動等を継続的に行い、交通安全意識を高めることで、一人ひとりが交通ルールやマナーを遵守し、交通事故の防止につなげます。 		
施策を構成する事業	① キャリア在り方生き方教育推進事業	⑦ 教育の情報化推進事業	⑬ 教育機会確保推進事業
	② きめ細やかな指導推進事業	⑧ 魅力ある高校教育の推進事業	⑭ 海外帰国・外国人児童生徒相談事業
	③ 人権尊重教育推進事業	⑨ 学校教育活動支援事業	⑮ 就学等支援事業
	④ 多文化共生教育推進事業	⑩ 特別支援教育推進事業	⑯ 学校安全推進事業
	⑤ 健康教育推進事業	⑪ 共生・共育推進事業	⑰ 交通安全推進事業
	⑥ 健康給食推進事業	⑫ 児童生徒支援・相談事業	⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	キャリア在り方生き方教育実施校数		目標	177	178	178	178	校
		説明	市立小・中・高・特別支援学校におけるキャリア在り方生き方教育の実施校数	実績	177	-	-	-	
2	活動指標	人権尊重教育推進会議の開催回数		目標	2	2	2	2	回
		説明	市立学校における人権尊重教育の深化を図り、子ども一人ひとりが尊重され心豊かに共に生きる社会の形成者として成長する教育活動を支援すること目的とする会議の開催数	実績	2	-	-	-	
3	成果指標	人権研修参加者数		目標	2,450	2,450	2,450	2,450	人
		説明	管理職及び教職員経年研修・人権推進担当者研修・PTA人権研修・学校用務員給食調理員等人権研修・学校校内研修・研究支援・その他への参加者数	実績	2,768	-	-	-	
4	活動指標	子どもの権利学習派遣事業実施数		目標	105	105	105	105	学級
		説明	子どもの権利学習(CAPプログラム)を実施するNPO法人等から、講師の派遣を受けた学級数	実績	104	-	-	-	
5	活動指標	民族文化文化講師派遣校数		目標	53	53	53	53	校
		説明	民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣した学校数	実績	53	-	-	-	
6	活動指標	薬物乱用防止教室の実施数		目標	57	57	57	57	校
		説明	各中学校、高等学校において、年1回以上実施する薬物乱用防止教室の実施校数	実績	57	-	-	-	
7	活動指標	スクールヘルスリーダー派遣数		目標	6	6	6	6	校
		説明	経験の浅い養護教諭への指導助言・支援を図るために人材の派遣校数	実績	9	-	-	-	
8	活動指標	開放講座の実施数		目標	10	10	10	10	回
		説明	市立高等学校において、在籍する教員が地域住民に対して行った講座の回数	実績	13	-	-	-	
9	活動指標	特別支援教育サポーターの配置回数		目標	21,638	21,638	21,638	21,638	回
		説明	小・中・高等学校において特別な支援が必要な児童生徒に対して特別支援教育サポーターを配置した回数	実績	21,638	-	-	-	
10	活動指標	帰国・外国人児童生徒教育相談件数		目標	-	-	-	-	件
		説明	外国につながりを持ち、日本語を使って学校生活を送ることに不安がある児童生徒への就学相談を実施した件数	実績	174	-	-	-	
11	活動指標	日本語指導等協力者派遣数		目標	-	-	-	-	回
		説明	日本語指導が必要な児童生徒の初期指導を目的として母語話者を派遣した回数	実績	11,132	-	-	-	
12	活動指標	帰国・外国人児童生徒教育担当者会・国際教室担当者連絡協議会の開催回数		目標	3	3	3	3	回
		説明	各学校の担当者を対象として、受け入れや支援についての研修や実践の共有を行った回数	実績	3	-	-	-	
13	活動指標	スクールガード・リーダーの配置数		目標	20	20	20	20	名
		説明	警察OBを活用した通学路の巡回や学校への安全指導等を行うスクールガード・リーダーの配置数	実績	20	-	-	-	

14	活動指標	学校防災教育研究推進校指定校数		目標	4	4	4	4	校
		説明	学校防災教育の研究に取り組む推進校の指定校数		実績	4	—	—	
15	活動指標	交通安全教室の開催回数		目標	490	490	490	490	回
		説明	交通安全に対する意識の高揚に向けた年齢段階に応じた交通安全教室の開催回数		実績	534	—	—	
16	活動指標	路面表示の実施件数		目標	50	50	50	50	箇所
		説明	児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施件数		実績	54	—	—	
17	活動指標	電柱巻付表示の実施件数		目標	750	750	1,450	1,500	件
		説明	児童生徒の登下校時の安全確保のための計画的な電柱巻付表示の実施件数		実績	783	—	—	
18	成果指標	市内交通事故発生件数		目標	3,425	3,350	3,275	3,200	件
		説明	市内の交通事故発生件数(年度ではなく暦年)		実績	3,291	—	—	

3 評価

内部評価の結果

事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1 キャリア在り方生き方教育推進事業	将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく「キャリア在り方生き方教育」を推進するため、「手引き」等関連する資料を活用しての研修や担当者研修を通して理解を深めるとともに、指導体制の構築や家庭との連携を図ります。	①各校におけるキャリア在り方生き方教育の実施 ②多様性を尊重する教育の計画的・系統的な推進に向けた学校支援 ③「キャリア在り方生き方ノート」高等学校用ノート試作版の作成 ④リーフレット配布等による保護者等への理解促進	目標どおり達成できました。 ①各校におけるキャリア在り方生き方教育の実施については、各校における実施を支援する、全市担当者向け研修会・説明会を年間3回実施しました。また、学校等訪問研修会等を41回実施しました。 ②「キャリア・進路指導担当者研修会」「かわさき共生＊共育プログラム推進担当者会」「特別支援教育コーディネーター連絡会議」「かわさきパラムーブメント」について説明するとともに、教職員向けリーフレットを作成・配布し、多様性を尊重する教育の実践を支援しました。 ③高校生用「キャリア在り方生き方ノート」試作版を作成し、高等学校及び特別支援学校高等部の1学年生徒に配布しました。 ④キャリア在り方生き方教育リーフレットを作成・配布し、保護者の教育活動への理解を深めました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2 きめ細やかな指導推進事業	習熟の程度に応じた、きめ細やかな指導の充実のために、より有効な指導形態や指導方法について研究実践を進めます。 非常勤講師を配置し、習熟の程度に応じた学習や課題別学習等の少人数指導を推進します。 また、1学級あたり35人を超える小学校2年生以上の学校において、少人数学級を実施します。	①小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施 ②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子等を活用した取組の実施 ③学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級等の実施	目標どおり達成できました。 ①小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施については、研究協力校6校において、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。 ②「きめ細やかな指導 実践編」の冊子等を活用した取組の実施については、冊子等を活用するとともに、教師向け指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配信しました。 ③学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級等の実施については、学校担当者会を2回開催し、各学校の取組を共有しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
3 人権尊重教育推進事業	人権尊重教育推進会議等での情報交換及び各種研修や研究校への研究支援を通して教職員等の意識の向上を図ります。また、補助教材や学習資料の作成、配布、講師派遣を通して子どもの人権感覚を育みます。	①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施(2回) ②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施(研修参加者数: 2,450人) ③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用 ④子どもの権利学習派遣事業の実施(派遣学級数: 105学級)	目標どおり達成できました。 ①人権尊重教育推進会議の開催を通じた人権尊重教育についての情報共有や意見交換の実施については、人権尊重教育推進会議を5月15日と1月23日の年2回開催しました。 ②人権尊重教育研究推進校・実践校の研究支援及び教職員やPTAを対象とした研修の実施については、延べ2,768人が研修に参加しました。 ③人権教育補助教材や子どもの権利学習資料等の活用については、人権補助教材や子どもの権利学習資料等を配布し、活用を促進しました。 ④子どもの権利学習派遣事業の実施については、延べ372人{ (104学級×3人)+教職員・保護者向け研修会への派遣60人) }を派遣しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
4 多文化共生教育推進事業	外国人教育推進連絡会議等での情報交換及び「学校でできる多文化ふれあい交流会」を通して教職員の意識の向上を図ります。また、講師派遣を通して子どもたちの異文化理解の促進を図ります。	①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣(53校、157人) ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換 ③実践事例報告会の開催による各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換	ほぼ目標どおり達成できました。 ①民族文化の紹介や指導等を行う外国人市民等を「民族文化講師」として派遣することについては、延べ156人の民族文化講師を53校に派遣しました。 ②外国人教育推進連絡会議の開催を通じた情報交換については、外国人教育推進連絡会議を11月と2月の年2回開催しました。 ③実践事例報告会の開催による各学校の多文化共生教育の充実に向けた情報交換については、「学校の中でできる多文化ふれあい交流会」を2月に開催し、情報交換を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

5	健康教育推進事業	疾患を早期発見し健やかな学校生活を送るため、健康診断や健康管理の実施、学校医等の配置を行います。また、子どもたちの望ましい生活習慣の確立、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、各学校における健康教育の一層の充実を図ります。	①喫煙・飲酒・薬物乱用防止等の健康教育の推進 ②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のための研修等の実施 ③学校保健安全法に基づく各種健康診断の実施 ④スクールヘルスリーダー派遣による若手の養護教諭等への支援(6名)	目標どおり達成できました。 ①薬物乱用防止教室については中学校、高等学校で全校各1回実施しました。 ②児童生徒のアレルギー疾患への適切な対応のため、講演会を1回実施しました。 ③学校保健安全法に基づく各種健康診断を実施しました。 ④スクールヘルスリーダー6名を9校に派遣し、若手の養護教諭等への支援を行いました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
6	健康給食推進事業	児童生徒等の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進 ②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進 ③中学校給食の円滑な実施 ④小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進 ⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援 ⑥給食費管理等についての調査・研究の実施	目標どおり達成できました。 ①川崎らしい特色ある「健康給食」の推進については、和風の天然だしを使い、薄味で美味しい味付けの工夫や、「かわさきそだち」の野菜を使用した献立を提供するなど、「健康給食」をコンセプトとした中学校給食を推進しました。 ②小中9年間にわたる体系的・計画的な食育の推進については、栄養教諭を中心としたネットワークを活性化し、中学校区を拠点とした小・中学校のグループ化に組み直すなど、小・中学校間の連携を強化しました。また「学校における食に関する指導プラン」について、令和元年度の改訂に向けて、改訂版の素案を策定しました。 ③中学校給食の円滑な実施については、学校給食センターPFI事業モニタリングを適切に実施し、安全で安心な給食を安定的かつ円滑に提供しました。 ④小学校及び特別支援学校の給食充実に向けた取組の推進については、給食費の改定を行い、伝統行事の食材や旬の果物など、年間1食平均15品目以上の食材を使用するなど献立の充実を行いました。また、故障による機器の交換及び計画的な老朽機器の更新を28校で実施し、給食調理業務を新たに3校で委託化を実施しました。 ⑤安全・安心で良質な給食物資の安定的な調達のための学校給食会の運営支援については、安定的に低廉で良質な給食物資を供給するため、給食物資の検査や苦情発生時の迅速な対応を給食会と連携して行いました。また、給食会の運営体制を維持していく上での適切な費用を補助し、健全な経営に向けた支援を行いました。 ⑥給食費管理等についての調査・研究の実施については、給食費の管理のあり方について、他都市の事例の調査、研究などをを行い、教職員の負担軽減を図るためにの取組として、公会計化を実施することを決定し、実施までのスケジュールを策定しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
7	教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の育成、教員の指導力の向上、学校業務の効率化のために、ICT環境の整備、研究や研修の充実、校務支援システムの検証および運用などの取組を進めます。	①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施 ②児童生徒の情報活用能力の育成のための情報化推進モデル校による研究の実施 ③タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進 ④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進及び新システムへの移行に向けた設計の実施 ⑤情報システムのネットワーク環境の在り方の検討	目標どおり達成できました。 ①「川崎市立学校における教育の情報化推進計画」に基づく取組の実施について、本計画における3つの方針に対する27項目の各事務事業の推進を図りました。 ②児童生徒の情報活用能力の育成のための情報化推進モデル校による研究の実施について、情報化推進モデル校6校で情報活用能力の育成のための研究を進め、公開授業及び研究報告を行いました。 ③タブレット型PC等を活用した教員のICT機器の活用能力の向上及び授業における活用推進について、教職員の授業力の向上のための各校悉皆の研修を3回、その他研修等を計47回行いました。 ④業務の効率化に資する校務支援システムの活用推進及び新システムへの移行に向けた設計の実施について、校務支援システムの再構築のため設計及び内容の検討を行いました。 ⑤情報システムのネットワーク環境の在り方の検討について、学校に整備されているネットワーク環境の最適化に向けた検討を進めました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

8	魅力ある高校教育の推進事業	魅力ある高校づくりのために、定時制高等学校の再編、全県的な普通科志向への対応、生徒や保護者、市民の幅広いニーズに応えるための特色ある教育の展開を進めます。	①「市立高等学校改革推進計画」第1次計画の検証・評価及び第2次計画策定に向けた検討の実施 ②高等学校における聴講生制度、図書館開放、開放講座の実施(講座実施数:10回程度) ③定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援の実施 ④川崎高校及び附属中学校における中高一貫した体系的・継続的な教育の推進	目標どおり達成できました。 ①第1次計画の検証・評価を実施し、第2次計画の策定に向けて、川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画策定委員会の設置に向けた準備を進めました。 ②聴講生制度の講座を4コマ、図書館開放を247日、開放講座を13回、それぞれ実施しました。 ③定時制生徒の将来の自立に向け、2校で相談・支援を実施しました。 ④ICTを活用した新たな学習の推進や、国際理解教育等に取り組みました。	3 ほど 目標ど おり B やや 貢献して いる	II 改善 しながら 継続
9	学校教育活動支援事業	小学校5年生、及び中学校1年生において、ハケ岳少年自然の家を利用して2泊3日の宿泊体験学習を行います。教育活動センターを各学校の要請に基づいて配置します。	①教育活動センターの配置 ②小・中・特別支援学校における自然教室の実施	目標どおり達成できました。 ①教育活動センターを小学校81校に計3,301回、中学校32校に計1,354回配置しました。 ②小・中・特別支援学校において、ハケ岳少年自然の家等での自然教室を実施しました。	3 ほど 目標ど おり B やや 貢献して いる	I 現状 のまま 継続
10	特別支援教育推進事業	特別支援教育センター配置による対象児童生徒への支援、看護師の配置による医療的ケアの実施、特別支援教育を担当する教職員を対象とした研修の実施等の取組を進めます。	①特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能の強化による小・中学校への支援 ②小・中学校通級指導教室の運営及び国等の動向を見据えながらの運営改善の検討 ③個別の指導計画の作成及びサポートノートを活用した切れ目のない適切な引継ぎの促進 ④特別支援教育研修の実施による専門性の向上 ⑤医療的ケアを必要とする児童生徒の状況に応じた支援の実施と、安全かつ児童生徒の自立を見据えた支援体制の充実 ⑥長期入院・入所児童生徒への学習支援の実施 ⑦一人ひとりの子どもの状況に応じた支援のための小・中・高等学校への特別支援教育センターの配置 ⑧児童生徒の実態に応じた交流及び共同学習の実施 ⑨一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な就学相談の実施	目標どおり達成できました。 ①特別支援学校のセンター的機能担当教員の計画巡回訪問支援は小・中学校116校を対象として特別支援学級の支援を行いました。また、通級指導教室のセンター的機能担当教員による計画・要請訪問を小・中学校に延べ1,198回実施しました。 ②小・中学校通級指導教室担当教員、設置校長等と、国の動向を踏まえた今後の通級の運営等について検討を進めました。 ③各種会議、研修において、個別の指導計画の作成やサポートノートを活用した引継ぎの促進を図りました。 ④必修研修計23回(延べ1,950名参加)、希望研修計20回(延べ663名参加)を計画実施し、教職員の資質向上を図りました。 ⑤児童生徒の医療的ケアの状況に応じ、看護師の訪問又は看護介助員によるケアを実施できるよう事業を拡充し、延べ17人の児童生徒にケアを実施しました。また関係者を参考した校内委員会を開催し支援の充実に努めました。 ⑥長期入院・入所児童生徒の学習支援のため、スタディサプリを活用することで、支援の充実を図りました。 ⑦各小・中・高等学校における課題のある児童生徒の支援の状況を調査し、年間21,638回特別支援教育センターを配置しました。 ⑧児童生徒の状況に応じた交流及び共同学習について、個別の指導計画に基づき適切に実施することができました。 ⑨663件の就学相談の申込みがあり、教育支援会議において初就学・既就学合わせて620件について審議しました。より丁寧に審議できるよう、会議委員に医師・学識経験者を各1名増員しました。	3 ほど 目標ど おり A 貢献し ている	II 改善 しながら 継続
11	共生・共育推進事業	教員が「かわさき共生 * 共育プログラム」を年間標準6時間を児童生徒に実施するとともに、効果測定を活用して児童生徒理解を深め、児童生徒指導の充実を図ります。	①「かわさき共生 * 共育プログラム」担当者研修の実施 ②研究協力校での効果測定・検証 ③新エクササイズを活用した取組の実施	目標どおり達成できました。 ①「かわさき共生 * 共育プログラム」担当者研修の実施については、年間2回の共生・共育担当者研修会(4月、8月)を行いました。 ②研究協力校での効果測定・検証については、研究協力校を含む、要請校内研修等を延べ41回実施しました。また、協力校情報交換会を開催し、今後の取組についての提案等を行って学校の取組を支援しました。 ③新エクササイズを活用した取組の実施については、新エクササイズを活用した実践形式の研修会を行いました。	3 ほど 目標ど おり B やや 貢献して いる	II 改善 しながら 継続

12	児童生徒支援・相談事業	市立中学校へのスクールカウンセラーの配置、市立小学校、特別支援学校、高等学校への学校巡回カウンセラーの派遣、各区1名以上のスクールソーシャルワーカーの配置を行い、各学校で不登校やいじめの問題等、子どもが置かれている状況に応じた支援の充実を図り、子どもたちの豊かな心を育むためにその活用を促進し、充実させます。	①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施 ②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実 ③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携 ④多様な相談機能による相談支援の実施	目標どおり達成できました。 ①児童支援コーディネーターのスキルアップに向けた研修の実施については、市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修を新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議4回、児童生徒指導連絡会議7回実施しました。 ②スクールカウンセラー・学校巡回カウンセラーを活用した専門的相談支援の充実については、市立全中学校にスクールカウンセラーを配置、市立小学校・特別支援学校には要請に応じて、市立全高等学校には週1回程度計画的に、学校巡回カウンセラーを派遣し、専門性を活かした教育相談活動を行いました。 ③スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援及び関係機関との連携については、学校からの要請に応じてスクールソーシャルワーカーを各区・教育担当が派遣し、必要に応じて区役所内をはじめとする関係部署や関係機関と連携しながら、適切な支援を展開しました。 ④多様な相談機能による相談支援の実施については、必要に応じて各相談機能が連携を取り、面接による相談、電話相談等を実施し、また、「SNSいじめ相談@かながわ」に抽出校が参加するなど神奈川県教育委員会の取組とも連携を図りながら、相談者の多様なニーズに応じるように努めました。	3 ほど目標どおり A 貢献している	I 現状のまま継続
13	教育機会確保推進事業	市内6か所での適応指導教室の運営による、不登校等の子どもたちの自主性の育成や人間関係の適性を高めることで、学校への復帰や社会的な自立につながる支援を行います。また、メンタルフレンド(ボランティア学生)の募集及び配置による、子どもたちの目標により近い支援・相談の充実を図ります。 生徒の実態に応じた中学校夜間学級の編入相談及び運営を進めます。	①不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援のための居場所としての適応指導教室運営 ②子どもたちの目標により近い支援・相談のためのメンタルフレンドの募集・配置・活用 ③西中原中学校夜間学級の運営及び希望者に対する入学・編入相談の充実	目標どおり達成できました。 ①適応指導教室に249名の不登校児童生徒が登録しました。 ②メンタルフレンド延べ24名を各適応指導教室に配置し、子どもたちの体験活動や相談活動を支援しました。 ③夜間学級について市民の方々に広く周知するとともに、夜間学級への希望者に対して、入学・編入相談や入学前見学、体験入学、入学手続きなどが円滑に行えるよう、学校と教育委員会が連携を図り、運営を進めることができました。	3 ほど目標どおり A 貢献している	II 改善しながら継続
14	海外帰国・外国人児童生徒相談事業	学校と関係機関が連携して、日本語が不自由な児童生徒等の相談・就学体制づくりを進めます。また、日本語指導等協力者(学習支援員)を派遣することで、特別の教育課程による日本語指導体制づくりを進めます。	①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談の実施 ②日本語指導等協力者の派遣による、初期の日本語指導及び中学3年生への学習支援の充実 ③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会及び国際教室担当者連絡協議会の実施 ④日本語指導のための特別の教育課程の国際教室における実施及び全小・中・特別支援学校での実施に向けた検討	目標どおり達成できました。 ①海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談を174件実施しました。 ②日本語指導等協力者及び学習支援員の派遣を延べ11,132回実施しました。 ③帰国・外国人児童生徒教育担当者研修会を1回、国際教室担当者連絡協議会を2回開催しました。 ④日本語指導のための「特別の教育課程」の編成・実施を市立小・中・特別支援学校で進めました。	3 ほど目標どおり A 貢献している	II 改善しながら継続
15	就学等支援事業	経済的理由により就学が困難な就学予定者・学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助費を支給することや、住民基本台帳に基づく学齢簿を編製することにより、義務教育を円滑に実施しています。また、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な高校生・大学生に対して、奨学金を支給・貸付しています。	①新小学1年生(R1年度入学)への新入学児童生徒用品費の入学前支給の実施及び中学生への継続実施 ②就学援助費の支給のためのシステムの構築及び制度改革の実施 ③特別支援教育就学奨励費事務の円滑な実施 ④就学事務システムによる就学事務の円滑な実施 ⑤高等学校奨学金の支給による支援 ⑥大学奨学金の貸付の実施及び制度のあり方の検討	目標どおり達成できました。 ①②就学援助事務を効率的に執行するための「就学援助システム」を構築し、制度改革を実施しました。「就学援助システム」を活用して、新入学児童生徒用品費の入学前支給を実施し、令和元年度以降の各小・中学校と学事課との間の事務フローの変更を行いました。 ③特別支援教育就学奨励費事務について、円滑に実施しました。 ④平成29年1月に稼働を開始した就学事務システムにより、就学事務を円滑に実施しました。 ⑤⑥奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)を着実に実施しました。大学奨学金については、国や他都市の動向を踏まえながら、制度のあり方について検討を行いました。	3 ほど目標どおり B やや貢献している	II 改善しながら継続

16	学校安全推進事業	<p>スクールガード・リーダーや地域交通安全員を配置し、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を推進します。また、地域と連携した防災訓練などに取り組む防災教育研究推進校を中心として各学校の防災力の向上を図るとともに、子どもたちの防災意識を高めます。</p>	<p>①学校を巡回し、通学路の危険か所のチェックや防犯対策を行うスクールガード・リーダーの継続配置(20名) ②踏切等の危険か所への地域交通安全員の適正な配置 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善の推進 ④学校防災教育研究推進校による先導的な研究の推進や、各学校の実態に応じた防災教育の推進(4校)</p>	<p>目標どおり達成できました。 ①スクールガード・リーダーを20名配置しました。 ②地域交通安全員を93か所に配置しました。 ③通学路安全対策会議での議論を踏まえ、危険か所の改善を行いました。 ④学校防災教育研究推進校(4校)の取組を進め、その成果を全学校の防災担当者研修会で報告し、周知を図りました。</p>	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続
17	交通安全推進事業	<p>行政機関や交通安全団体、民間企業等との緊密な連携体制や、さらに市民参加の仕組みづくりを図ることにより、市民との協働による交通安全推進体制を構築し、それに基づいてさまざまな交通安全活動を一体的、積極的に推進していきます。</p>	<p>①各種団体等で構成する「交通安全対策協議会」を中心とした交通安全運動等の実施 ②交通安全意識の高揚に向けた交通安全教室の実施(490回以上) ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会等の実施 ④自転車マナーアップ指導員による巡回活動の実施 ⑤児童生徒の登下校時の安全確保のためのスクールゾーン対策の実施(電柱巻付:750か所以上、路面表示50カ所以上) ⑥交通事故相談所における交通事故被害者支援のための専門相談の実施</p>	<p>目標どおり達成できました。 ①各季(春、夏、秋、年末)の交通安全運動の機会及び強化月間ににおいて、各区交通安全対策協議会と協力して啓発活動・キャンペーンを行いました。 ②幼稚園・保育園児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者と各世代で交通安全教室や交通安全講話を開きました。(534回) ③高齢運転者の交通事故防止を目的とした高齢者向け講習会を開催しました。(5回) ④自転車マナーアップ指導員が週4回、自転車交通事故多発地域を巡回しました。(195日) ⑤通学路の電柱巻き付け表示(783箇所)とスクールゾーン・文の路面表示の補修、新設(54か所)を行いました。 ⑥高津区役所内相談ブースにて専門相談員による交通事故相談、及び中原区役所内相談ブースにて、月1回の弁護士相談を実施しました。(401件)</p>	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

<p>総合的な評価</p> <p>『生きる力』を伸ばし、人間としての在り方生き方の軸をつくる》</p> <p>①きめ細やかな指導推進のため、小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実施については、研究協力校6校において、小中9年間を見据えた実践的な研究を推進しました。また、「きめ細やかな指導 実践編」の冊子を活用するとともに、教師向け指導力向上の映像教材を作成し、各学校に配信しました。</p> <p>②市立高等学校改革推進計画について、1次計画の検証・評価及び2次計画の策定に向けて、川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画策定委員会の設置に向けた準備を進めました。</p> <p>『一人ひとりの教育的ニーズへの対応』</p> <p>③市立全小学校に専任化した児童支援コーディネーターの研修について、新任を対象に12回、全員を対象に1回実施し、特別支援教育コーディネーター連絡会議を4回、児童生徒指導連絡会議を7回実施し、包括的な児童生徒の支援体制を強化しました。</p> <p>④海外帰国・外国人児童生徒に対する教育相談や、日本語指導等協力者及び学習支援員の派遣等により、日本語でのコミュニケーションに不安がある児童生徒への指導の充実を図りました。</p> <p>『児童・生徒等の安全の確保』</p> <p>⑤スクールガード・リーダーを20名配置するとともに地域交通安全員を93カ所に配置することにより、登下校時の交通事故など、地域におけるさまざまな危険から子どもたちを守る取組を実施しました。また、通学路安全対策会議での議論を踏まえ、危険か所の改善を行いました。</p> <p>これらを実施することにより、将来の社会的な自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を育てていくための取組を推進するとともに、子ども一人ひとりの「分かる実感」を大切にするため、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導をおこなう取組を推進しました。また、すべての子どもがいきいきと個性を発揮しながら成長できるよう一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な相談・指導・支援を推進するとともに、学校における子どもの安全を確保するため、地域における様々な危険から子どもたちを守る取組を推進しました。</p>
<p>子ども・子育て会議からの意見・評価</p> <p>①習熟の程度に応じたきめ細やかな指導の充実のために、引き続き、実践的な研究の推進が図られることを望みます。</p> <p>②一人ひとりの教育的ニーズへの対応の充実を図るため、川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画の策定に向けて準備が進められることを望みます。</p> <p>③市立全小学校に専任化した児童家庭支援コーディネーターの研修及び連絡会議が実施されたことを評価します。</p> <p>④教育相談や、日本語指導等協力者及び学習支援員の派遣等により、海外帰国・外国人児童生徒への指導の充実が図られたことを評価します。引き続き日本語指導が必要な児童生徒への支援体制の充実が図られることを望みます。</p> <p>⑤スクールガード・リーダー及び地域交通安全員の配置、通学路安全対策会議での議論を踏まえた危険か所の改善が行われたことを評価します。引き続き、子どもたちの安全を確保するため、学校の教育活動を通じた取組がなされていくことを望みます。</p> <p>引き続き、子どもの育ちの基盤となる保育・教育環境の充実に向けて、子どもの「生きる力」を育む教育が推進されることを望みます。</p>

4 改 善

<p>子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組</p> <p>①習熟の程度に応じた指導については、各学校の実態に応じた指導を充実させるために、研究協力校6校において研究結果を活かした実践的な研究を推進します。</p> <p>②「市立高等学校改革推進計画」第2次計画の策定に向けて、川崎市立高等学校改革推進計画第2次計画策定委員会を設置して検討を進めます。</p> <p>③児童支援コーディネーターの研修については、児童理解や特別支援についての知識を深め、実践に活かせるよう内容の充実を図りながら継続します。</p> <p>④海外からの転入を希望する児童生徒が多くなり、就学に向けた相談件数が増加していることから、面談を通して多様な背景を持つ児童生徒や保護者の状況を把握し、学校と連携しながら、速やかな就学につなげていきます。また日本語指導等協力者の派遣ニーズがさらに高まっており、約1年間の初期指導を充実させて支援していく取組を進めています。</p> <p>⑤引き続き、スクールガード・リーダー及び地域交通安全員を配置するとともに、通学路安全対策会議で協議しながら改善を進めます。近年の通学路における安全確保に対する社会的要請を踏まえ、取組の強化について検討します。</p>

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策7 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり		
施策の概要	個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、やむを得ない事情により家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進します。また、日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう、相談援助や個別支援を実施します。		
計画期間における主な方向性	<p>«児童虐待への対応・社会的養護の推進»</p> <ul style="list-style-type: none"> 虐待防止センターによる24時間の電話相談の実施や、児童虐待防止啓発活動を通じて児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいます。また、各区の要保護児童対策地域協議会実務者会議における、要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の充実を図ります。 子どもが置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を今後も適切に実施します。また、各区役所及び関係機関との連携をさらに強化し、ハイリスク家庭の早期把握に向けた取組の推進を行います。 里親制度の普及啓発や登録に向けた制度説明・研修等を効果的に実施するとともに、関係機関と連携しながら児童委託後の支援体制を構築し、一層の制度推進を目指します。 社会的養護により養育された子どもの円滑な社会的自立に向け、施設等での養育の時点から将来の自立を見据えた支援を行うとともに、退所後も安定した生活ができるよう支援の充実を図ります。 育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、今後も児童相談所や各区役所との連携を推進します。 <p>«ひとり親家庭の自立の促進»</p> <ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って、支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進します。 ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを両立することができる環境整備を進めます。 親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、修学の継続等に向けた支援を行います。 <p>«子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援»</p> <ul style="list-style-type: none"> 女性相談については、川崎市DV相談支援センター及び区役所保健福祉センター等が安心して相談できる窓口であることなどの周知をより一層推進します。 子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進します。 小児慢性特定疾病医療等給付事業は、長期治療等を必要とする患児の保護者の負担軽減を図るため事業を継続します。 子ども・若者が健やかに成長できるよう、多様な主体がともに連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うことのできるまちを目指し、地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える仕組みづくりを進めるため、その役割を担う団体を育成・支援します。 		
施策を構成する事業	① 児童虐待防止対策事業	⑦ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業	⑬
	② 児童相談所運営事業	⑧ 子ども・若者支援推進事業	⑭
	③ 里親制度推進事業	⑨ 小児ぜん息患者医療費支給事業	⑮
	④ 児童養護施設等運営事業	⑩ 小児慢性特定疾病医療等給付事業	⑯
	⑤ ひとり親家庭の生活支援事業	⑪ 災害遺児等援護事業	⑰
	⑥ 女性保護事業	⑫	⑱

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	活動指標	児童虐待防止普及啓発活動の実施数		目標	22	22	22	22	回
		説明	11月の児童虐待防止推進月間を中心に各種の啓発活動を実施した回数	実績	22	-	-	-	
2	活動指標	各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数		目標	444	444	444	444	回
		説明	地域の支援ネットワークに関わる担当者による具体的な支援内容の確認など、個別ケースに関わる協議を行う各区要保護児童対策地域協議会(個別支援会議)の実施回数	実績	624	-	-	-	
3	成果指標	地域で子どもを見守る体制づくりが進んでいると思う人の割合		目標	-	41	-	45	%
		説明	要保護児童対策地域協議会関係者アンケート調査のうち、子どもが安心して地域で暮らせるように、地域における関係機関との連携が進んでいる(とても進んでいる+進んでいる)と思う人の割合	実績	-	-	-	-	
4	活動指標	児童相談所における相談件数		目標	4,021	4,021	4,021	4,021	件
		説明	児童相談所において養護相談、障害相談、非行相談、育成相談等を実施した件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	5,166	-	-	-	
5	活動指標	一時保護所における保護件数		目標	403	403	403	403	件
		説明	児童福祉法第33条等の規定に基づき様々な事情や問題を抱える家庭の児童を保護し、行動観察、心身の安定や生活習慣の回復を図りながら生活指導等を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	456	-	-	-	
6	活動指標	里親養育体験発表会及び制度説明会の開催回数		目標	5	5	5	5	回
		説明	里親登録者を増加するための里親の養育体験や制度内容に関する説明会の開催回数	実績	15	-	-	-	
7	成果指標	ふるさと里親登録数		目標	67	69	71	73	世帯
		説明	夏休み等の大型連休に児童を養育する、ふるさと里親の登録世帯数	実績	72	-	-	-	
8	成果指標	里親の登録数		目標	139	141	143	145	世帯
		説明	里親の登録世帯数	実績	156	-	-	-	
9	活動指標	里親養育技術向上のための研修会の開催回数		目標	3	3	3	3	回
		説明	里親希望者及び里親への養育技術向上を目的とした研修会の開催回数	実績	3	-	-	-	
10	活動指標	児童養護施設等における本市措置児童数		目標	276	276	276	276	人
		説明	本市が児童養護施設、乳児院及び児童心理治療施設等へ措置を行っている児童数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	288	-	-	-	
11	活動指標	児童ファミリーグループホームにおける本市措置児童数		目標	50	50	50	50	人
		説明	本市がファミリーホーム、ファミリーグループホーム及び自立援助ホームへ措置等を行っている児童数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	48	-	-	-	
12	活動指標	児童扶養手当受給者数		目標	6,400	6,400	6,400	6,400	人
		説明	児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の受給者数 (所得超過による全部支給停止者を除く。) (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	6,214	-	-	-	
13	活動指標	ひとり親家庭等医療費助成の対象者数		目標	12,500	13,000	13,000	13,000	人
		説明	各年度末時点での助成対象者数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	実績	12,352	-	-	-	

		自立支援プログラム策定件数					
14	活動指標	児童扶養手当受給者等に対してきめ細やかな継続的な自立・就業支援を実施するために、個々の対象者の状況・ニーズに応じた自立目標や支援内容等について自立支援プログラムを策定した件数	目標	75	80	85	90
			実績	56	-	-	-
15	活動指標	高等職業訓練促進給付金の新規認定件数 ひとり親家庭の親が看護師、介護福祉士等の資格取得に向けて修業する場合に受講期間中支給する高等職業訓練促進給付金の新規の認定件数	目標	19	20	23	25
			実績	19	-	-	-
16	活動指標	女性相談の件数 母子又は単身の女性を対象に、夫婦・親子のこと、経済的なことや育児のことなどの様々な相談を受け付け支援を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	1,505	1,505	1,505	1,505
			実績	2,179	-	-	-
17	活動指標	DV相談支援センターの相談件数 DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、DV被害者などへの相談支援を行った件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	312	312	312	312
			実績	403	-	-	-
18	活動指標	ひきこもり等児童福祉対策事業における個別支援活動の参加人数 対象児童と大学生等のボランティアとの1対1の触れ合いや交流を通じて、相互の人間関係の醸成を図り、良き理解者としてボランティアを信頼し、児童の内面的な自主性や社会性を伸ばす個別支援活動の参加人数	目標	95	95	95	95
			実績	298	-	-	-
19	活動指標	ひきこもり等児童福祉対策事業における集団支援活動の参加人数 10人規模程度の小集団のグループでレクリエーション等を行うことで、他人との関わりや集団の中における自己の役割認識、それを実行する力を養い、自主性や社会性を伸ばす集団支援活動の参加人数	目標	82	82	82	82
			実績	90	-	-	-
20	活動指標	児童家庭支援センターにおける地域・家庭からの相談件数 地域の児童の福祉に関する様々な問題や児童に関する家庭その他からの相談の件数	目標	2,615	2,615	2,615	2,615
			実績	4,032	-	-	-
21	活動指標	小児せん息患者医療費の支給対象者数 各年度末時点での支給対象者数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	5,000	5,000	5,000	5,000
			実績	4,866	-	-	-
22	活動指標	小児慢性特定疾病の助成対象者数 小児慢性特定疾病により治療を受け、一部負担金の助成を受けている対象者数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	1,246	1,246	1,246	1,246
			実績	1,276	-	-	-
23	活動指標	修学資金貸付件数 ひとり親家庭及び寡婦の子どもの修学にあたり、授業料にかかる経費として修学資金の貸付けを行った件数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	222	222	222	222
			実績	322	-	-	-
24	活動指標	就学支度資金貸付件数 ひとり親家庭及び寡婦の子どもの修学にあたり、入学金等の経費として就学支度資金の貸付けを行った件数(なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	114	114	114	114
			実績	147	-	-	-
25	成果指標	償還率(現年度分) 貸付金の償還について、現年度分の償還対象金額のうち、収納があった金額の割合	目標	81.77	84.11	86.46	88.8
			実績	83.88	-	-	-
26	活動指標	災害遭児等福祉手当支給延件数 災害遭児等福祉手当の支給延件数 (なお、数値は目標ではなく実績管理のものとなります。)	目標	730	730	730	730
			実績	578	-	-	-

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	児童虐待防止対策事業	児童家庭支援・児童虐待対策事業推進計画等に基づき、府内外を含む関係機関との連携強化、児童虐待防止に向けた啓発活動、関係職員の人材育成等の施策を推進します。	①要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 ②児童虐待防止センターによる電話相談の実施 ③児童虐待防止普及啓発活動の実施（実施数：22回以上） ④児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援の実施 児童相談システムの開発 ⑤子育て短期利用事業（ショートステイ・デイスティ）	目標どおり達成できました。 ①各区要保護児童対策地域協議会（個別支援会議）は624回実施しました。 ②児童虐待防止センターによる電話相談を2,589回実施しました。 ③児童虐待防止普及啓発活動は22回実施しました。 ④児童相談システムの開発等、児童及び家庭に関する情報の一元的な管理による包括的な支援を実施しました。 ⑤2か所の乳児院及び4か所の児童養護施設において、事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	児童相談所運営事業	関係機関との連携のもと、家庭その他関係機関からの相談に応じ、調査、診断、判定、一時保護、措置等の必要な支援を実施します。	①特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ②一時保護の司法関与の強化に向けた検討結果を踏まえた事業推進 ③児童相談所の体制強化 ・専門的知識を有する職員の増員など児童相談体制の充実 ・南部地域の児童相談体制の充実に向けた検討の継続 ④養育支援訪問（こども家庭支援員の派遣）	目標どおり達成できました。 ①については、家庭への相談・援助を実施し、一時保護の司法関与強化に向けた対応を行いました。 ②については、児童福祉司2名、児童心理司7名を増員し、児童相談所体制の充実を図りました。また、区役所と児童相談所の連携強化に関する検討や、南部地域を含めた本市児童相談所の体制充実に向けた検討を進めました。 ③子育てへの不安など養育者の相談・支援を行うこども家庭支援員を派遣しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 推進項目の規模拡大
3	里親制度推進事業	・里親制度の普及・啓発活動の推進 ・里親支援機関と連携した里親における養育の支援	①里親制度の普及・啓発活動の推進 ②里親養育体験発表会と制度説明会の開催（5回以上） ③里親養育技術の向上のための研修会等の実施（3回以上） ④ふるさと里親事業の実施（登録者数：67世帯以上） ⑤NPO法人等が行う里親支援事業の実施	目標どおり達成できました。 ①区役所等へのチラシの配布、市政だよりへの掲載、広報掲示板でのポスターの掲示、アゼリア広報コーナーでの展示等を行いました。 ②委託事業による養育里親説明会を年12回、養子縁組里親登録説明会を年3回実施しました。 ③研修会は、3回実施しました。 ④ふるさと里親事業については、長期休暇を中心に乳児院・児童養護施設、地域小規模児童養護施設で実施し、ふるさと里親登録数は72世帯となりました。 ⑤里親支援事業については、NPO法人、乳児院、児童養護施設、里親会と連携して実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	児童養護施設等運営事業	・定員の少規模化や少規模グループケアの導入等、施設等における家庭的な環境での養育に配慮した施設整備 ・法定扶助費及び市単独扶助費の支弁による児童の処遇の向上 ・地域における社会的養護の意識の醸成	①児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院における社会的養護の推進 ②地域少規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 ③社会的自立に向けた支援等の実施	ほぼ目標どおり達成できました。 ①児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院における社会的養護の推進を行いました。 ②地域少規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進を行いました。 ③児童養護施設等への運営支援を実施するとともに、子ども若者応援基金を活用した学習・進学支援事業を開始するなど、社会的自立に向けた支援の充実を図りました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	ひとり親家庭の生活支援事業	経済的支援をはじめ、生活・子育て支援、就業支援等ひとり親家庭の自立に向けて、多方面からの総合的な支援施策を実施しています。	①対象者への児童扶養手当の支給 ②対象家庭への医療費の一部助成の実施 ③母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施(自立支援プログラム策定件数:75件以上) ④ひとり親家庭への自立支援教育訓練給付金・高等職業訓練促進給付金の支給(高等職業訓練促進給付金新規認定:19件以上) ⑤ひとり親家庭への日常生活支援事業の実施 ⑥ひとり親家庭の子どもへの生活・学習支援の実施 ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ⑧市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討を含めた、ひとり親家庭支援施策全体の再構築に向けた検討	ほぼ目標どおり達成できました。 ①対象者へ児童扶養手当を適正に支給しました。 ②対象家庭への医療費の一部助成を適正に実施しました。 ③対象者の資格取得や給付金利用ニーズなどが見込みを下回った結果、策定することとなるプログラム策定件数が56件と目標を下回りました。 ④給付金の支給は目標どおりとなり適正に支給しました。(高等職業訓練促進給付金新規認定:19件) ⑤生活援助等の支援員の派遣など適正に実施しました。 ⑥市内3か所において適正に実施し、自発的に宿題に取り組むなど、子どもの日常生活の習慣の習得につながりました。 ⑦母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設を適正に運営しました。 ⑧市バス特別乗車証交付事業のあり方の検討を含めた、ひとり親家庭支援施策全体の再構築について取りまとめました。 平成30年度末で市バス特別乗車証を廃止することとし、令和元年度から新たに、高校生等通学交通費助成、通勤交通費助成、ひとり親家庭等医療費助成の所得制限の緩和、小・中学生を対象とした学習支援などの支援施策を拡充することとしました。	3 ほぼ目標どおり	A 対応している	II 改善しながら継続
6	女性保護事業	女性相談員を各区役所保健福祉センター・各地区健康福祉ステーションに配置するとともに、DV相談支援センターにおける電話相談を実施し、様々な困難を抱える女性の相談及び支援を実施することで、女性の人権擁護と自立支援を図ります。	①女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ②DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ③DV被害者等の緊急一時保護の実施	目標どおり達成できました。 ①女性相談員による相談・保護・自立支援を実施し、女性相談の件数については、2,179件となりました。 ②DV被害者等への相談・支援を実施し、DV相談支援センターの相談件数については403件となりました。 ③DV被害者等の緊急一時保護を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 対応している	II 改善しながら継続
7	子ども・若者支援推進事業	子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援を推進するとともに、地域社会全体で、子ども・若者を見守り、支える取組を支援します。	①子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ②ひきこもり等児童福祉対策の実施 ③児童家庭支援センターにおける子育て相談・支援の推進 ④地域子ども・子育て活動支援助成事業	目標どおり達成できました。 ①「子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、府内の関係部署・関係機関・団体等との相互連携に向けた横断的な調整等を図るため、課長級会議を立ち上げ、係長級ワーキングを7回実施したほか、現場ヒアリングや研修を実施しました。 ②ひきこもり等児童福祉対策事業については、不登校・ひきこもりへの支援として、大学生等のボランティアを活用し、個別支援活動に298人、集団支援活動に90人の子ども・若者が参加しました。 ③地域における身近な民間相談機関である児童家庭支援センターにおいて、児童相談所や区役所地域みもり支援センターなどの行政の相談機関と連携し、4,032件の相談・支援を行いました。 ④地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う17団体に対し、助成を行いました。	3 ほぼ目標どおり	A 対応している	II 改善しながら継続
8	小児ぜん息患者医療費支給事業	対象者の保険医療費の自己負担額(食事療養標準負担額を除く)を助成します。	①小児ぜん息患者へ医療費の一部を支給	目標どおり達成できました。 ①小児ぜん息患者に対して医療費の一部を支給しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや対応している	I 現状のまま継続

9	小児慢性特定疾 病医療等給付事 業	小児慢性特定疾病的治療の際の医療費自己負担分及び装具等作製の際の一部助成を行っています。	①必要な医療等を提供するため、安定的かつ継続的に医療費等の給付を行います。 ②小児慢性特定疾病で治療を受けている児童及び保護者を対象とした自立支援事業を実施します。 ③更なる業務の効率化に向け、システム化に取り組みます。	目標どおり達成できました。 ①医療費等の給付を実施しました。 ②委託により自立支援事業を実施しました。 ③各区で行っている給付に係る事務処理をシステム化し、更なる業務の効率化を図り、より安定的に医療費等の給付を行える体制を構築しました。	3 ほぼ 目標ど おり	B やや 貢献して いる	I 現状 のまま繼 続
10	母子父子寡婦福 祉資金貸付事業	ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得に伴う費用など、12種類の資金の貸付けを行います。また、償還金の徴収や債権管理、徴収指導を行います。	①対象者への貸付事業の実施 ②貸付金の滞納整理及び長期未納の防止に向けた取組の推進	目標を上回って達成できました。 ①対象者への貸付事業の実施については、平成29年度に修学資金等の運用を見直し、入学前貸付けを実施し、資金が必要な時期に交付できるようになりました。また、対象者にチラシを配布したほか、児童扶養手当現況届の場等を活用し、個別相談方式で個々の事情を伺いながら制度説明を実施するなど周知徹底を図ったことにより、多くの申請につながりました。 ②初期未納対策を強化したほか、収納効果の高い口座振替払いを積極的に推奨するなど、取組を強化したことにより、償還率が目標を上回りました。	2 目標 を上 回って 達成	A 貢献し ている	II 改善 しながら 継続
11	災害遭児等援護 事業	対象となる保護者に児童1人につき月3,000円の福祉手当を支給します。また、小学校入学、中学校入学、中学校卒業等にあわせて、祝金等を支給します。	①対象者への福祉手当の支給 ②小・中学校の入学・卒業祝金品の贈呈	目標どおり達成できました。 ①の対象者への福祉手当の支給について、適正に支給しました。 ②の小・中学校の入学卒業祝金品の贈呈について、適正に執行しました。	3 ほぼ 目標ど おり	B やや 貢献して いる	I 現状 のまま繼 続

総合的な評価	<p>『児童虐待への対応・社会的養護の推進』 ①小規模グループケアを導入する児童養護施設の運営支援を引き続き実施し、家庭における養育が困難で社会的養護を必要とする児童の家庭的養護を推進しました。また、里親支援機関と連携した制度の普及啓発や、里親の登録に向けた各種研修や里親になった後の養育技術の向上のための研修等を実施し、里親制度の充実の推進を図りました。</p> <p>②「要保護児童対策地域協議会」を各区で開催し、要保護児童の早期発見や適切な支援に向け、子どもに関する関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する従事者等が、連携した対応に努め、適切な支援の実施に取り組みました。重症事例の発生予防への対応として、区役所と児童相談所双方が、専門機関としての機能を発揮し、連携した支援の強化に取り組みました。</p> <p>『ひとり親家庭の自立の促進』 ③小学3年生から6年生までの子どもとその親を対象に、生活・学習支援事業を実施し、ひとり親家庭の子どもの将来の自立や親の負担軽減を図りました。また、親の就業による自立に向けて、自立支援教育訓練給付金や、高等職業訓練促進給付金の支給を行い、さらに、入学準備金等の貸付事業を実施しました。</p> <p>『子ども・若者や子育て家庭が安心して暮らせるための支援』 ④「子ども・若者生活調査」の分析結果を踏まえて策定した「子どもの貧困対策の基本的な考え方」により、困難な課題を持つ子ども・若者に対する支援策を「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に位置付けました。</p> <p>これらを実施することにより、個々の家庭や子どもが抱える複雑困難な課題に対して、専門性を活かした相談援助を行うとともに、家庭での生活が困難な子どもに対して、より家庭に近い環境で子どもの健全な成長・発達を保障する取組を推進しました。また日常生活に様々な課題を抱える家庭に対して、自立した社会生活が送れるよう相談援助や個別支援を行いました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価	<p>①社会的養護が必要な子どもがより家庭に近い環境で生活できるよう、小規模グループケアを導入する児童養護施設への運営支援が実施されたことや、制度の普及啓発や研修の実施などにより里親制度の充実が図られたことを評価します。引き続き、社会的養護を必要とする子どもの自立支援の充実が図られていくことを望みます。</p> <p>②児童虐待防止に向け、「要保護児童対策地域協議会」の開催などにより、関係機関、団体の連携した対応が継続されることを望みます。児童虐待による重症事例が発生しているため、区役所や児童相談所において、組織的な判断に基づく支援が実施されるよう望みます。</p> <p>③ひとり親家庭については、生活・学習支援や親の就業支援の取組を引き続き実施しながら、子どもが安定した生活を安定して送るための施策の推進が図られていくことを望みます。</p> <p>④子どもの貧困対策について、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」をもとに施策が総合的に推進されることを望みます。引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、子どもが安心して暮らせる支援体制づくりが推進されることを望みます。</p>

4 改 善

子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	<p>①家庭での生活が難しい要保護児童を家庭に近い環境で養育する体制を確保するため、児童養護施設等への運営支援を行うとともに、社会的養護を必要とする児童の自立支援の充実に向けて引き続き取り組んでいきます。</p> <p>②「要保護児童対策地域協議会」を引き続き開催し、適切な支援の実施に向け、関係機関、団体の連携した対応の継続に努めます。重症事例の発生予防への対応として、区役所と児童相談所双方が、専門機関としての機能を発揮し、連携した支援の強化を更に進めます。</p> <p>③ひとり親家庭に対しては、生活・学習支援事業を着実に実施しながら、その周知を図ていくとともに、将来にわたって持続的に安定した生活を送るため、親に対し、就業による自立を基本とした支援を行うとともに、子どもに対しても、将来の目標を持ち、それを実現するための学力、自信や意欲、社会性等を身に着けるための支援を行うために、引き続き効果的な施策について検討を進めていきます。</p> <p>④「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困対策についての施策を推進します。</p>
------------------------------------	--

施策の方向性III 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策8 子ども・若者の社会的自立に向けた支援			
施策の概要	日常生活に様々な課題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が、社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援を実施します。			
計画期間における主な方向性	<p>«生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者に対する就労支援事業について、引き続き個々の意欲や能力に応じて寄り添った丁寧な支援を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生の自立に向けて学習支援を実施し、高校等への進学を支援する取組を進めています。 ・生活保護業務について、現在の事業内容を維持しながら、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進しています。 ・生活にお困りの市民が社会的経済的な自立を果たし、地域において安定した生活を継続することができるよう、「だいJOBセンター」と関係機関が連携し、効果的な取組を展開します。 <p>«総合的な就業支援の取組の推進»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「キャリアサポートかわさき」においては、求職者への就職相談等により、ニーズに沿った職業紹介を行い、「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」においては、個別カウンセリングや職業・職場体験等により、若年無業者等の職業の自立支援に取り組むなど、雇用情勢や社会的ニーズに応じながら効果的な就業支援を実施します。 <p>«多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員児童委員の活動について、増員や複数担当制などの欠員対策による担当世帯数の適正化や、様々な媒体を活用した広報強化等により、活動負担の軽減及び活動支援の充実を図ります。 ・自殺対策について、引き続き、支援者研修や検討会を通して、困難に遭遇したり、生きづらさをかかえたりした子ども・若者を支援していくための人材養成、後方支援を進めています。 ・更生保護の取組において、引き続き、各種団体と連携しながら社会を明るくする運動等を実施するとともに、関係団体の活動支援を行います。 <p>«障害者の自立支援と社会参加の促進»</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後予定されている精神障害者雇用の義務化や法定雇用率の引き上げなどにより、障害者雇用の拡大が見込まれています。この機会を捉え、就労移行支援事業所や就労援助センターなどの就労支援機関や各種団体との協働・連携により、求職相談から就労定着に向けた支援体制や企業とのネットワークを強化し、障害者の働く意欲の喚起と企業側の雇用促進につながる取組を推進します。 ・障害者の地域社会への参加や健康づくりを促進するため、様々なイベントや普及啓発活動を通じて、障害者の社会参加の機会の充実を図り、障害のある人もない人も、お互いを尊重し、共に支え合える地域社会の実現に向けた意識の醸成(心のバリアフリー)を推進します。 ・ひきこもりに関して、様々な課題に対応できるよう、関係機関との連携強化を図り、更なる相談体制の拡充を検討するとともに、普及啓発を行い、正しい知識や早期相談等の予防的なアプローチを行っていきます。 ・精神障害者の早期治療や日常生活、社会生活及び社会参加の総合的な支援、市民の精神的健康の増進を進めるとともに、引き続き、各区役所における精神保健福祉相談や普及啓発活動を実施していきます。 			
施策を構成する事業	① 生活保護自立支援対策事業	⑦ 更生保護事業	⑬	
	② 生活保護業務	⑧ 障害者就労支援事業	⑭	
	③ 生活困窮者自立支援事業	⑨ 障害者社会参加促進事業	⑮	
	④ 雇用労働対策・就業支援事業	⑩ 社会的ひきこもり対策事業	⑯	
	⑤ 民生委員児童委員活動育成等事業	⑪ 精神保健事業	⑰	
	⑥ 自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	⑫	⑯	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1	成果指標	学習支援・居場所づくり事業利用者の高校等進学率		目標	100	100	100	100	%
		説明	学習支援・居場所づくり事業を利用した、生活保護受給世帯の中学生3年生の高校等への進学率	実績	96	-	-	-	
2	成果指標	居住安定化支援実績		目標	180	180	180	180	人
		説明	転居により住居が安定し、社会的なつながりを回復することで、社会生活自立をした人数	実績	295	-	-	-	
3	成果指標	年金専門員事業実績		目標	300,000	300,000	300,000	300,000	千円
		説明	年金専門員による年金受給に向けた自立支援を行うことで減少した生活保護費	実績	436,583	-	-	-	
4	成果指標	後発医薬品使用促進割合		目標	80	80	80	80	%
		説明	国の目標値である後発医薬品使用率促進の達成を目的とする。	実績	86.9	-	-	-	
5	成果指標	生活保護から経済的に自立した世帯の数		目標	650	650	650	650	世帯
		説明	就労支援等により生活保護が廃止となった世帯数	実績	686	-	-	-	
6	成果指標	新規相談者数		目標	1,500	1,500	1,500	1,500	人
		説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」への新規相談者数	実績	1,325	-	-	-	
7	成果指標	就職率		目標	75	75	75	75	%
		説明	「川崎市生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」において、就労支援の対象となった人のうち、就職が決定した人の割合	実績	69	-	-	-	
8	成果指標	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数		目標	486	487	488	490	人
		説明	「キャリアサポートかわさき」における就職決定者数	実績	490	-	-	-	
9	活動指標	「コネクションズかわさき」が行う職場体験事業の実施数		目標	70	70	70	70	回
		説明	「コネクションズかわさき」が行う企業等での職場体験事業の年間の実施数	実績	59	-	-	-	
10	成果指標	民生委員児童委員の充足率		目標	96.5	96.7	97	97.2	%
		説明	厚生労働大臣の定める基準を参考した市条例に基づき、規則で定めた定数(市見込世帯数を440世帯で割った数)に対する現員数の割合	実績	86.9	-	-	-	
11	活動指標	ゲートキーパー養成、メンタルヘルスに関する知識普及のための講座実施		目標	5	5	6	6	回
		説明	広く一般市民を対象としたゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する講座の実施回数	実績	6	-	-	-	
12	活動指標	民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施		目標	12	12	13	13	回
		説明	職業上対人サービスを行う事業者や職能団体へのゲートキーパー講座の実施回数	実績	23	-	-	-	
13	成果指標	社会を明るくする運動参加者数		目標	-	-	-	-	人
		説明	社会を明るくする運動で実施する各種事業への参加者の総数	実績	114,542	-	-	-	

14	成果指標	刑法犯認知件数		目標	-	-	-	-	件
		説明	市内における刑法犯の認知件数(神奈川県警の公表による)		実績	7,590	-	-	
15	成果指標	障害福祉施設からの一般就労移行者数		目標	239	250	260	272	人
		説明	障害者総合支援法に基づく、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等から一般就労した障害のある方の人数。		実績	262	-	-	
16	活動指標	障害者雇用促進ネットワーク会議の開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	企業と就労支援機関、行政が一体となって、障害者雇用に係る情報共有を行い、障害者が働く、障害者を雇うことへの理解を深める。		実績	5	-	-	
17	活動指標	障害福祉サービス事業所による販売会の開催		目標	5	5	5	5	回
		説明	障害福祉サービス事業所の利用者の工賃向上を目的に、製品販売の機会を積極的に作り出す。		実績	6	-	-	
18	活動指標	障害者社会参加推進協議会の実施		目標	2	2	2	2	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者社会参加推進協議会を開催する。		実績	2	-	-	
19	活動指標	障害者週間記念のつどいの開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者週間記念のつどいを開催する。		実績	1	-	-	
20	活動指標	障害者作品展の開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	(公財)川崎市身体障害者協会の障害者社会参加推進センターに委託し、障害者作品展を開催する。		実績	1	-	-	
21	成果指標	市民向け講演会参加人数		目標	80	80	80	80	人
		説明	社会的ひきこもりに関する理解の普及等を実施した数。		実績	138	-	-	
22	成果指標	従事者向け研修会参加人数		目標	20	20	20	20	人
		説明	各障害者センター(井田および百合丘障害者センター、南部地域支援室)のひきこもり支援担当者等を育成した数。		実績	44	-	-	
23	成果指標	「一般精神保健相談」「高齢者精神保健相談」の利用人数		目標	252	250	250	250	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課において、精神科医による相談・指導等の利用人数		実績	255	-	-	
24	成果指標	「各種精神保健福祉相談」の利用人数		目標	3,000	3,000	3,000	3,000	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課において、社会福祉職・保健師等による相談・指導等の利用人数		実績	2,862	-	-	
25	成果指標	「デイケア」「家族・患者教室」「ボランティア講座」「市民向け講演会」等の参加人数		目標	2,000	2,000	2,000	2,000	人
		説明	各区保健福祉センター高齢・障害課主催による、デイケア・研修会・講座等の参加人数		実績	2,003	-	-	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	生活保護自立支援対策事業	生活保護受給者に対して、各種就労支援事業等を行い自立を支援するとともに、生活保護受給世帯の中学生に対して、学習支援や居場所の提供、個別の相談支援や情報提供等を実施し、高校等進学に向けた支援を行います。	①阻害要因の無い、稼働年齢層にある生活保護受給者に対して、経済的・社会的自立の促進に向けた各種就労支援事業を実施 ②生活保護受給世帯の中学生に対し、高校等への進学に向けて、市内12か所で、週2回・1回2時間の学習支援事業を実施	目標どおり達成できました。 ①自立支援相談員事業、総合就職サポート事業、介護資格取得就労支援事業、若者就労自立支援事業等、生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ②生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業については、平成30年度は新たに1か所拡充し、市内12か所で週2回・1回2時間の学習支援事業を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	III 推進項目の規模拡大
2	生活保護業務	生活保護法の規定に従い、国の法定受託事務として、生活に困窮する市民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長します。 また、持続可能な社会保障制度として維持するため、生活保護行政の適正な運営に取り組みます。	①最低限度の生活の保障及び受給者の自立に向けた各種支援の実施 ②漏給防止、濫給防止の取組等による適正実施の確保	①②生活保護受給者の動態は流動的ですが、福祉事務所と連携を図りながら、各種の取組を行いました。様々な理由により転居を必要とする被保護者に対し、広く対応した結果、前年度(217人)を上回る転居支援を行いました。10年年金による効果は昨年度がピークであり、前年度実績(631,418円)は下回りましたが、引き続き年金受給に向けた支援を行いました。 また、法改正を受け、市薬剤師会と連携し、後発医薬品使用促進の取組を行い、前年度実績(79%)から7ポイント増加するなど、目標を上回って達成できました。	2 目標を上回って達成	A 貢献している	I 現状のまま継続
3	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者に対して、就労・生活支援等を行うため、就労支援員など専門の相談員を配置した「生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」を運営します。	①国の動向等を踏まえた、生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)」の運営	ほぼ目標どおり達成できました。 ①生活自立・仕事相談センター(だいJOBセンター)の新規相談申込者数は、雇用情勢の改善等により目標を下回りましたが、昨年度と同等となり(H29年度1,322人→H30年度1,325人)、支援を必要とする生活困窮者に対しては、本人の状態に応じた包括的かつ早期の相談支援を実施しました。今後も、事業の広報や関係機関との連携強化に努め、必要な支援が行き届くようにします。また、昨年度より多くの相談者に就労支援を実施しました(H29年度289人→H30年度330人)が、複合的な課題を抱え、就労阻害要因のある相談者等が増加していることにより、就職率は目標に届かなかったものの、昨年度と同等の就労決定人数を達成しました(H29年度233人→H30年度229人)。今後も、ハローワーク等の市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等に取り組むとともに、相談者に対してきめ細やかな寄り添い型支援を行っていきます。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
4	雇用労働対策・就業支援事業	専門の相談員等を配置した就業支援窓口の支援メニューを中心に、雇用や就業に関する課題に対応し、相談から就職まで丁寧な就業支援を行います。	①「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援の実施(就職決定者数:486人以上) ②「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」による若年無業者の職業的自立支援の推進 ③労働者の問題解決に向けた労働相談への対応 ④女性向け就業支援の推進	目標どおり達成できました。 ①「キャリアサポートかわさき」については、就職決定者数が490人となりました。 ②「コネクションズかわさき」については、進路決定者数が229人となりました。 ③常設の相談窓口2カ所、街頭労働相談会を市内7カ所で実施しました。 ④女性向け就業支援については、再就職支援セミナーを2回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続

5	民生委員児童委員活動育成等事業	民生委員児童委員の活動しやすい環境づくりに向けて、「民生委員児童委員あり方検討委員会」で検討を行った課題対策について取組を進めます。	①民生委員児童委員の適正配置の実施 ②民生委員児童委員協議会への運営補助等による民生委員児童委員の育成・支援 ③「民生委員児童委員あり方検討委員会」の検討結果に基づく定数充足に向けた取組の推進 ・増員に向けた調整等の欠員対策による担当世帯数の適正化 ・行政・社会福祉協議会・民児協の連携による効果的な研修の実施 ・様々な媒体を活用した広報強化による活動支援の充実	①③適正配置及び民生委員の定数充足については、本市の世帯数の増加に伴う定員数が平成29年度よりも27増加したこと等により目標の充足率96.5%には届きませんでしたが、担当世帯数の適正化、効果的な研修の実施、広報強化等を通じた欠員対策と併せ、活動支援の充実を図ることにより、平成29年度よりも21人増やすことができました。今後も、平成30年度に実施した「民生委員児童委員活動に関するアンケート」の結果による活動の負担感についての分析や、欠員地区の原因分析及びそれに基づく対策を実施し、充足率の改善に努めています。 ②については、民生委員児童委員協議会への育成費補助等を適正に交付しました。 また、民生委員児童委員の活動として、16,441件もの相談支援を行っているほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通して、地域福祉の向上を図ることができました。	4 目標を下回った A 対応している II 改善しながら継続	
6	自殺対策・メンタルヘルス普及啓発事業	ゲートキーパーの役割やメンタルヘルスに関する知識の普及のための講座を実施します。また、地域保健福祉機関と連携、研修を進め、不調に気づいた人が不調を抱えた人を必要な支援につなげられるよう、支援体制の向上を推進します。	①身近な人の悩みに気づき、寄り添い、見守り、解決のきっかけとなる役割を担う、ゲートキーパーの養成や、メンタルヘルスに関する知識普及のための市民向け講座の実施（実施目標：5回） ②民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座の実施（実施目標：12回） ③地域保健福祉機関における地域精神保健関連研修との相互連携（精神保健従事者研修や社会福祉協議会、労基署、協会けんぽ他）（実施目標：南・中・北部各1回） ④「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」に基づく取組の推進	健康増進課との協力関係を活かした産業保健分野への働きかけと、川崎市自殺対策総合推進計画・地域連携会議での広報、関係機関へ第2次川崎市自殺対策総合対策推進計画の配布と説明に回った結果、以下の実績を得ました。 ①ゲートキーパー養成・メンタルヘルスに関する知識普及のための市民向け講座を6回実施し、目標を上回りました。 ②民間事業者、職能団体、市職員等へのゲートキーパー講座を23回実施し、目標を上回りました。 ③地域精神保健関連研修との連携は計7回実施し、目標を上回りました。 ④「第2次川崎市自殺対策総合推進計画」に基づき、基本的認識の普及や重点課題に取り組みながら、新たな取組である自殺未遂者支援に関して、毎月会議を開催（12回）し関係機関と連携することができ、目標を達成しました。	2 目標を上回って達成 A 対応している II 改善しながら継続	
7	更生保護事業	犯罪や非行のない明るい地域社会づくりのため、保護司や保護司会で構成する川崎市保護司会協議会への更生保護事業の委託や更生保護法人への支援、国が提唱する社会を明るくする運動の実施、再犯防止等の取組を進めます。	①保護司会等、更生保護関係団体への支援 ②社会を明るくする運動の実施 ③再犯防止の取組の推進	目標通り達成できました。 ①川崎市保護司会協議会、川崎市保護観察協会、川崎市更生保護女性連絡協議会、川崎自立会といった更生保護関係団体に対する運営支援や補助金等の交付等を適正に行い、各団体が行う事業の適切かつ円滑な運営により更生保護事業の推進や地域福祉の増進に寄与しました。 ②川崎市「社会を明るくする運動」推進委員会を通して、市内各地区で実施される「社会を明るくする運動」を支援し、地域における犯罪防止や地域福祉の増進に寄与しました。 ③学年で予定する川崎市再犯防止推進計画の策定に向けて、国や県で開催された会議やシンポジウム等に出席し、情報収集等を行いました。	3 ほぼ目標どおり B 対応している I 現状のまま継続	
8	障害者就労支援事業	就労援助センターや就労移行支援事業所等による求職活動支援や職場定着支援を実施するとともに、企業を対象とした障害者雇用促進ネットワーク会議やセミナー等を開催します。また、川崎市障がい者施設ごとセンターによる共同受注窓口の運営や販売会を開催します。	①障害者等への就労支援の実施 ②障害者雇用を行う企業への支援の実施（障害者雇用促進ネットワーク会議1回開催） ③障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組（販売会5回開催）	目標どおり達成できました。 ①の障害者等への就労支援の実施については、市内就労移行支援事業所30か所（H31年1月現在）及び就労援助センター3か所を中心とした就労支援により、障害福祉施設からの一般就労移行者数は262人となりました。 ②の障害者雇用を行う企業への支援の実施については、企業の障害者雇用に関する理解を深め、就労支援機関との関係を築くための交流・学習会として、障害者雇用促進ネットワーク会議を5回開催しました。 ③の障害福祉サービス事業所等に対する工賃向上の取組については、市内障害者支援団体等と協同で、自主製品販売会を6回開催しました。	3 ほぼ目標どおり A 対応している II 改善しながら継続	

9	障害者社会参加促進事業	(公財)川崎市身体障害者協会に委託し、障害者社会参加推進協議会(年2回)、障害者作品展等を開催し、障害のある方の地域における自立生活と社会参加を推進します。	①障害者社会参加推進協議会の実施(2回) ②障害者週間記念のつどいの開催(1回) ③障害者作品展の開催(1回) ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業の実施(参加人数3,500人) ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施(ヘルプマーク配布数2,000個)	目標どおり達成できました。 ①障害者社会参加推進協議会について、2回実施しました。 ②障害者週間記念のつどいについて、1回開催しました。 ③障害者作品展について、1回開催しました。 ④障害者の自立と社会参加を促進する生活訓練等事業を実施し、3,711人が参加しました。 ⑤心のバリアフリーの理念を踏まえた障害者支援の実施(ヘルプマーク配布数2,961個)	3 ほど 目標ど おり A 真献し ている	I 現状 のまま継 続
10	社会的ひきこもり対策事業	個別面接、家族面接、当事者グループ活動、家族教室等により支援を行います。また、「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患や発達障害等を背景に持つ方へは適切な医療機関、相談機関あるいは社会資源へ繋げる支援を行います。ひきこもり支援には医療・保健・福祉・教育分野との連携が必須であるため、連絡会等の開催をし、連携を強化します。	①社会的ひきこもり等、ひきこもり状態の方への支援 ②「ひきこもり」に関する普及啓発 ③関係機関同士の連携強化の促進 ④市内における広義のひきこもりの実態およびニーズ調査 ⑤ひきこもり相談従事者の育成(研修1回開催)	概ね目標通り達成できました。 ①228件のケースに対して、延べ1,412件の支援を行いました。 ②市民講演会を開催し、小石先生(精神科医)に山梨県での取組と合わせて「ひきこもり」について広く理解を広める機会を設けました。 ③⑤ひきこもりは状態像であるため多分野が横断して支援を行う必要があることから、ひきこもり相談従事者研修会を開催し、多岐にわたる機関に出席してもらい(障害者福祉、生活困窮者自立支援等)、ネットワークの強化に取り組みました。 ④平成30年12月から翌年1月に実施し、210機関から445事例の回収を行いました。	3 ほど 目標ど おり B やや 貢獻して いる	II 改善 しながら 継続
11	精神保健事業	各区保健福祉センター高齢・障害課にて、精神科医・社会福祉職・保健師等により精神保健福祉に関する相談指導や普及啓発を行っています。医師による相談はクリニックとして月3回、社会福祉職・保健師等による相談は随時、ティケアは月に2~3回、その他家族・患者教室やボランティア講座、市民向け講演会等を年に数回実施しています。	①各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談の実施 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進(研修会71回開催)	目標どおり達成できました。 ①各区保健福祉センターにおける精神保健福祉相談については、各区において一般精神保健相談と高齢者精神保健相談を実施しました。なお、目標値を下回った実績となりましたが、これは各区保健福祉センター以外でも川崎市精神保健福祉センター「こころの電話相談」等でも精神保健福祉に係る相談を受け付けており、多様な相談窓口の開設により、相談先が分散したためと考えられます。 ②研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進については、各区において家族・患者教室、ボランティア講座、市民向け講演会を実施するとともに、地域の関係機関との連絡会等へ参加しました。(研修会等85回)	3 ほど 目標ど おり B やや 貢獻して いる	I 現状 のまま継 続

総合的な評価	<p>『生活保護受給者・生活困窮者の自立に向けた取組の推進』 ①「生活保護自立支援対策事業」については、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業を1か所拡充し、市内12か所で週2回(1回2時間)の学習支援を実施することで、高校等への進学に向けた支援を行いました。また、「生活保護業務」については、安定した居住を確保するため、不安定な住居に住んでいる被保護者に対し転居支援(295人)を行うとともに、自立支援相談員事業等の各種就労支援事業(686世帯)を行いました。</p> <p>『総合的な就業支援の取組の推進』 ②「雇用労働対策・就業支援事業」については、「キャリアサポートかわさき」における就職決定が490人、「コネクションズかわさき」における進路決定が229人でした。また、相談窓口2か所を常設するとともに、街頭労働相談会を市内7か所で実施しました。女性向け就業支援については、再就職支援セミナーを2回実施しました。</p> <p>『多様な主体と連携した安全・安心な地域社会の構築』 ③「民生委員児童委員活動育成等事業」については、民生委員児童委員の活動として16,441件の相談支援を行ったほか、ひとり暮らし高齢者見守り事業等における行政依頼の訪問・聞き取り調査の実施、子育て支援等の実施を通じ、地域福祉の向上を図りました。</p> <p>『障害者の自立支援と社会参加の促進』 ④「社会的ひきこもり対策事業」については、多分野が横断して支援を行う必要があることから、障害者福祉や生活困窮者自立支援等の多岐にわたる機関を対象に、従事者研修会を開催し、ネットワークの強化に取り組みました。</p> <p>⑤「精神保健事業」については、研修会・連絡会を通じた、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進のため、各区で家族・患者教室、ボランティア講座、市民向け講演会を実施しました。</p> <p>これらの実施により、日常生活に様々な問題を抱え、生活に困窮した家庭に対して、社会的な自立に向けた支援を行うとともに、困難を抱える子ども・若者が社会生活を自立して営むことができるよう、社会参加の促進に向けた取組や、生活面・医療面などにおける相談援助を通じた専門的な個別支援の取組を推進しました。</p>
子ども・子育て会議からの意見・評価	<p>①「生活保護自立支援対策事業」について、生活保護受給世帯の中高生に対する学習支援事業を拡充し、高校等への進学に向けた支援が行われたことを評価します。また、「生活保護業務」について、不安定な住居に住んでいる被保護者に対し、転居支援及び自立支援相談員等の各種就労支援事業が行われたことを評価します。</p> <p>②「雇用労働対策・就業支援事業」について、雇用情勢や雇用課題に応じて、工夫・改善を図りながら、引き続き、求職者及び求人企業への就業支援の推進が図られていくことを望みます。</p> <p>③「民生委員児童委員活動育成等事業」について、民生委員の負担感の分析や欠員地区の原因分析等により、引き続き、民生委員・児童委員の充足が図られることを望みます。</p> <p>④「社会的ひきこもり対策事業」について、従事者研修会の開催によりネットワークの強化が行われたことを評価し、引き続き、多分野が横断的にひきこもり支援を行えるような体制の構築が図られていくことを望みます。</p> <p>⑤「精神保健事業」について、引き続き、人材育成と関係機関とのネットワーク形成の推進が図られるとともに、多様化する相談内容に対応するための取組が進められていくことを望みます。</p> <p>引き続き、支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実に向けて、子ども・若者の社会的自立に向けた支援が推進されることを望みます。</p>



4 改 善

子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組

- ① 「生活保護自立支援対策事業」については、事業に対するニーズが今後も高い位置で推移すると思われることから、国の施策や補助金などの動向を踏まえながら、更なる事業の充実を図ることが必要です。また、「生活保護業務」については、国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進します。
- ② 「雇用労働対策・就業支援事業」については、雇用情勢や雇用課題に応じて、事業展開や実施手法等について工夫・改善等を図りながら、地域の経済団体や学校、その他の関係機関との連携を強化し、求職者及び求人企業への総合的な就業支援を推進していきます。
- ③ 「民生委員児童委員活動育成等事業」については、民生委員児童委員活動に関するアンケートによる活動の負担感の分析や、欠員地区の原因分析を行い、社会福祉協議会や町内会・自治会等との更なる連携や新たな担い手への働きかけ等により、民生委員・児童委員の充足に努めます。
- ④ 「社会的ひきこもり対策事業」については、今年度実施した「川崎市における広義のひきこもり支援ニーズ調査」の分析を活用し支援に反映させるとともに、多分野がひきこもり支援を行うためのネットワークの構築を実施します。より効果的かつ質の高いひきこもり支援を展開するため、庁内関係部局との連携を図りながら本事業を推進していきます。
- ⑤ 「精神保健事業」については、相談の多様化に加えて、発達障害や高次脳機能障害などの新たな障害についても対応が求められていることや、メンタルヘルス対策や自殺総合対策などの包括的な取り組みも重要な課題となっており、これらへの対応を図りながら、各区において取組を継続していきます。

施策の方向性Ⅲ 支援が必要な子ども・若者や子育て家庭を支える環境の充実

1 施策の概要

施策名	施策9 障害福祉サービスの充実					
施策の概要	障害のある子ども・若者が、社会に参画し、自立して地域生活が送れるよう、福祉的なサービスの提供を行うとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進します。					
計画期間における主な方向性	<p>『障害福祉サービスの充実』</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き計画的なグループホームの整備を推進していくとともに、特別支援学校卒業生の受け入れ枠の確保や地域で暮らす障害のある方を支える支援の仕組み等の充実について推進していきます。 保育所、幼稚園や認定こども園、放課後児童健全育成事業などの利用を希望する障害児の受け入れ体制の支援を推進していきます。 発達障害者支援地域連絡調整会議を開催し、地域における関係機関のネットワークを構築し、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。 地域療育センターについて、今後も専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。 					
施策を構成する事業	①	障害者日常生活支援事業	⑦		⑬	
	②	障害児施設事業	⑧		⑭	
	③	発達障害児・者支援体制整備事業	⑨		⑮	
	④	地域療育センターの運営	⑩		⑯	
	⑤		⑪		⑰	
	⑥		⑫		⑯	

2 数値で事業の実績・効果等を把握できる指標

指標分類		指標の説明		目標・実績	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	単位
1 成果指標		グループホームの利用者数		目標	1,189	1,279	1,369	1,459	人／月
		説明	共同生活援助事業所が3月に制度利用したことに対して請求を行った人数を算出	実績	1,246	—	—	—	
2 成果指標		長期(1年以上)在院者数(精神障害)		目標	694	675	654	635	人／月
		説明	厚生労働省が実施している精神保健福祉資料を作成するために実施する630調査の本市実施分よりデータを抽出	実績	750	—	—	—	
3 成果指標		指定障害児相談支援事業所の拡充		目標	50	52	54	56	箇所
		説明	3月末時点で指定を受けている障害児相談支援事業所の箇所数を算出	実績	51	—	—	—	
4 活動指標		発達相談コーディネーター養成研修及びプラスワン講座の開催数		目標	2	2	2	2	回
		説明	幼稚園・保育所の職員を対象とし、発達障害の知識習得等を目的とする、発達相談支援コーディネーター養成研修と研修を修了したコーディネーターのアフターフォローとしてプラスワン講座を実施する。	実績	2	—	—	—	
5 活動指標		ペアレンツメント養成講座の開催数		目標	1	1	1	1	回
		説明	発達障害のある子育てを経験した親が、同じような発達障害のある子どもを持つ親に対して、共感的なサポートをするペアレンツメントを養成するための研修を実施する。	実績	1	—	—	—	
6 活動指標		かかりつけ医等発達障害対応力向上研修の開催		目標	1	1	1	1	回
		説明	発達障害者が日頃から受診する診療所等の主治医に対して、国の研修内容を踏まえた対応力向上研修を実施する。	実績	1	—	—	—	
7 活動指標		地域療育センターの運営による療育相談支援の提供		目標	4	4	4	4	箇所
		説明	指定管理者制度の導入及び民間社会福祉法人に対する運営費補助により、民間の活力を活用した地域療育センターの運営により、療育相談支援の提供する。	実績	4	—	—	—	

3 評価

内部評価の結果

	事務事業名	事業の内容	当該年度の事業の取組内容	取組内容の実績等	事業の達成度	施策への貢献度	今後の事業の方向性
1	障害者日常生活支援事業	障害福祉サービスの提供	①地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進 ②精神障害者への地域移行支援の実施 ・個別支援の実施 ・関係支援機関を対象とした研修会、協議会の実施(開催会数:6回以上)	ほぼ目標通り達成できました。 ①地域における生活の場(グループホーム等)や日中活動の場(通所施設等)の運営支援等による障害者支援事業の推進については、新たに90名分のグループホームを開設する承認を実施しました。 ②精神障害者への地域移行支援については、関係支援機関を対象とした協議会を6回開催するとともに、地域移行支援数についても着実に増加しています。その一方で、1年以上の入院者については高齢化や精神疾患の多様化等の影響もあり、市全体として増加しました。	3 ほぼ目標どおり	A 貢献している	II 改善しながら継続
2	障害児施設事業	障害(児)福祉サービスを提供	①障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付 ②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充 (事業所数:2 事業所指定計50か所)	目標を上回って達成しました。 ①障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付については、福祉サービス費や医療費等を給付し、障害児の地域生活等を支えました。 ②障害児支援利用計画の策定を行う指定障害児相談支援事業所の拡充については、事業所の新規開設希望者に対して障害児相談支援事業所も開設するよう説明・周知を行い、誘導することにより、予定数以上の拡充を行いました。	2 目標を上回って達成	A 貢献している	I 現状のまま継続
3	発達障害児・者支援体制整備事業	・委託により運営する発達相談支援センター(1か所)において相談支援を実施します。 ・発達障害者支援地域連絡調整会議の開催により、関係者との連携や情報共有を図り、支援体制の整備について検討します。 ・各種研修会等を実施して支援体制の強化を図るとともに、発達障害の理解等のために、市民への普及啓発を実施します。	①「発達相談支援センター」における相談支援の実施 ②発達障害者支援地域連絡調整会議の開催(2回) ③発達相談支援コーディネーター養成研修の実施(2回) ④発達障害者に対する地域支援体制の整備(ペアレンツセンター事業及びかかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業の実施)	目標どおり達成できました。 ①のセンターにおける相談支援は、発達に関わる相談の他、医療相談や就労相談等も含め、着実に実施しました。 ②の発達障害者支援地域協議会は議題がなく2回開催の必要性がなかったことから、1回開催しました。 ③発達相談支援コーディネーター養成研修は、プラスワン講座も行い、2回実施しました。 ④ペアレンツセンター養成講座を1回実施し、かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を平成31年3月に1回実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	I 現状のまま継続
4	地域療育センターの運営	・3カ所(南部、中央、北部)の療育センターを指定管理制度で運営 ・1カ所(西部)の療育センターは民設民営であり、運営費を補助	①地域療育センター(4か所)における専門的・総合的な療育相談支援の実施 ②地域関係諸機関への技術援助及び情報の提供	目標どおり達成できました。 ①平成29年度に発生したコンプライアンスに反する事例を踏まえ、適切な業務執行のための組織管理体制の見直し、職員の情報共有の徹底などの改善を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な療育の支援を適切に実施しました。 ②保育所・学校等地域関係機関への技術援助及び情報の提供を実施しました。	3 ほぼ目標どおり	B やや貢献している	II 改善しながら継続

総合的な評価	<p>『障害福祉サービスの充実』</p> <p>①障害者の日常生活支援事業については、グループホームの設置や地域における支援体制の確保等により、障害者の地域生活を送る際の支援体制の整備を一定程度行いました。また、障害児の地域生活等を支えるための障害(児)福祉サービスや医療費の給付を行うとともに、障害児相談支援事業所の指定を行いました。</p> <p>②発達相談支援センターにおける相談支援や、発達障害者の支援者養成研修を実施し、支援体制の充実を図りました。また、発達障害に関する地域のネットワーク構築と発達障害の支援体制に関する課題の共有や体制整備について協議するため、「発達障害者支援地域連絡調整会議」を開催しました。</p> <p>③地域療育センターにおいては、平成29年度に発生したコンプライアンスに反する事例を踏まえ、事業の改善を図りながら、相談・診察・検査・評価・療育・訓練等の専門的かつ総合的な支援を実施しました。</p> <p>以上を実施することにより、障害のある子ども・若者が、社会に参画し自立して生活が送れるよう、福祉的なサービスを提供するとともに、発達に不安のある子どもの成長・発達を支援するための取組を推進しました。</p>
---------------	--



4 改 善

子ども・子育て会議からの意見・評価を踏まえた今後の取組	<p>①障害者の日常生活支援事業については、今後も事業計画に基づき、引き続き事業実施していきます。また、障害(児)福祉サービス費等の給付及び障害児相談事業所の指定を行うことで、障害児の地域生活を支えるよう、引き続き推進していきます。</p> <p>②発達障害児者数と発達障害に関する相談の件数が増加していることから、支援の強化は必要であり、相談体制や医療体制の充実を図りながら、発達障害者地域支援協議会において、発達障害に関する様々な課題を協議していきます。</p> <p>③関係機関等への地域支援の必要性から、個別の相談だけでなく、地域支援、関係機関の調整機能強化に取組み、4か所の地域療育センターにおける専門的・総合的な療育相談支援の実施により、地域療育を推進していきます。</p>
------------------------------------	---

**(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況**

ア 子どもの貧困対策の推進

イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

子どもの貧困対策の推進

子ども・若者や子育て家庭を取り巻く状況が変化する中、経済的な困窮のみならず、家庭環境や疾病、成育歴等の様々な課題から、社会的に孤立し、自立を阻害する要因を複合的に抱え、その状況が親から子へ連鎖している状況にあります。これらの課題解決には、家庭・学校・地域・行政等、多様な主体が連携・協働しながら、地域がつながり、誰もが互いに助け合い・支え合うしくみづくりが必要であり、教育・福祉・保健・医療・雇用などの幅広い分野の制度、施策・事業の連携・強化を図りながら取組を進めていくことが重要です。

そのため、子ども・若者の健やかな成長と社会的自立の阻害要因となる「子どもの貧困」に対する課題について、4つの基本的な考え方と施策の方向性を定め、平成30年度は、主に、以下の取組を実施しました。

施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実

困難な生活状況に置かれた子ども・若者に対する生活支援や学習支援のほか、保護者の生活支援・就労支援等、多様な課題に対応する支援施策を次のとおり推進しました。

ア ひとり親世帯への支援

ひとり親家庭の自立支援の推進

(子ども未来局：子ども家庭課)

〔ひとり親家庭の生活支援事業〕

- ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、支援施策の基本的な考え方をまとめ、新たな支援施策として、通勤・通学交通費助成制度、小・中学生を対象とした学習支援事業等について検討を行いました。

【今後の取組】

主に親と子の将来の自立に向けた支援を行うこととし、特に、子どもに対しての支援を重点化する。

①通勤交通費助成制度 ②高校生等通学交通費助成制度 ③小・中学生を対象とした学習支援事業 ④ひとり親家庭等の医療費助成の所得制限の緩和

イ 児童養護施設等入所児童への支援

家庭的養護による自立支援の推進

(子ども未来局：子ども保健福祉課)

〔児童養護施設等運営事業〕

- 入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援に取り組むとともに、施設退所後の自立支援に取り組みました。

【平成30年度の取組】

- 職員配置の充実や運営に関する支援を実施

- ・ 学習支援事業、給付型奨学金、社会的養護自立支援事業を開始

ウ 生活保護受給世帯への支援

生活保護受給世帯の自立支援の推進

(健康福祉局：生活保護・自立支援室)

〔生活保護自立支援対策事業〕

- 生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施するとともに、生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業を実施しました。

【平成30年度の取組】

- ・ 生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援 1か所拡充（計12か所）

エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援

就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進

(教育委員会事務局：学事課)

〔就学等支援事業〕

- 就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助や、奨学金の支給（高校生）や貸付（大学生）を実施しました。

【平成30年度の取組】

- ・ 就学援助システムの構築
- ・ 新入学児童生徒学用品費の入学前支給の実施

施策の方向性1 次年度以降の方向性

ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて新たな取組を含めた各施策を効果的に実施していきます。

児童養護施設等の入所児童が健やかに成長し、社会的に自立できるよう支援を充実するとともに、家庭養護の充実に向け、里親制度の推進に引き続き取り組みます。

生活保護受給世帯に対する就労支援や学習支援のほか、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を引き続き推進していきます。

その他、生活に困難を抱える世帯等への支援についても、引き続き、既存の取組の充実を図っていきます。

施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり

多世代の市民が交流し、地域全体で子ども・若者を見守り、支え合いながら生活する仕組みの構築に向け、種々の施策に取り組みました。

ア 多世代交流などを通した地域づくりの推進

老人いこいの家との連携による多世代交流の促進 (こども未来局：青少年支援室)

〔こども文化センター運営事業〕

こども文化センターとの連携による多世代交流の促進(健康福祉局：高齢者在宅サービス課)

〔いこいの家・いきいきセンターの運営〕

- こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進しました。

【平成30年度の取組】

- 老人いこいの家との連携モデル事業をすべてのこども文化センターで実施
- 多世代交流をはじめとした地域交流のための連携モデル事業をいこいの家 48 館に拡大して実施

イ 学校を中心とした地域づくりの推進

地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、

多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進 (教育委員会事務局：生涯学習推進課)

〔地域の寺子屋事業〕

- 地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進しました。

【平成30年度の取組】

- 子ども達の学び体験をサポートする場「地域の寺子屋」を47か所へ拡充

ウ 地域の主体的な活動の促進

地域における主体的な活動の促進

(こども未来局：青少年支援室)

〔子ども・若者支援推進事業〕

- 地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行うとともに、地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け検討を進めました。

【平成30年度の取組】

- 地域子ども・子育て活動支援事業を活用し、補助金を交付
- 関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討や現場ヒアリング等を実施

施策の方向性2 次年度以降の方向性

家庭で子育てをする未就学児の子を持つ親に対しては、地域資源である保育所を積極手に活用し、引き続き地域の子ども・子育て支援に取り組みます。

学童期・思春期の子ども・若者に対しては、地域の「大人」たちと関わり、互いに学び合い育ちあう中で、地域の一員として主体的に活動していく力を育てるよう、環境の醸成に引き続き取り組みます。

また、そうした地域の活動団体を支援するとともに、地域団体等のネットワークの強化等に向けた検討を進めています。

施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化

多職種協働による個別支援を推進するとともに、個別支援と連携しながら地域ネットワークの強化につながる取組を推進しました。

ア 相談・支援機関の支援の充実（専門性の強化）

児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業〕

- 各区地域みまもり支援センターにおける、多職種連携による、予防的な取組も含めた個別支援の取組や、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。

【平成30年度の取組】

- 各区要保護児童対策地域協議会における個別支援会議を624回実施し、医療機関、警察、学校等との連携を強化

イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）

要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化

(こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

〔児童虐待防止対策事業〕

- 要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図るとともに、各区地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化に取り組みました。

【平成30年度の取組】

- 区役所と児童相談所の連携のあり方について、両機関の権限・役割を確認した上で、相互の関係性強化について検討

施策の方向性3 次年度以降の方向性

各業務を通じた地域における多くの情報を把握し、生活に困難を抱える子ども・若者やその家庭を早期に発見し、重症化しないよう未然に防止する役割が期待されている各区地域みまもり支援センターと、法的権限行使し、介入支援による課題解決が求められている児童相談所を中心に、障害、発達、雇用等、それぞれの分野における高度な専門性を持った相談機関と、地域、行政間の連携強化に、引き続き取り組みます。

施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実

すべての子ども・若者の健全な育成を図り、「子どもの貧困」に関わる対応策を総合的に推進していく上で、非常に大きな役割を果たす基盤制度である「母子保健」「保育・幼児教育」「学校教育」の充実を図りました。

ア 母子保健の推進

出産・育児に関する相談支援体制の充実

(こども未来局：こども保健福祉課)

〔母子保健指導・相談事業〕

- 母子健康手帳の交付時の全数面談のほか、乳児家庭全戸訪問等による個別支援の強化を図るなど、支援の必要な家庭の早期の把握と支援に取り組みました。

【平成30年度の取組】

- ・ 母子健康手帳交付時における全数面談の実施

イ 保育・幼児教育の推進

多様なニーズに即したサービスの提供

(こども未来局：幼児教育担当)

〔幼児教育推進事業〕

- 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等の提供に取り組みました。

【平成30年度の取組】

- ・ 幼稚園から認定こども園への移行促進（新規実施園：3園）
- ・ 市内幼稚園及び認定こども園29園において、一時預かり事業（幼稚園型）を実施

ウ 学校教育の推進

「キャリア在り方生き方教育」の推進

(教育委員会事務局：教育改革推進担当)

[キャリア在り方生き方教育推進事業]

- 子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援するため、「キャリア在り方生き方教育」を各学校において取り組みました。

【平成30年度の取組】

- 年間3回の担当者研修会や、学校訪問研修等を実施
- 高校生用キャリア在り方生き方ノート試作版を作成し、高校1年生に配布

施策の方向性4 次年度以降の方向性

母子保健における取組を通じて、子どもの健全な成長・発達に向けた支援に取り組むとともに、児童虐待の恐れがある家庭等、養育支援を必要とする家庭の早期発見・早期支援に取り組みます。

すべての子どもが良質な保育・幼児教育により、健やかに成長していくよう、支援していきます。

基礎学力の定着に向けた取組を進めるとともに、子ども・若者が将来に対して夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育っていく教育を実践していきます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
施策の方向性1 生活に困難を抱える子ども・若者等への支援の充実			
ア ひとり親世帯への支援			
ひとり親家庭の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の生活状況は、親の就労状況や子どもの成長などに応じて変化していくことから、個々の家庭の状況やニーズに寄り添って支援施策を的確に提供するための相談支援の体制づくりや、相談員の資質向上、支援施策の周知・提供の取組を推進していきます。 ●ひとり親家庭の自立に向けては、正規雇用への移行を目指した継続的な就労支援とともに、就業又は修業と子育てを行立すことができる環境整備を進めます。 ●親の離別など辛い経験をした子どもの心に寄り添い、将来の自立に向けて、子どもの成長段階に応じて切れ目なく、生活習慣の習得や学力の向上、就学の継続等に向けた支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて、支援施策の基本的な考え方をまとめ、新たな支援施策として、通勤交通費助成制度、高校生等通学交通費助成制度、小・中学生を対象とした学習支援事業、ひとり親家庭等の医療費助成の所得制限の緩和について検討を行いました。施策の検討に当たっては、ひとり親家庭全体が対象となる施策を行うことを前提に、主に親と子の将来の自立に向けて支援を行うこととし、特に子どもに対しての支援を重点化することとしました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭の親と子の将来の自立に向けて新たな施策を含めた各施策を効果的に実施していきます。
資金貸付を活用した就労支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等の児童の学費や就労のための資格取得、転居に伴う費用などの貸付けを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭等の貸付資金について窓口となる各区役所と連携を図りながら、制度の事前周知に努めたほか、適切に申請受付・審査を行い、資金が必要な人に速やかに貸付けを行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●貸付資金の申請者が2年間で約2.3倍増加しています。引き続き制度周知等に努めながら、申請受付等の事務について効率化に取り組んでいきます。
イ 児童養護施設等入所児童への支援			
家庭養護による自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●里親制度の普及・啓発とともに、研修会等の実施や里親支援機関による里親の養育支援を充実し、里親制度による家庭養護を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●説明会や研修会の実施等により里親制度の普及啓発を実施するとともに、里親支援機関と連携した里親家庭への訪問等により養育支援を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するとともに、里親支援機関と連携しながら里親家庭への効果的な支援の実施に向けた取組を進めます。
家庭的養護による自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●小規模グループによる生活など、家庭的な環境での養育を推進するとともに、適正な職員数を配置し、入所児童の処遇向上をはかります。 ●入所児童の学習支援を充実し、入所中から将来の自立に向けた支援を推進します。 ●施設退所後の自立支援を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や運営に関する支援を実施しました。 ●学習支援事業、給付型奨学金、社会的養護自立支援事業を開始し、児童の自立支援を推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や運営に関する支援を実施します。 ●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。
ウ 生活保護受給世帯への支援			
生活保護受給世帯の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の中学生に対して、高校等の進学を支援するため、学習支援・居場所づくり事業を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者の能力に応じたきめ細やかな各種就労支援事業を実施しました。 ●生活保護受給世帯の中学生に対する学習支援事業について、新たに1か所拡充し、市内12か所で実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給者に対する各種就労支援事業を実施します。 ●生活保護受給世帯の小学5年生から中学3年生に対し、市内13か所で、週2回・1回2時間の学習支援事業を実施します。
生活保護による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施します。 ●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護受給世帯に生業費、技能習得費、就職支度金を支給し自立に向けた支援を実施しました。 ●地域みまもり支援センターと連携し、保健師等による健康管理支援を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の法定受託事務であるため、現状の事業内容を維持しつつ、自立のための支援や医療扶助の適正化に向けた取組を推進していきます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
エ その他、生活に困難を抱える世帯等への支援			
住宅困窮者に対する市営住宅の提供	●健康で文化的な生活を営むに足りる市営住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者等に対して低廉な家賃で提供します。	●母子・父子世帯、未就学児童のいる世帯等を対象に募集の抽選における当選の確率を高める優遇措置実施してきました。また、子育て世帯の入居機会の拡大等を図るため、子育て世帯向けの募集区分を新設するとともに、この募集区分に定期借家制度を導入し、平成30年12月に募集を行いました。	●市営住宅募集における優遇措置や定期借家制度を適切に運用します。
就学援助制度・奨学金制度による就学支援・進学支援の推進	●就学援助制度を活用し、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の学校生活の援助を実施します。 ●奨学金制度を活用し、能力があるにもかかわらず、経済的な理由で修学が困難な高校生、大学生への支援を実施します。	●「就学援助システム」を構築し、制度改正を実施しました。また、新入学児童生徒学用品費の入学期支給を実施しました。 ●奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)を着実に実施しました。大学奨学金については、制度の在り方について検討を行いました。	●「就学援助システム」を活用し、支給事務の効率化を図るとともに、新入学児童生徒学用品費の入学期支給の継続実施をします。 ●奨学金の支給(高校生)及び貸付(大学)について継続実施します。大学奨学金については、制度の在り方について継続して検討します。
ボランティア等を活用した不登校等の子ども・若者への支援の充実	●児童相談所等において支援を実施している不登校等の子ども・若者を対象として、ボランティアの活用による個別支援や集団活動を通じた支援を行います。	●個別支援活動に298人、集団支援活動に90人の参加があり、それぞれの活動を通じた個別の支援を実施しました。	●年齢の近い大学生などの触れ合いや小集団のレクリエーション活動を通じ、支援対象児童が、人間関係の醸成を図り内面的に成長し、自主性や社会性を伸ばす取組を推進します。
だいJOBセンターを活用した生活困窮者への支援の推進	●失業等により生活にお困りの市民の相談を行うだいJOBセンターを運営し、抱えている課題の整理や福祉制度の手続き補助、個々の状況に応じた就労支援など、相談者の社会的経済的自立に向けた支援を実施します。	●だいJOBセンターにて、社会的経済的自立に向けた支援を実施し、事業の広報や関係機関との連携強化に努めた結果、新規相談申込者は1,325人を達成しました。また、市内就労支援機関との連携や独自求人の開拓等を行い、就職率は69.4%となりました	●生活困窮者自立支援法に基づく家計改善事業を新たに実施し、家計収支の均衡を図り、安定した自立生活が送れるよう支援します。また、関係機関との連携強化や出張相談の拡充により、多くの生活困窮者へ相談支援が行き届くようにします。
「社会的ひきこもり」等への支援の推進	●相談業務及び当事者グループ活動の運営等による支援を行います。 ●「社会的ひきこもり」ではなく、精神科疾患あるいは発達障害を背景に持つ場合は適切な医療機関、相談機関または社会資源につながる支援を行います。	●ケース実数:新規160、繰越68、延べ228 ●支援実数:電話相談225、メール相談5、アウトリーチ750、当事者グループ240、家族グループ29、その他162 ●繋いだ件数:福祉サービス・医療8、就労準備・中間的就労10、就労11	●引き続き社会的ひきこもりへの支援を推進します。 ●民間委託に向け、委託化する機能と引き続き行政が担う機能の整理を行います。 ●社会的ひきこもりに限らず、広くひきこもり状態にある方とその家族からの相談体制の構築を行います。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
施策の方向性2 地域における支え合いのしくみづくり ア 多世代交流などを通した地域づくりの推進			
地域における支援体制づくり	●地域の中で、親子が遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭に対する地域の支援体制づくりを進めます。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業や、市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業やふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
老人いこいの家との連携による多世代交流の促進	●こども文化センターと老人いこいの家との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	●老人いこいの家との連携モデル事業を全てのこども文化センターで行い、また、今後の運営のあり方や多世代交流の促進についての考え方を仕様書に反映させた上で、令和元年度からの指定管理者を選定しました。	●引き続き、こども文化センターと老人いこいの家等との連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。
地域との連携による放課後の居場所づくりの推進	●地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	●学校の夏休み等の期間において、わくわくプラザの朝の開所時間延長に向けた試行的な取組を実施するなど、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めました。	●引き続き、地域と連携を図りながら、放課後等に小学生が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。
こども文化センターとの連携による多世代交流の促進	●こども文化センターとの連携強化により、多世代交流の促進に向けた取組を推進します。	●多世代交流をはじめとした地域交流のための連携モデル事業をいこいの家48館に拡大して実施しました。	●平成31年度からの新たな指定管理期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
民間保育所による子育て支援の推進	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、民間保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を実施しました。	●引き続き、本取組の充実を推進します。
公立保育所による子育て支援の推進	●(仮称)保育・子育て総合支援センターにおける地域の子ども・子育て支援を推進します。 ●地域の子育て支援に関する資源として、園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を積極的に活用するとともに、子育て支援に関する地域の関係機関、団体等との連携を推進します。	●大島・大島乳児保育園の建替えとあわせて、(仮称)保育・子育て総合支援センターの開設に向けた工事を進めました。 ●園庭開放や子育て相談など、公立保育所が持つ機能を活用するとともに、民生児童委員など関係団体との連携を図りました。	●(仮称)保育・子育て総合支援センターについては、公立保育園(センター園)の建替えとあわせて、各区1か所ずつ(計7か所)の整備を進めます。 ●当該センター及び公立保育所が持つ機能を地域の子育てに関する資源として子育て支援を推進します。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
イ 学校を中心とした地域づくりの推進			
地域の創意工夫を活かした学校運営の推進	●家庭や地域に開かれた信頼される学校づくり、地域の創意工夫を活かした特色ある学校づくりをめざした学校運営を推進します。	●各学校が、学校・家庭・地域の連携を推進していく学校運営協議会や学校教育推進会議を開催し、信頼される学校づくりを推進しました。	●多様な課題に対応するために、学校運営支援の協議を継続的・組織的に行える学校運営協議会の充実に努めます。
地域資源を活かした学校づくりの推進	●学校がそれぞれの地域にある資源を活かした体験活動などの企画を行う「夢教育21推進事業」等を活用した、特色ある学校づくりを推進します。	●「夢教育21推進事業」を市立学校全校で実施しました。	●引き続き「夢教育21推進事業」の活用を図りながら、特色ある学校づくりを推進していきます。
地域の教育活動を活用した地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につながられるよう支援します。	●地域教育会議や川崎市子ども会議、各行政区・中学校区子ども会議の活動を推進し、地域の教育力を育む取組や、子どもの地域参加を支援しました。 ●地域のスイミングスクール等と連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を市内17箇所で実施しました。	●引き続き各行政区、各中学校区地域教育会議の活動を支援するとともに、子ども会議の取組を推進します。 ●引き続き、地域のスイミングスクール等と連携し、泳げない子どもを対象とした水泳教室を実施します。
地域団体との協働による子どもの学習や体験のサポート、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりの推進	●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。	●地域ぐるみで子ども達の学びや体験をサポートする「地域の寺子屋」を、平成30年度末で47か所へ拡充するとともに、翌年度の開講に向けて準備を進めました。	●全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。
ウ 地域の主体的な活動の推進			
青少年関係団体による青少年健全育成の推進	●地域社会全体で子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援します。	●行政、青少年関係団体、民間企業等で構成される「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、地域が実施している「こども110番」事業に対し、ステッカーの提供や小学校1～3年生全員への啓発チラシの配布、協力施設の保険料負担等の支援を行ふとともに、各区で情報交換会を実施しました。また、7月、11月の強調月間では、川崎フロンパークやJR川崎駅東口駅前広場においてキャンペーン活動を実施しました。	●「川崎市青少年の健全な育成環境推進協議会」により、PTAが主体となって地域で実施している「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。
地域における主体的な活動の促進	●地域子ども・子育て活動支援助成事業を活用し、地域で主体的に子ども・若者支援、子育て支援を行う団体に対して助成を行います。 ●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向けた検討を進めます。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、補助金を交付しました。 ●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、「こども安全推進部会」を立ち上げ、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行った。	●「地域社会全体で子ども・若者を見守り、支えるしくみづくり」を進めるため、その役割を担う団体に対し、引き続き補助金を交付します。 ●地域の主体的な活動・取組を促進・支援するための「つなぐ」仕組の構築に向け、引き続き検討を進めます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
施策の方向性3 相談機関等による支援の充実と連携の強化 ア 相談・支援機関の支援の充実(専門性の強化)			
学校生活に関わる相談・支援の充実	●総合教育センターや教育相談室等において、不登校、いじめ、その他の学校生活における悩み等の相談・支援を実施します。	●相談業務として、電話相談(教育一般、子ども専用電話相談、24時間子供SOS電話相談)や来所面接相談(溝口相談室、塙越相談室)を行い、気軽に相談できる体制を継続しました。また、市内6か所に設置しているゆうゆう広場(適応指導教室)内の活動を充実させ、児童生徒の支援の充実を図りました。	●電話相談員、心理臨床相談員、家庭訪問相談員、ゆうゆう広場教育相談員の資質向上を図るために、連絡協議会のやり方を改善し、研修においては、事例検討を通して、講師から適格なアドバイスをいただくようにします。
児童虐待の未然防止等の推進と関係機関の連携の充実	●各区役所地域みまもり支援センターにおける多職種の専門職により、予防的な個別支援の充実を推進します。 ●児童虐待防止センターにおける相談により、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に取り組みます。 ●医療機関、警察、学校等との連携強化や要保護児童等へのきめ細かな対応と個別支援の実施など、要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実します。	●各区地域みまもり支援センターにおいて、多職種連携により、予防的な取り組みも含め、個別支援の取組みを進めました。また、児童虐待防止センターにおける相談対応の取組を進めました。 ●各区要対協における個別支援会議を624回実施し、医療機関、警察、学校等との連携強化を進めました。	●児童虐待の未然防止の推進のため、各区役所地域みまもり支援センターにおける予防的な個別支援の充実を推進するとともに、児童虐待防止センターにおける相談対応により早期発見・対応に取り組みます。 ●要保護児童対策地域協議会の運営体制を充実し、医療機関、警察、学校等の関係機関との連携強化を推進します。
児童相談所による専門相談支援の強化	●子どもの置かれた状況に応じ、高度な専門性を活かした子ども・若者及び家庭への相談や援助、要保護児童の児童養護施設等への措置等を適切に実施していくために児童相談所の体制強化を図ります。	●児童相談所の法的権限と専門性を活かした、適時適切な対応を行いました。 ●児童福祉司、児童心理司を増員し、児童相談所における体制の強化を図りました。 ●平成30年12月に国が発表した「児童虐待対応体制総合強化プラン(新プラン)」を受け、本市における児童相談所の体制強化策について検討を進めました。	●子どもの置かれた状況に応じた高度な専門性を活かした相談支援を実施するため、「児童虐待対応体制総合強化プラン」に基づき、児童相談所の体制強化を図ります。
地域に根ざした相談支援の推進	●育児支援プログラムの実施など、児童家庭支援センターにおける児童虐待対策の機能強化を図るとともに、市内関係機関や市民への周知を行い、地域に根ざした相談支援機関として、取組を推進します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,032件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。
総合的な就業支援の推進	●求職者への個別相談や就職活動に役立つセミナーを実施するなど、「キャリアサポートかわさき」における総合的な就業支援を推進します。●「コネクションズかわさき(かわさき若者サポートステーション)」の運営により、個別カウンセリング、職業・職場体験、学校連携等を行い、若者無業者の職業的自立支援に取り組みます。	●キャリアサポートかわさきについては、平成30年度は、就職決定者数490人となりました。 ●コネクションズかわさきについては、平成30年度は、進路決定者数229人となりました。	●雇用情勢や社会的ニーズに応じながら継続して事業を実施し、求職者に対する就業支援を実施していきます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
精神的健康の保持・増進	●精神障害者の早期治療の促進、自立と参加の支援、市民の精神的健康の保持・増進を図ります。	●各区役所保健福祉センター高齢・障害課にて精神科医及び社会福祉職、心理職、保健師等による精神保健福祉相談を実施するとともに、各種制度案内による生活支援を行いました。また、各種セミナー、講演会の実施により、市民への精神保健に係る普及啓発を行いました。	●各区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課にて、精神保健相談を継続的に実施していくとともに、精神保健福祉に係る普及啓発についても市民の関心に合わせて取組を行っていきます。
発達障害児・者支援体制の充実	●発達相談支援センターを運営し、発達障害者等からの相談に応じ、情報の提供、指導を行うなど、関係機関と連携しながら、支援体制の充実を図ります。	●発達相談支援センターの適正な運営と、関係機関との連携や情報共有、支援体制の整備に向けた会議体の開催しました。また、各種研修会を通じて人材の育成や市民への啓発活動に取り組みました。	●増加傾向にある発達障害児者及び家族に対する支援の充実に向け、発達相談支援センターを中心に、引き続き施策を推進します。
療育相談・支援の充実	●地域療育センターを運営し、障害児等の相談、診療、評価、訓練等の支援を充実します。	●南部地域療育センターの指定管理者制度の更新を適正に実施し、連絡会議などを通じて4か所の地域療育センターが質の高い相談、診療、評価、訓練等に取り組めるよう調整を図りました。	●北部療育センターの指定管理者制度の更新を行うとともに、障害児が増加傾向にあることから、相談業務のあり方にについて検討が必要です。引き続き、適正な運営に取り組みながら、課題解決に向けた調整を図っていきます。
イ 相談・支援機関の連携の強化（ネットワークの強化）			
要保護児童対策地域協議会によるネットワークの強化	●要保護児童対策地域協議会における取組を推進し、地域におけるネットワークの強化を図ります。 ●各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携を強化し、ケースの状況に応じた個別支援の強化を図ります。	●代表者会議（年2回）は、要保護児童等支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況報告及び評価、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握調査」の報告や課題の検討を実施しました。 ●区役所と児童相談所の連携のあり方について、両機関の権限・役割を確認した上で、相互の関係性強化について検討を行い、また、個別支援会議を624回開催しました。	●要保護児童等の支援の充実のため、要保護児童対策地域協議会における関係機関のネットワークの強化に取り組みます。また、各区役所地域みまもり支援センターと児童相談所の連携強化を図ることで、地域における個別支援の充実を推進します。
子ども・若者支援に関わるネットワークの検討	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を検討します。	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方の検討に向け、まずは、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行った。	●子ども・若者支援に関わる相談・支援機関のネットワークのあり方を引き続き検討します。
民生委員児童委員による見守りの推進	●民生委員児童委員を適正に配置し、地域における身近な相談と見守りを推進します。	●「川崎市民生委員の定数を定める規則」で適正な定数に改正し、また、3回の随時の改選を通じて21名の委嘱を行いました。（本市の世帯数の増加に伴い、充足率は86.9%）	●「民生委員児童委員活動に関するアンケート」の結果による活動の負担感についての分析や、欠員地区の原因分析に基づき、社会福祉協議会や町内会・自治会等との更なる連携及び新たな担い手への働きかけ等により、民生委員児童委員の充足に努めました。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
施策の方向性4 子ども・若者の成長を支える基盤制度の充実 ア 母子保健の推進			
乳幼児の発達支援の充実と医療機関との連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦の健康や乳幼児の心身の成長を支えるため、健康診査を実施します。 ●健診に引き継ぐ要支援家庭等への支援を充実するため、産婦人科及び小児科等医療機関との連携の取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦及び乳幼児に対する健康診査を実施しました。 ●健康診査で把握した支援の必要な家庭について、産婦人科及び小児科等医療機関と連携し、継続支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●異常の早期発見、早期治療のため妊婦及び乳幼児の健康診査を実施するとともに、必要に応じて継続支援に繋げられるよう医療機関との連携を推進していきます。
出産・育児に関する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦・出産及び育児について記録し、親子の健康づくりに役立つことができるよう、妊娠の届け出をした人に、母子健康手帳の交付・相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯つぴーファミリー健診等の受診勧奨を行います。 ●両親学級等の開催による出産・育児支援を推進します。 ●産後ケア事業等により、包括的な産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問等の個別支援の強化とともに、支援の必要な家庭の早期の把握と支援を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時において、全数面談し、家庭状況等を確認し、妊娠・出産・育児に関する情報提供及び相談を実施するとともに、妊婦及び乳幼児健診、歯つぴーファミリー健診等の受診勧奨を実施しました。 ●出産・育児に関する知識の習得等に向けて、主に初産婦及びそのパートナーを対象に、平日及び土・日に両親学級を開催しました。 ●産後ケア事業や産前・産後家庭支援ヘルパー派遣事業等により、妊娠婦へのサポートを実施しました。 ●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、母子健康手帳の活用方法の周知や情報提供を行い、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援ができるよう推進します。 ●出産・育児を支援するため、週末の開催回数を拡充して、引き継ぎ両親学級等を開催します。 ●産後ケア事業等の利用を促進するため周知の取組を強化し、産前産後のサポートを推進します。 ●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。
イ 保育・幼児教育の推進			
待機児童対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の保育需要にあつた認可保育所の整備や認可外保育施設等への支援を進め、待機児童解消に向けた取組を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●待機児童の解消に向けて、多様な手法を用いた保育受入枠の確保、区役所におけるきめ細やかな相談・支援、保育の質の維持・向上の取組を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後のさらなる利用申請者数の増加を見込み、認可保育所の整備や認可外保育施設への支援を継続して実施し、待機児童解消に向けた取組をより一層推進していきます。
保育受入枠の拡大による保育ニーズへの適切な対応	<ul style="list-style-type: none"> ●高まる保育ニーズに適切に対応するため、様々な手法を活用して認可保育所を整備し、保育受入枠の拡大を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民有地等活用、民間事業者活用、公立保育所民営化、既存保育所の定員増、川崎認定保育園の認可化、地域型保育事業による受入枠の確保及び自主整備により、保育受入枠の拡大を推進しました 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、保育ニーズへの適切な対応を図るために、様々な手法を活用した認可保育所の整備を推進し、受入枠を拡大します。
質の高い保育サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを充実するとともに、質の高い保育サービスを提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●長時間延長保育や一時保育、休日保育など多様な保育サービスを実施し、質の高い保育サービスを提供しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き、本取組の充実を推進します。
公立保育所を活用した保育の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所を活用し、保育の質の向上、優秀な保育人材の育成、地域の子育て支援の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所への支援強化をするとともに、市内保育関係施設向けに公民合同の課題別研修や公開保育、小規模保育所等でのデリバリー講座を実施し、更なる保育の質の向上に繋げました。また、保育所の園庭開放や各種を通して相談機能の強化を図りました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所等を活用した公開保育や実践を主とした研修の開催等を通して更なる保育の質の向上向上や地域のニーズに根差した地域支援の充実を進めます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
多様なニーズに即したサービスの提供	●質の高い幼児教育の推進を図るとともに、一時預かり事業等、保護者の多様なニーズに即したサービス等を提供します。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園から認定こども園への移行等を促進しました。(新規実施園:3園)また、市内幼稚園及び認定こども園29園において、一時預かり事業(幼稚園型)を実施しました。	●多様な教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、引き続き幼稚園から認定こども園への移行等を促進し、市内幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業(幼稚園型)の促進を図ります。
国と連携した子育て世帯への支援策の推進	●国の幼児教育・保育の無償化の取組の着実な反映など、国の子育て世帯に対する支援策と連携した取組を進めます。	●国や近隣他都市と密に連携をとりながら、新たな保育料制度へ向けてのルールの整理やシステム改修等、事務処理方法等の検討を行いました。	●適正な幼児教育・保育の無償化の実施に向けて、各関連部署と連携し市民への周知を図っていきます。また、システムの改修や民間への委託等、効率的な事務処理方法を推進します。
ウ 学校教育の推進			
教職員に対する研修の充実	●子どもの学びと育ちをつなぐために、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図る研修を実施します。 ●子どもの学習の理解度に応じた指導のあり方に関する研修とともに、子どもの問題を早期発見・早期対応するため、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修等を実施します。	●幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るために、幼児教育に携わる保育園、幼稚園の先生と意見交流しながら、一緒に子どもの育ちを考える研修を行いました。 ●教職員の専門職としての資質や力量の向上および創造性豊かな教育の推進を目的として、基礎的、実践的、先導的な研修の充実を図りました。	●引き続き、子ども一人ひとりが抱える様々な課題に関連した内容について、ライフステージに応じた研修や教育課題に対応した研修、職能別スキルアップ研修を実施します。教員の多忙化につながらないようにしながら、研修の質の転換を図る等、研修の見直しを行います。
「キャリア在り方生き方教育」の推進	●各学校が「キャリア在り方生き方教育」を通して、子どもたちの自己有用感、学ぶ意欲、人とかかわる力等、社会的自立に必要な能力や態度及び共生・協働の精神を発達の段階に応じて育んでいくことを支援します。	●各学校の「キャリア在り方生き方教育」の支援のため、年間3回の担当者研修会や、学校訪問研修等を行いました。また高校生用キャリア在り方生き方ノート試作版を作成し、高校1年生に配布しました。 ●保護者向けリーフレットを作成し、家庭や地域における取組について啓発を図りました。	●研修会等を通じて、学校のキャリア在り方生き方教育への理解を図り、児童生徒の社会的自立に向け、必要となる力を育む教育活動の実践を支援します。また学校の取組を支援するものとして、キャリア在り方生き方ノートの作成・改善・配布を継続します。 ●保護者用啓発リーフレットを作成し、家庭や地域での取組について理解を図ります。
習熟の程度に応じた取組の推進	●各学校においては、すべての子どもが「分かる」ことをめざして、一人ひとりのつまずきや学習の遅れなど、子どもたちの多様な学習状況に対して、よりきめ細やかな対応を図る習熟の程度に応じた少人数指導など、個に応じた取組を推進します。	●児童生徒の生活状況・学習状況の実態に応じて体制整備を進め、習熟の程度に応じたきめ細やかな指導を取り入れ、教育活動を進めました。 ●研究協力校6校において小中9年間を見据えた実践しました。	●小中9年間を見通した算数・数学の習熟の程度に応じた指導の実践に取り組んでいきます。 ●「きめ細やかな指導 実践編」等の冊子や映像教材作成とそれぞれを活用した効果的な取組を実施していきます。 ●学校の実情に応じた少人数指導・少人数学級などを継続してきます。
健康教育による健やかな学校生活の促進	●健やかな学校生活を送るため、健康診断等の実施、学校医等の配置を行うとともに、望ましい生活習慣の確立、心の健康保持、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等、健康教育の充実を図ります。	●児童生徒の健康診断の実施や学校医等の配置を行ふとともに、薬物乱用防止教室の開催等健康教育の充実に資する取組を実施しました。	●継続した取組を行うことで、児童生徒の健康教育の充実を図ります。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○子どもの貧困対策の推進			
安全・安心な学校給食の提供による健康給食の推進	●児童生徒の健全な身体の発達に資するために、安全で安心な学校給食の提供を効率的に行うとともに、小中9年間にわたる一貫した食育を推進します。	●安全・安心な学校給食の提供に向け、学校給食センターPFI事業のモニタリングや老朽機器の更新等を適切に実施するとともに、小・中学校間の連携強化等により小中9年間にわたる体系的・計画的な食育を推進しました。	●引き続き安全・安心な学校給食の提供や体系的・計画的な食育を推進するとともに、教職員の負担軽減を図る取組として、給食費の公会計化の導入に向けた取組を進めていきます。
定時制生徒の自立支援の推進	●定時制生徒の将来の自立に向けた、学習や就職等の相談・支援を推進します。	●定時制生徒の将来の自立に向け、2校で相談・支援を実施しました。	●2校での実施を継続し、さらに他校への展開も含め相談・支援体制の充実に取り組みます。
教育活動に対する支援体制の充実	●教育活動サポーターの配置により、児童生徒への学習支援・相談の充実など、教育活動に対する支援体制の充実を図ります。	●教育活動サポーターを小学校81校に計3,301回、中学校32校に計1,354回配置しました。	●教育活動サポーターを各学校の要請に基づいて配置します。
教育的ニーズに応じた多様な学び等の特別支援教育の推進	●「第2期特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成をめざした支援教育の推進や、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備、小・中・高等学校における支援体制の構築、教職員の専門性の向上等を図ります。	●児童生徒の医療的ケアの状況に応じてケアができるよう事業を拡充しました。また、特別支援学校と通級指導教室のセンター的機能による小・中学校への支援を実施しました。また、特別支援教育研修の実施による専門性の向上に努めました。	●特別支援学校及び通級指導教室のセンター的機能を充実させ、小中学校への支援力を高めていくよう努めます。また、国の動向を見据えた通級指導教室の運営改善について引き続き検討していきます。特別支援教育研修を整理し、より効果的、効率的な実施を図ります。
児童生徒への専門的な相談体制の充実	●相談体制の充実に向けた検討を行い、スクールカウンセラーを活用した専門的相談支援の充実を図ります。 ●各区スクールソーシャルワーカーによる家庭等への支援を実施し、子どもが置かれている状況に応じた支援を推進します。 ●児童支援コーディネーターを中心とした小学校における児童支援を推進します。	●スクールカウンセラー及び学校巡回カウンセラーの質的向上を図るため、連絡協議会、研修会、事例検討会を計画的に開催しました。また、スクールカウンセラー自ら、緊急な案件や対応時には、随時、スパークーバイザーに相談できる体制を作りました。また、児童支援コーディネーターにおいて、研修を通して、各学校の要として働けるように指導しました。	●スクールカウンセラーの重要性と活用方法を、校長会、教頭会、生徒指導連絡協議会、児童支援コーディネーター研修会、養護部会に指導主事を派遣し、各学校に認知してもらうように広報します。また、スクールカウンセラーや児童支援コーディネーターの資質向上に向けた研修について見直していきます。
不登校児童生徒の相談・支援の充実と中学校夜間学級の運営による教育機会の確保の推進	●不登校の児童生徒の居場所として適応指導教室「ゆうゆう広場」を運営し、小集団による体験活動・学習活動のほか、きめ細やかな相談活動を通して、状況の改善を図り、学校への復帰や社会的自立につながるように取り組むとともに、中学校夜間学級の運営を行うなど、教育の機会の確保を推進します。	●ゆうゆう広場内活動を見直し、通級する児童生徒への支援の充実を図りました。また、ICTを利用した支援や経済的支援を行うことで、活動への参加や支援相談につながるように努めました。 ●市内50カ所の施設等にポスターを掲示し、夜間学級の周知に取り組みました。夜間学級への入学・編入学について、西中原中学校と教育委員会が連携して希望者の相談、協議・検討を行い、入学希望者のニーズに対応できるように取り組みました。	●ゆうゆう広場保護者会、学校関係者連絡会議等の充実を図ると共に、学校や関係諸機関との連携を密にし、学校復帰、社会的な自立に向けた支援に努めます。 ●夜間学級の周知を広く行うとともに、入学希望者のニーズに対応できるように、西中原中学校と教育委員会が連携をし、入学・編入学相談の充実に努め、教育の機会の確保を図っていきます。

**(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況**

ア 子どもの貧困対策の推進

イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

児童家庭支援・児童虐待対策の推進

近年の核家族化の進行や家庭と地域の関わりの希薄化等に伴い、妊娠や子育て中の保護者が孤立しがちになり、子育てに伴う不安感や負担感を持つ人が増えています。児童相談所や市町村に寄せられる児童虐待の相談・通告件数は、全国的にも本市においても増加し続けており、また、虐待により児童が死亡する痛ましい事例も発生している状況にあります。

国は、平成30年12月に、暮らす場所や年齢に関わらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制の構築を目指し、児童虐待に対応する専門機関である児童相談所や市町村の体制と専門性強化について、これまでの取組に加えて、更に進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」を策定しました。本市としても、これら国の動きを踏まえ、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」に沿った取組を実施しました。

施策の方向性1 地域での子育て支援の充実

子育てを取り巻く環境が変化する中、孤立感や負担感を持つ子育て家庭が増加しているため、地域での子育て支援の充実に向けた取組を推進しました。

ア 地域の社会資源の有効活用

ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上 (こども未来局：企画課)

- 市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポート事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。

イ 地域の子育て情報の多様化の推進

地域における子育て支援の取組が多様化する中、これらの情報を必要とする親子に届くよう、広く発信に取り組みました。

施設の方向性1 次年度以降の方向性

孤立感や負担感を持つ子育て家庭の増加に対応し、地域の社会資源の有効活用や、子育て関連情報の発信に、継続して取り組みます。

施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進

妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援や、妊娠に必要な知識の普及啓発及び保健教育を推進し、児童虐待防止に向けた普及啓発を進めました。

ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進

乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- 長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての乳児家庭に対して家庭訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。

イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- 母子健康手帳交付時やその他母子保健事業において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。

ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発

毎年11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に、地域の関係機関等の協力を得ながら様々な広報活動を推進しました。

施設の方向性2 次年度以降の方向性

妊娠期からの切れ目のない支援や、妊娠期に必要な知識の普及啓発、児童虐待の課題に対する理解を促進するための啓発月間の推進等、虐待発生予防策に引き続き取組みます。

施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実

乳児家庭全戸訪問事業等母子保健事業の実施、要保護児童対策地域協議会等による関係機関との連携の強化、地域での見守り体制の構築などを通じ、児童虐待の早期発見・早期対応を進めました。

ア 母子保健事業からの早期把握と支援

乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- 乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を

確認するとともに、受診勧奨を実施しました。

イ 病院・保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応

川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用

(子ども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 「川崎市児童虐待対応ハンドブック（第2版）」を、関係機関に配布・周知し、児童虐待の早期の把握と支援へのつなぎに関する取組を進めました。

ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援

虐待通告先となる児童相談所と区役所地域みまもり支援センター両機関において、受理した事案についての情報収集を速やかに実施し、共通アセスメントシートを活用してリスク評価を行い、それぞれの役割と機能を活かした適切な支援を行いました。

エ 地域の見守り体制の構築・充実

こんにちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実

(区役所：地域支援課 こども未来局：こども保健福祉課)

- こんにちは赤ちゃん事業で、地域の支援者が乳児家庭を訪問することにより、子育てサロンを紹介する等、地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防する取組を進めました。

オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実

全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 全市代表者会議（年2回）、各区実務者会議代表者部会（年2～5回）を開催し関係機関との情報共有を実施しました。また、各区実務者会議連携調整部会を毎月、個別支援会議を計624回開催し、情報交換、支援方針確認、役割分担を行いました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

母子保健事業における早期把握と支援の取組を進めるとともに、要保護児童対策地域協議会等の地域ネットワークを活用し、医療・保育・教育等関係機関等との連携を強化し、児童虐待の早期発見・早期対応を進めます。

施策の方向性4 専門的支援の充実・強化

児童虐待対応においては、児童・保護者双方に対する支援で高い専門性が求められるため、組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化する等、専門的支援の充実・強化を行いました。

ア 児童及び保護者に対する支援

スーパーバイズ(SV)等を活用した適かつ専門的な支援の推進

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによるSVを受け、児童及び保護者に対し、適かつ専門的な支援を実施しました。

イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応

児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施しました。

ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化

児童相談所・一時保護所の機能等の検討

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 一時保護所のあり方について、児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）に基づく体制強化と定員を超過する状況を踏まえ、ソフト・ハード両面での検討を行いました。
- こども家庭センター一時保護所において、第三者による評価を受審しました。

エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実

児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進（区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室、児童相談所）

- 児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをつなぐ「児童相談システム」を導入し、平成31年3月より運用を開始しました。

オ 総合的なアセスメントの強化

共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等や、個別への支援経過の中でツールを活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関間でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。

力 各種専門機関・専門家との連携の強化

療育、障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 在宅支援、措置児童支援において、精神保健福祉センター、療育センター等関係機関との協働により、支援を実施しました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

組織内の多職種協働に加え、外部のスーパーバイザーによる定期的なSVや、各種専門機関・専門家と連携を強化すること等により、求められる高い専門性を確保し、支援の充実・強化を行います。

施策の方向性5 人材育成の推進

専門職の育成に関わる研修等を充実させるとともに、長期的な仕組みづくりに取り組み、高い専門性が求められる児童虐待対策分野における人材育成を進めました。

ア 専門職の育成に関わる研修等の充実

専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施

(区役所：地域支援課 こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童家庭支援全体のスキルの向上のため、児童相談所業務の研修、外部専門機関への派遣研修について区役所地域みまもり支援センター職員へ対象を広げるとともに、OJTによる人材育成を実施しました。
- 要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を対象職員が受講するとともに、児童相談所新任研修に区役所地域みまもり支援センター職員も受講しました。

イ 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり

保健・医療・福祉等専門職の人材育成を行い、計画的なジョブローテーションを図ることで、組織的な対応力を確保しつつ、質の高い専門職の質の向上に向けた育成を進めました。

ウ 関係機関における人材育成

各区実務者会議において事例検討会を開催し、知識・スキルを高め、各機関同士の業務や役割の理解を促進しました。

施策の方向性5 次年度以降の方向性

国の新プランでは令和4年度までに、児童福祉司等の人材確保を進めるとされており、当該分野における人材育成の必要性はますます高まっています。専門的な研修を行い、計画的なジョブローテーションを実施することで、当該分野における人材育成を進めます。

施策の方向性6　社会的養護・自立支援の充実

平成29年に国が示した「新たな社会的養育ビジョン」には、家庭養育の更なる推進、児童養護施設等の高機能化・多機能化がうたわれており、本市においても、子育て短期支援事業や里親の新たな担い手の確保等の取組みを進めました。

ア　児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童養護施設等への運営支援

(こども未来局：こども保健福祉課)

- 施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や児童の支援の向上に向けた経費を支弁するとともに、施設運営における情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。

イ　里親制度の推進と里親支援の充実

養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保

(こども未来局：こども保健福祉課)

- ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました（平成30年度末の里親登録数156世帯）。

ウ　要保護児童の自立に向けた支援

施設入所や里親委託中の児童に対し、将来の自立に結びつくような継続的な支援を行いました。

エ　親子関係再構築の取組の推進

家族再統合（児童相談所）及び家族支援（地域みまもり支援センター）の充実

(こども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援の充実を図りました。
- 区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援の充実を図りました。

施策の方向性6 次年度以降の方向性

より家庭に近い環境での養育を実現するため、本市社会的養育推進計画を策定し、里親の確保や親子関係再構築の取組等を進めます。

施策の方向性7 地域・広域連携等の強化

地域への普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を実施するにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を進めました。

ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化

民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の関係機関との連携充実

(子ども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 11月の児童虐待防止推進月間を中心とした期間に行う、市内での啓発活動等に際し、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業等が協働し、児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施しました。

イ 他の自治体と連携した対応の充実

児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせに基づく連携

(子ども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 他の自治体と連携し、適切に他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。

ウ 警察や検察と連携した対応の充実

神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有

(子ども未来局：児童相談所、児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童虐待事例等について、協定に基づき適切に情報共有を図るとともに、県警と児相の円滑な協力関係を築き、適切に対応しました。

施策の方向性7 次年度以降の方向性

地域に向けた普及啓発の取組を含め、児童虐待の課題への対応策を進めるにあたり、関係する団体、機関、自治体と効果的かつ的確に連携を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
施策の方向性1 地域での子育て支援の充実				
ア 地域の社会資源の有効活用				
∞	地域子育て支援センターの運営	●地域子育て支援センター事業を実施し、地域の子育て支援機能の充実・子育ての不安感等の緩和に努め、子どもの健やかな育ちの支援を図ります。	●親子が安心して遊び交流できる場をつくり、専任スタッフが相談支援等を行う地域子育て支援センター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親の不安感の緩和や、子どもの健やかな育ちを支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、地域子育て支援センター事業を実施し、親の子育てに関する不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援します。
	ふれあい子育てサポート事業等による地域の子育て力の向上	●市内4か所の「ふれあい子育てサポートセンター」において、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の親や、援助活動に理解と熱意のある地域の方々を会員として、児童の預かりの援助を受けたい方と、当該援助を行いたい方との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、地域における育児の相互援助活動を推進します。	●市民相互が育児に関する援助活動を行うふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、地域の中で子育てを行う親を支援する体制づくりを進めました。	●引き続き、ふれあい子育てサポートセンター事業を実施し、安心して子育てを行えるよう、地域の中で子育てを行う親に対する支援を実施します。
	子育てグループ等への各種支援及び連携	●地域において、親同士が協力して乳幼児の健全育成活動に取り組む子育て自主グループへ活動費を補助し、乳幼児の健全な成長を支援するとともに、地域における子育て力の向上を図ります。 ●区内で自主的に活動している子育てグループ(フリースペースやサロン)や自主グループの情報を広く広報するとともに、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育ての支援の連携・拡充を図ります。	●申請のあった子育て自主グループへ活動費補助を行い、乳幼児の健全な成長を支援し、地域の中で子育てを行う力の向上を図りました。 ●各区の子育てガイドブックや様々な機会を通じて子育てグループ等の情報を広報するとともに、専門職等の派遣を行い継続的な活動を支援しました。	●引き続き、地域で親同士が協力して子育てに取り組む子育て自主グループの活動に対する活動費補助や、情報の広報を通じて、地域における子育て力を向上し、継続的な活動に向けた支援を行います。
	育児不安・ハイリスク家庭等地域からの情報への適切な対応	●子育て支援に関わる関係機関、団体等とのネットワーク会議を開催し、行政との連携を深め、支援を必要としている子育て家庭が地域で孤立することなく、啓発を含め必要な支援に迅速・的確につながる環境の整備を行います。	●こども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により子育て支援関連団体間の情報共有及び連携協働を図りました。 ●子育て支援関連団体や職員向けの、子育て支援に関する講演会や研修を実施しました。 ●子育て支援関連団体等と協働し、子育て家庭向けの諸行事を開催し、地域の子育て情報の提供や、子育て支援に必要な情報等の普及啓発と世代を超えた区民の交流を図りました。	●人口の増加、子育て家庭の増加が続き、核家族化が進んでいます。育児体験が少なく育児不安等に悩む保護者への支援を実施します。 ●引き続き地域みまもり支援センターによる子育て支援事業の実施、子育て情報の提供のほか、子育て支援団体との協働等により、地域全体による子育て支援を充実していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進	イ 地域の子育て情報の多様化の推進			
	地域みまもり支援センター等関係部署の連携による地域活動への支援	●区における子育てを地域社会全体で支えていくために、地域みまもり支援センターが中心となり関係部署と協議・連携を進め、地域の子育て支援活動の充実を図ります。	●各区役所地域みまもり支援センターが中心となり、子ども・子育て支援に関する様々な関係部署と意見・情報交換、研修、課題の共有等協議を行い、連携を深めました。 ●関係部署等との連携を活用して、地域の子育て支援活動団体や機関等が情報を共有し、顔の見える関係づくりを構築するなど、地域活動の充実促進につながる仕組みづくりを展開しました。	●各区役所地域みまもり支援センターが地域における子ども・子育て支援の拠点として、地域の実情に即した支援策が展開できるよう、連携体制の一層の強化に取り組みます。
	地域の子育て支援機関が実施する地域子育て支援事業への支援	●区内で自主的に活動している子育てサロンや子育てグループ等の情報、活動内容等を広く紹介し、子育て中の区民の参加を促します。また、専門職等の派遣などを通じ、継続的な活動を支援し、子育てグループ等の活動を人的側面で支援します。	●区内で活動している子育てサロンやグループの情報を区役所内掲示板に掲示したり、子育て講座参加者等にチラシを配布し、参加を促しました。また、区内子育てサロン等への職員派遣や支援者向け研修を実施し、スキルアップと円滑な運営支援を行いました。	●区内子育てサロンや子育てグループ等への支援体制を強化し、専門職の派遣の実施と併せて(仮称)保育・子育て総合支援センターの支援・研修スペースを活用して、地域の子育て支援の充実を進めます。
	地域みまもり支援センターによる地域の子育て情報の収集・発信	●地域みまもり支援センターや関係機関等との諸会議を通じ、様々な地域の子育て情報を収集するとともに、子育て家庭のニーズに応じて、様々な情報を多様な媒体を活用し、的確に提供します。	●地域みまもり支援センター内の会議の他、子どもに関する市民や関係機関で情報や場、機会を共有化するためのネットワーク会議などで情報の収集と的確な提供を実施しました。	●地域みまもり支援センター他、関係各所とのネットワークを通じ情報の収集、エリア特性やニーズを考慮した媒体の活用を実施し、的確な情報提供をします。
施策の方向性2 虐待の発生予防策の推進	ア 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の推進			
	母子健康手帳交付時等における相談支援の充実	●母子健康手帳交付時に妊婦の相談を受け、母子保健サービスの情報提供や、安全・安心な妊娠期を過ごせるよう相談支援の充実を図ります。	●各区に母子保健コーディネーターを設置し、母子健康手帳交付時に面談を実施して、妊娠・出産・育儿に関する情報提供や相談支援を実施しました。	●母子健康手帳交付時に全数面談を実施することで、支援の必要な方を早期に把握し継続的な支援の充実を図ります。
	妊婦健康診査受診率の向上のための取組の推進	●妊娠期や出産直後の時期を安全・安心に過ごすため、妊婦健康診査について広報を進めるとともに、妊産婦への支援を充実します。	●母子健康手帳交付時の全数面談やホームページを活用し、妊婦健康診査の補助券の利用案内や受診勧奨を行いました。	●引き続き妊婦健康診査の重要性や助成制度について母子健康手帳交付時に案内するとともに、リーフレット等を活用した周知を実施していきます。
	乳児家庭全戸訪問事業等によるすべての家庭を対象とした相談・支援ニーズの把握	●こんにちは赤ちゃん訪問や新生児訪問等、乳児家庭全戸訪問事業を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。	●長期里帰りや入院等で訪問が困難な世帯を除く、ほぼ全ての家庭に対して乳児家庭全戸訪問を行い、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、対象者の支援ニーズに合わせて相談機関等の情報提供を行いました。	●乳児家庭全戸訪問事業を通して、地域の子育て情報や相談機関等を提供することで子育て家庭の孤立化を予防するとともに、支援ニーズの把握に努めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	産後ケア事業による早期相談支援の実施	●産科医療機関から退院直後の母子の心身のケアや育児のサポートなどを行う産後ケア事業を実施し、必要な保健・福祉サービスの提供及び必要に応じた個別支援を行います。	●産後ケア事業において、宿泊型・訪問型に加え新たに来所型(日帰り型)を実施しました。出産後より早期に支援の必要な家庭を把握し、地域みまもり支援センター等関係機関による継続的な支援を実施しました。	●引き続き産後ケア事業を実施することにより、退院から産後4か月までの母子の心身のケアや育児支援を行うことで、育児不安の軽減や休息の場の確保ができるよう、支援の必要な家庭の把握と支援の充実を図ります。
イ 妊娠期に必要な知識の普及啓発及び保健教育の推進				
	母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じた普及啓発の推進	●母子健康手帳交付時面接での情報提供内容を充実するとともに、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査等の母子保健事業を通じて、普及啓発を推進します。	●母子健康手帳交付時やその他母子保健事業の場面において、チラシの配布等により健やかな妊娠・出産・育児に係る知識・情報の普及啓発を実施しました。	●母子健康手帳の掲載内容を充実するとともに、母子保健事業を通じて健やかな妊娠・出産・育児に係る情報の普及啓発を推進します。
	妊婦健康診査事業及び周産期の相談支援の充実	●妊婦の健康状態を確認し、胎児及び乳児の発育状態、疾病等の予防や早期発見など、母と子の健康増進を図るとともに、産前・産後における母親の悩み事等への相談支援の充実を図り、安全・安心な妊娠期を過ごせるように支援します。	●妊婦健康診査で把握した支援の必要な妊婦や産婦について、医療機関等関係機関と連携しながら周産期の相談支援を実施しました。	●引き続き医療機関等関係機関と連携し、妊婦健康診査等関係機関で把握した妊婦や産婦の相談支援を推進します。
	妊婦・育児に関する学習・実習の機会の提供	●地域みまもり支援センター等において両親学級(プレパパ・プレママ教室)を実施し、妊娠・育児に関する学習・実習の場を提供します。	●妊娠期からの仲間づくりや父親の育児参加の促進に向け、各区地域みまもり支援センターで実施している両親学級、また就労中の妊婦とそのパートナーのニーズに応えるため、市看護協会による土曜開催のプレパパ・プレママ教室や市助産師会による日曜開催の両親学級を実施しました。	●子育てに関する学習・実習の場を提供することで育児に関する意識を高めるとともに、子育て家庭の孤立化を防ぐ仲間づくりの場を提供します。
	小・中・高等学校等での思春期保健相談の実施	●地域みまもり支援センターと小・中・高等学校等が連携して、子どもや保護者を対象に思春期からの保健教育の充実に努めます。	●地域みまもり支援センターと市内の小中学校や高等学校等と連携し、思春期に特有の心や体の特徴、性の問題、感染症などをテーマに思春期保健指導を実施しました。	●地域みまもり支援センターと学校等が連携し、子どもの発達段階に応じた思春期保健指導を実施するとともに、思春期からの母子保健の普及啓発に努めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進	ウ 児童虐待防止に向けた普及啓発			
民生委員児童委員・主任児童委員等関係機関と連携した啓発活動の実施		<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関等と協働しながら啓発活動の充実に努め、児童虐待防止について市民の理解を促すとともに、社会全体で児童虐待の防止に取り組む市民の意識を高めます。●オレンジリボンたすきリレーやコンサート等、児童養護施設や各種団体等と協力して、児童虐待防止に向けた普及啓発活動を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●11月を中心としたオレンジリボンキャンペーンでは、子育て支援者、関係機関と協働し、区民祭、区役所の子育てフェスタへの来場者での啓発活動、川崎フロンターレホームゲームでの啓発物品の配布を行いました。 ●児童虐待防止普及啓発として、小学生のチームを対象とした「オレンジリボン・ファミリーカップ」(フットサル大会)を開催し、24チーム、約500人の児童、コーチ及び保護者の参加があり、児童や保護者に対し、ビデオや講話等による普及啓発を行いました。 ●11月に開催されたオレンジリボンたすきリレーにおいて、児童養護施設などと協力して普及啓発活動を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもは、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や、自立等を保障される権利を有するなど、児童福祉法の理念を含め、地域住民や子どもの福祉に関わる者の意識の向上を図るために、より多くの市民が関心・理解を深めるための効果的な啓発物品や啓発活動手法の検討を進めます。
施策の方向性3 早期発見・早期対応の充実	ア 母子保健事業からの早期把握と支援			
要支援妊婦の把握と継続的支援体制の充実		<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健康診査を実施する医療機関と連携を強化し、要支援妊婦を早期に把握し継続的な支援体制を充実します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●市内を3ブロックに分け産科医療機関等連携連絡会を実施し、妊婦健康診査等を通じ把握した支援の必要な妊産婦について、より早期に支援できるよう産科医療機関等と連携しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦健診及び分娩を取り扱う医療機関等との連絡会を実施し、連携の更なる強化や、支援の必要な妊産婦への支援体制の充実を図ります。
乳児家庭全戸訪問事業の推進		<ul style="list-style-type: none"> ●乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問・新生児訪問・未熟児訪問)を実施し、情報提供を行うことで出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳児家庭全戸訪問事業を実施し、支援の必要な家庭を把握するとともに、地域や相談機関等の情報提供を行い、子育て家庭の孤立化を予防する支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き生後4か月までの乳児のいる家庭に対しより早期に関わりをもつことで地域や相談機関とのつながりをつくり、切れ目のない支援を実施することで孤立化を防ぐ支援を推進します。
乳幼児健康診査受診率の向上		<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、乳幼児健康診査の受診率向上を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、全ての対象者への個別通知及び未受診者へのフォローを行い、乳幼児健康診査の受診率向上に努めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの虐待や発達障害の早期発見・早期治療につながるよう、周知や未受診者への支援を行い、受診率向上を図ります。
乳幼児健康診査未受診者へのフォローの実施		<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査や育児相談を通して、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう、健診の未受診者に対する受診勧奨及び成長発達状況の把握などを行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査事業において、健診未受診者に対して電話や訪問等により乳幼児の養育状況を確認するとともに、受診勧奨を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康診査の未受診が虐待のリスクであることを踏まえ、受診勧奨及び乳幼児の発達状況の確認を行うとともに、支援について多職種による連携を推進していきます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	乳幼児健康診査事業における委託医療機関との連携の充実	●乳幼児健康診査を委託医療機関と連携して実施することにより、子どもへの虐待や発達障害の早期発見・早期対応につながるよう相談支援の場としての機能を充実します。	●かかりつけ医で乳幼児健康診査を受診することで、継続的な成長・発達の評価ができ、虐待や発達の課題に対応できるよう、医療機関と連携し、支援の必要な乳幼児とその家庭への継続的な相談支援を実施しました。	●支援の必要な乳幼児とその家庭へ継続的な支援ができるよう、引き続き委託医療機関と連携していきます。
	支援を必要とする家庭への養育支援訪問の実施	●子どもへの虐待を未然に防止するため、乳幼児健診時や家庭訪問等において、養育支援の必要な対象を早期に把握的確にフォローする体制を充実します。●虐待等の問題を抱える家庭に対し、子育て相談・支援を通して児童虐待の発生・再発の防止を図るため、児童福祉に理解と熱意のある母子訪問支援員を派遣します。	●乳幼児健診や家庭訪問等において、支援の必要な家庭を把握し、継続的な支援を実施しました。 ●虐待の発生、再発防止のため専門職等による養育支援訪問を実施しました。	●乳幼児虐待の発生・再発の防止を図るため、支援の必要な家庭を早期に把握するとともに、保健師等専門職が保健指導を行う専門支援訪問や育児支援を行う家庭支援員による養育支援訪問を実施します。
イ 病院・保育所・幼稚園・学校等との連携による早期発見・早期対応				
	要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携強化	●医療機関や児童の所属する機関との連携強化を図るために、要保護児童対策地域協議会を定期的に開催し、要保護児童等の情報共有の充実を図ります。	●各区役所のこども支援ネットワークに関する会議と部会等の開催により、子育て支援関係団体・機関と行政間で、相互の役割や機能の情報共有や理解を深め、地域における要支援家庭の早期発見・対応の充実を図りました。 ●要保護児童対策地域協議会実務者会議の連携調整部会における、ケース支援の進行管理、情報共有、支援方針の確認などが機能的に実施できるようにしていくため、支援の方向性を共有して円滑な支援を実施しました。	●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安感や負担感が増大してきており、虐待相談や通告件数も増加している状況である。今後も各区役所地域みまもり支援センターにおいて、継続して関係機関や関係部署等の連携強化に取組みます。
	川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)における児童虐待対策の推進	●市内の中核的な医療機関を中心とした川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて、医療機関における児童虐待対策委員会の設置・運営の充実を進めるとともに、医療機関等との連携などについて協議し、児童虐待対策の推進を図ります。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)全体会を2回、幹事会を2回開催しました。全体会においては事例を通じて課題の共有を図る等、市内医療機関の連携強化を進めました。また、子どもの支援に関わる関係者の、児童虐待に関する理解を深める目的で講演会を1回開催しました。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワーク(KCAP)活動を通じて、医療機関と児童相談所の役割の理解をさらに深め、連携強化を図り、双方の児童虐待対応力を向上させます。
	川崎市児童虐待対応ハンドブック等の活用	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック」や各種マニュアルなどを活用し、児童の所属する機関における対応の充実と連携した取組の強化を図ります。	●「川崎市児童虐待対応ハンドブック(第2版)」を、関係機関に配布・周知したうえで、ハンドブックの活用に関する取り組みを進めました。	●虐待相談や通告件数が増加する現状において要保護児童対策地域協議会での適切な情報管理、共有が重要となっていることから、「川崎市児童虐待対応ハンドブック」を活用し、より多くの関係機関に配布・周知し要保護児童対策地域協議会の活用も含めた機関連携の強化を進めます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○	児童家庭支援・児童虐待対策の推進	ウ 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援	<p>「児童家庭相談援助」におけるケース管理手法の検討及び実践</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理手法を検討し、効果的な支援を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> 児童相談所と区役所地域みまもり支援センターでの児童虐待の相談・通告の受理ケース管理は、各区役所での統一が図られ適切に児童票を作成し、指定ファイルでの管理を実施しました。 平成30年度区役所での虐待相談・通告件数は1,071件、虐待以外の児童家庭相談件数は1,817件、合計2,888件でした。 平成30年度児童相談所での虐待相談・通告件数は3,063件でした。 <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に児童福祉法等の改正等に基づき川崎市児童虐待対応ハンドブックを一部改訂したことから、引き続き、各機関等に周知します。また、地域みまもり支援センター職員が児童相談所からの専門的援助を受けながら適切な判断・支援を行います。
エ	要保護児童対策地域協議会連携調整部会・個別支援会議での児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関による情報共有・適切な支援方針の確認	<ul style="list-style-type: none"> 個別の支援ニーズに適切に対応するために、関係機関の円滑な連携・協力の確保を目的に、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 連携調整部会は各区要保護児童対策地域協議会実務者会議の中に位置づけられ、活発な検討が行われました。ケース進行管理台帳等資料をもとに「新規登録、終結、状況変化のあるケース」について毎月行い、全数確認を年3回行いました。 全市連携調整部会開催回数 合計84(12×7区)回、全数確認21回、検討合計63回行いました。 個別支援会議を624回開催し、子どもの状態及び養育状況と支援方針の共有、重症度確認、主担当、役割分担を協議しました。 平成28年度から、各区要保護児童対策地域協議会において、学識者等によるスーパーバイズを活用しています。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区役所でのスーパーバイザーを引き続き活用するなど、ケース進行管理を実施するとともに適宜適切に個別支援会議を実施します。また、連携調整部会・個別支援会議の開催回数、状況等を各区実務者会議に報告し、地域の関係機関の更なる協力を得ていきます。 関係機関との連携を強化するとともに、必要に応じて区実務者会議連携調整部会の会議運営の充実を図ります。
エ	地域の見守り体制の構築・充実	<p>こんにちちは赤ちゃん事業を通じた地域での見守り体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員児童委員等地域の支援者による、こんにちちは赤ちゃん事業を実施し情報提供を行うことで、出産後の早い時期から地域や相談機関とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに必要な支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の支援者による訪問により地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するためにこんにちちは赤ちゃん事業を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の支援者によるこんにちちは赤ちゃん事業を通じ、より早期に地域とのつながりをつくり、子育て家庭の孤立化を予防するとともに、地域でのみまもり体制を推進します。
エ	こんにちちは赤ちゃん訪問員に対する研修、連絡会の開催	<ul style="list-style-type: none"> こんにちちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修や連絡会を適切に実施することで、こんにちちは赤ちゃん事業による子育て家庭への支援を効果的・効率的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 各区地域みまもり支援センターにおいて、支援に必要な知識・技能を習得するため、こんにちちは赤ちゃん事業に係る訪問員に対する研修及び連絡会を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な近隣で子育てを支える環境づくりと子育て家庭への支援を効果的に行うために、こんにちちは赤ちゃん訪問員に対する研修会と連絡会を実施します。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
オ 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実			
全市代表者会議及び区実務者会議での関係機関との円滑な連携、情報共有	<p>●「子どもを守る地域ネットワーク」(児童福祉法第25条の2)として、全市レベル及び各区レベルにおいて、児童虐待に関する関係機関等による会議を開催し、要保護児童・要支援児童・特定妊婦の早期発見や適切な保護について、情報や考え方を共有し、適切な連携を図ります。</p>	<p>●代表者会議(年2回)は、要保護児童等支援に関するシステム全体の検討、実務者会議の活動状況報告及び評価、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握踏査」の報告や課題の検討を実施しました。 ●各区実務者会議代表者部会(年2~5回)は、地域協議会の年間活動方針の策定や各種研修及び啓発活動を企画・実施しました。 ●各区実務者会議連携調整部会(毎月)は、区役所関係職員及び児童相談所によりケース進行管理(ケース状況、主担当機関、重症度等の確認作業)を行いました。特に各区役所の学校・地域連携担当も連携調整部会に毎回参加し、円滑な情報共有が図られました。 ●個別支援会議は、地域みまもり支援センター及び児童相談所ケース担当者等による個別会議を計624回開催し、個別ケースごとに関係機関担当者によるケースカンファレンス(情報交換、支援方針確認、役割分担)を行いました。</p>	<p>●要保護児童対策地域協議会について、地域の関係機関等への周知を丁寧に行うとともに、区実務者会議における、関係機関との連携をさらに強化します。 ●社会保障審議会児童部会による「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について『第14次報告書』」においても歳児の死亡事例が依然として多いことや、妊娠期からの関与がある事例などを参考に本市における対策の充実を図ります。 ●学齢児への支援の充実を図るために教育・福祉・地域の関係機関との情報共有を強化するとともに、警察等との連携の更なる充実を図ります。 ●今後も引き続き実施される予定である「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握踏査」について要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用します。</p>
施策の方向性4 専門的支援の充実・強化			
ア 児童及び保護者に対する支援			
スーパーバイズ(SV)等を活用した適かつ専門的な支援の推進	<p>●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適かつ専門的な支援を実施します。</p>	<p>●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによるSVを受け、児童及び保護者に対し、適かつ専門的な支援を実施しました。</p>	<p>●児童相談所や各区要保護児童対策地域協議会において、外部スーパーバイザーによる定期的なSVを活用することにより、児童及び保護者に対し、適かつ専門的な支援を行います。</p>
関係機関の連携による専門的な支援の充実	<p>●関係機関(区役所、児童相談所、児童養護施設、里親及び医療機関等)との適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。</p>	<p>●児童相談所の法的権限と専門性を活かした適時適切な対応を行うとともに、各区役所地域みまもり支援センターをはじめとする各関係機関との連携を図りながら児童の自立支援計画を策定し、児童養護施設・里親等との支援方針の共有及び役割分担の明確化を図り、児童及び保護者との関係調整を進めました。</p>	<p>●児童相談所、区役所地域みまもり支援センター、学校、児童養護施設、里親、児童家庭支援センター等が各々の専門性に基づく連携から、児童及び保護者へ適切な支援を実施できるよう、更なる専門性強化と連携強化を進めます。</p>
児童に対する支援の向上のための児童相談所一時保護所の運営の適正化	<p>●多様な背景を持つ児童を適切に受け入れ、子どもの権利の保障に努めながら一時保護所を運営します。また、第三者評価の導入を進め、運営の適正化を図ります。</p>	<p>●一時保護所ガイドラインに基づき子どもの最善の利益のための支援を実施しました。 ●こども家庭センター一時保護所において、第三者評価を受審しました。</p>	<p>●一時保護所ガイドラインを基本とし、日常的な一時保護所の運営及び児童に対する適切な支援を引き続き実施します。</p>

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
イ 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応			
<p>児童相談所と地域みまもり支援センター 各々の権限と役割に基づく多職種協働による 適切な支援の実践</p>	<p>●各区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所及び保健所機能)の法定サービスを通じて把握した情報や窓口業務・相談業務から把握した情報等から児童や家族の支援ニーズを適切に把握し、組織的な判断に基づいて多職種協働による効果的な支援を展開します。●児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターとの適切な役割分担及び連携により、各々の専門性を活かした適切な支援を実施します。</p>	<p>●地域みまもり支援センターの多職種の専門性を活かした多面的なアセスメントに基づく相談支援を実施しました。(全区での児童相談受付件数:2,888件)</p> <p>●複雑かつ困難なケースへの対応については、主担当機関が中心となり、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議等により地域みまもり支援センター、児童相談所及び関係機関が連携し、情報共有や役割分担を行いつつ支援を行いました。</p> <p>●児童相談所は緊急受理会議や所内会議において多職種の専門職による総合的なアセスメントを実施し、組織的な判断に基づく適切な支援を実施しました。また、児童精神科医師、保健師、理学療法士等専門職の協働及び療育センター等関係機関との連携により、児童及び保護者への支援を実施しました。</p> <p>●区役所と児童相談所の連携のあり方について、両機関の権限・役割を確認した上で、相互の関係性強化に向けた検討を行いました。</p>	<p>●核家族化や地域での人間関係の希薄化の進行により、子育て家庭の孤立感、育児不安や負担感が増大しており、虐待相談や通告件数も増加している状況があり、今後も迅速に対応するため、地域みまもり支援センターを中心に区役所内の情報共有・連携がスムーズに行える体制を整えます。</p> <p>●地域みまもり支援センターの職員がそれぞれの職種の「強み」やスキル等を相互に理解した上で連携した支援を行うことが必要であり、「児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアル」等をもとに、支援事例を積み重ねながら、組織的な判断力を高めます。</p> <p>●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、法的対応力、相談援助技術等、専門性の更なる強化を進めます。</p>
ウ 児童虐待対応に関わる組織的な体制の強化			
<p>児童相談所における児童家庭相談援助の 適切な実施</p>	<p>●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。●改正児童福祉法及び児童相談所運営指針に基づき、法的対応を見据えた相談支援体制の充実・強化について検討します。</p>	<p>●児童福祉法に基づく、義務研修を実施するとともに、外部の専門機関等が実施する研修に職員を派遣し、資質向上に努めました。</p> <p>●専門的スキルの向上のため、引き続き研修の充実を図ります。</p> <p>●法的対応強化のための調整等を非常勤弁護士とともにに行いました。</p>	<p>●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。</p>
<p>各区役所地域みまもり支援センターにおける 児童家庭相談援助の適切な実施</p>	<p>●児童家庭相談に従事する専門職のスキルアップのため、改正児童福祉法に基づく義務研修及び専門研修を実施します。●市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)に基づき、組織的な業務の蓄積・評価による相談支援体制の強化について検討します。</p>	<p>●区役所地域みまもり支援センターにおいては、各職種の専門性を發揮し他機関と役割を確認しながら区内の児童及び家庭への個別的な相談、支援を一元的に対応しました。</p> <p>●日常業務から様々な相談ニーズを把握し、組織的な判断に基づく支援方針の検討及び担当者の設定等を行い、その後の支援経過の進行管理を行いました。</p> <p>●児童虐待に係る相談、通告についても各区保健福祉センター内では地域みまもり支援センターにて受理・対応することとし、組織的な判断の基にセンター内関係部署、関係機関、児童相談所と連携して支援を行いました。</p>	<p>●児童虐待相談を含む各種相談に対して適切に対応するために、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルを活用するとともに、研修実施による相談支援スキルや専門性の向上を図ります。</p> <p>●各区役所地域みまもり支援センター及び児童相談所において、多職種協働による組織判断がスムーズに行えるよう事例の積み重ねを行うことにより、組織的な判断力の更なる強化を進めます。</p>

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	児童相談所・一時保護所の機能等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ●国の新たな社会的養護のあり方に関する検討会における児童相談所・一時保護所改革の議論を踏まえ、本市における児童相談所・一時保護所の機能のあり方、運営体制等について検討を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ●一時保護所のあり方について、児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)に基づく体制強化と定員を超過する状況を踏まえ、ソフト・ハード両面での検討を行いました。 ●こども家庭センター一時保護所において、第3者評価を受審しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成30年12月に国が策定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(新プラン)」に沿った体制整備を進めます。 ●一時保護件数の増加や恒常的な定員超過を受け、ハード・ソフト両面から、子どもの権利擁護を実現するための体制整備を進めます。
エ 効率的・効果的なケース情報の管理と共有による支援の充実				
	児童相談所間及び区役所間、また児童相談所と区役所間でのネットワーク化による情報共有の促進	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所においては、進行管理ソフトを利用していますが、情報の迅速な共有を図るためにも、ネットワークシステムの導入を進める必要があるため、新たな児童相談に係るシステムの導入について検討するとともに、各児童相談所及び各区役所地域みまもり支援センターにおける確実なケース進行管理を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所と区役所地域みまもり支援センターをネットワークでつなぐ「児童相談システム」を導入し、平成31年3月より運用を開始し、ケース進行管理を適切に行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成31年3月に導入した「児童相談システム」の適切な運用を図ります。
	「児童家庭相談援助」におけるケース管理办法の検討及び実践	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所及び地域みまもり支援センターにおける虐待通告・受理も含めた「児童家庭相談援助」業務における、共通リスクアセスメントツールの活用やケース進行管理办法を検討し、効果的な支援を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域みまもり支援センターにおける個別相談について、児童家庭相談援助・児童虐待対応実務マニュアルに基づき、適切にケース管理を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全市で統一したケース管理办法に基づく対応の充実を図るとともに、児童福祉法の改正趣旨に沿うよう適宜見直しなどを行います。
オ 総合的なアセスメントの強化				
	共通リスクアセスメントツールの活用と適切な支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●共通リスクアセスメントツールの活用を推進するとともに、必要な改正等を行い、総合的なアセスメント機能の強化を図り適切な支援を実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●要保護児童対策地域協議会の連携調整部会等や、個別への支援経過の中でツールを活用し、児童相談所及び地域みまもり支援センター等関係機関間でリスクを共有し、適切に支援を実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●リスクアセスメントツールの活用状況について検証し、必要に応じた見直しを行います。
	児童相談所における組織的アセスメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ●専門機関である児童相談所における緊急受理会議、所内会議等において、弁護士による法的な視点を含め、総合的・複合的なアセスメントを実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童相談所の緊急受理会議、所内会議において、各種専門職の専門的視点や弁護士の法的な視点による、総合的・複合的なアセスメントを実施し、組織的な判断および対応を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に適切に対応するため、各種専門職による総合的・複合的なアセスメント機能を更に充実させます。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	地域みまもり支援センターにおける組織的アセスメントの実施	●地域みまもり支援センターで実施するケース検討会議や緊急受理会議等を通じて、多職種協働による多面的・総合的なアセスメントを実施します。	●各区役所地域みまもり支援センターで行うケース検討会議や児童虐待の通告受理等による緊急受理会議において、多職種専門職の専門性を活かし、総合的なアセスメントを実施しました。	●会議にて多職種による多面的・総合的なアセスメントを効果的に行うためには、各職種の「強み」やスキル、知識等の相互理解が必要である。また、引き続き支援事例を積み重ねることで、組織的な判断力を高めていきます。 ●各区役所地域みまもり支援センターが開催する、区要保護児童対策地域協議会においてスーパーバイザーによる助言を得る仕組を継続し支援の充実につなげていきます。
力 各種専門機関・専門家との連携の強化				
	療育・障害・教育部門と連携した総合的相談支援体制の推進	●区役所、療育センター、学校等関係機関と連携した総合的な相談支援体制の推進を図ります。また、必要に応じて精神保健福祉センター、障害者更生相談所、医療機関などの専門機関・専門家と連携した対応を図ります。	●在宅支援、措置児童支援において、児童精神科医師、療育センター等関係機関との協働により、保護者支援を実施しました。 ●更生相談所のPT(理学療法士)、OT(作業療法士)、ST(言語聴覚士)等医療専門職を中心に療育センター、学校等関係機関と連携し、障害児等への支援を実施しました。	●多様な相談内容に対し適切に対応するため、療育・障害・教育関係機関との連携強化に引き続き取組みます。
施策の方向性5 人材育成の推進				
ア 専門職の育成に関わる研修等の充実				
	新規採用職員等に対する児童相談業務研修の実施	●児童相談所及び地域みまもり支援センター双方に求められる業務上の知識や技術、業務形態等を相互に理解できる研修を実施し連携を強化します。	●児童相談所においては、新任研修、新任フォローリン修、係長研修、全体研修、外部派遣研修を年間で計画・実施しました。 ●区役所地域みまもり支援センターでは、児童相談所新任研修及び全体研修に参加するとともに、管理職向け研修を実施しました。	●児童相談所、地域みまもり支援センター及び障害者更生相談所の新任向け研修等に新任職員が相互に参加できる体制や、専門的な研修に参加できる体制を構築します。 ●児童相談所と地域みまもり支援センターの各専門職の交流研修の必要性について検討を進めます。
	専門職機能の強化・実効的な多職種協働を実践するための研修の実施	●市民ニーズの複雑化、多様化に対応し、各専門職が期待される役割や支援スキルを発揮し、必要なケースに効果的なチームアプローチを実践できるようにするための研修を実施します。	●支援スキルの向上を目的として、区役所地域みまもり支援センター職員も対象として、外部への派遣研修や専門機能強化、虐待対策研修を実施しました。 ●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修を対象職員が受講するとともに、児童相談所新任研修に区役所地域みまもり支援センター職員も受講しました。	●地域みまもり支援センターにおいて児童虐待に係る支援スキルの向上が図られるよう研修を実施する必要がある。また、児童相談所及び区役所地域みまもり支援センターで実施している研修や検討会などへ参加を推進します。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
イ 専門職の長期的な人材育成のしくみづくり	<p>各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTの実践</p> <p>●専門職は、職場・職種ごとに専門性の維持・向上のための取組が求められることから、各職場・職種ごとのOJT、OFF-JTを活用し、職員自身が主体的に自己の能力開発に取り組む環境整備を図ります。</p>	<p>●局别人材育成計画に基づき、各局・区での人材育成を推進しました。</p> <p>●全庁共有の取り組みである人材育成シート、育成担当者、OJTノートを活用した各職場での人材育成、OJTを推進しました。</p> <p>●児童相談所が実施する各研修に各区地域みまもり支援センター職員も参加し、知識や技術等の習得に努めた。また、児童相談所と区の職員がグループワークを通して事例検討を行うなど、知識や技術の習得だけでなく、連携強化につながる取組も行いました。</p>	<p>●児童家庭相談、要保護児童対策地域協議会などの区役所業務への職場・職種ごとの研修を実施します。</p> <p>●外部派遣研修、ペアレントトレーニング等専門研修の受講記録を管理し、効果的な人材育成を進めます。</p>	
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく人材育成の推進	<p>●社会福祉職、心理職、保健師等については、各領域に求められる役割や専門性が高度化・複雑化しており、「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」を着実に推進します。</p>	<p>●社会福祉職・心理職・保健師については、人材育成プログラムに従い人材育成の取組を推進した。キャリアシート、人材育成記録、キャリアラダーを作成するとともに職種での共通シート・分野別シートで職務や必要なスキルを明確化し、それぞれの目標に対し、具体的な実践等に取り組みました。</p> <p>●新任期研修や育成担当者研修等を実施し各階層で習得する知識やスキルの向上を図りました。</p>	<p>●キャリアラダー、キャリアシートを活用した効果的な育成面談の方法を検証し、引き続き内容の充実に向けた検討を行います。</p> <p>●行政課題に対応できる専門職を育成する研修内容を企画・実施します。</p> <p>●地域みまもり支援センターに適した人材育成プログラムを検討し、実施します。</p>	
「保健・医療・福祉等専門職の人材育成の取組」に基づく計画的なジョブローテーションの実施	<p>●広範な知識や技術を有した資質の高い専門職を育成するため、個々の職員のスキルや経験を適正に判断し計画的なジョブローテーションを推進します。</p>	<p>●保健・医療・福祉の人材育成面接では、中・長期的目標において専門職として目指す人物像や今後経験を積みたい分野を育成担当者と相談・確認し、人材育成記録を作成しました。人材育成記録等を所属長に報告するとともに、所属による人材育成、ジョブローテーション検討への一つの資料として活用しました。</p>	<p>●個々の専門職が作成する人材育成シートやキャリアシートが有効にジョブローテーションに活用できます。</p>	
ウ 関係機関における人材育成				
要保護児童対策地域協議会を活用した研修の充実	<p>●要保護児童対策地域協議会の代表者会議及び実務者会議等を中心とした研修を実施し、児童虐待に係る専門知識の向上やスキルアップを目指します。</p>	<p>●各区実務者会議で事例検討会やグループワークによる事例検討会を開催し知識、スキルを高め、各機関同士の業務や役割を理解しあう機会となりました。</p> <p>●要保護児童対策地域協議会調整担当者研修をはじめ各研修を行いました。</p>	<p>●全市代表者会議では、各機関における具体的な取組状況の共有を充実させていきます。</p> <p>●実務者会議においても、区の特性を活かした研修、事例検討を企画・実施していきます。</p> <p>●各関係機関職員と各専門分野の職員がお互いの機能や役割を十分に理解できるような研修を充実させていきます。</p>	

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
施策の方向性6 社会的養護・自立支援の充実 ア 児童養護施設等における家庭的養育の推進			
児童養護施設等への運営支援	●児童養護施設等において家庭に近い環境での養育が適切に実施されるよう関係部署と連携しながら関係法令や通知等に基づき助言指導や権利擁護に関する啓発等を実施します。また、児童の処遇向上のための運営経費の支弁などにより支援の充実を図ります。	●施設での家庭的養育の推進に向け、職員配置の充実や児童の支援の向上に向けた経費を支弁するとともに、施設運営における情報提供や助言指導等を実施するなど施設運営に関する支援を実施しました。	●施設での家庭的養育の推進に向け、引き続き職員配置の充実や施設運営における情報提供や助言指導等を実施します。
児童家庭支援センターによる子育て相談の実施	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、区役所や児童相談所と連携を図りながら、身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもや、その家庭からの相談に対する支援を実施します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を受けました(4,032件)。	●身近な地域における専門的な相談支援機関として、児童家庭支援センターにおける相談・支援の取組みを進めます。
子育て短期支援事業の推進	●保護者の出産により養育者が不在となる場合や子育てにおける行き詰まりなどレスパイト(休息)が必要な場合に、宿泊を伴う短期間、お子さんを預かる(ショートステイ事業)ことにより子育て支援を行います。	●市内4か所の児童養護施設、2か所の乳児院において、ショートステイ事業を実施しました(3,514件)。	●地域における育児不安の高まりや、保護者の精神疾患などによる家庭の育児力低下への取組みとして、子どもを預かるショートステイ事業事業を進めます。
イ 里親制度の推進と里親支援の充実			
里親制度及び特別養子縁組制度の普及啓発	●里親制度及び特別養子縁組制度の社会的認知度の向上を図るため、普及啓発や制度説明等の取組を推進します。	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど、普及啓発や制度説明に関する取組みを推進しました。	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親制度の社会的認知度の向上に向けた取組を進めます。
養育里親、専門里親、養子縁組里親の新たな担い手の確保	●要保護児童を家庭で養育することができる環境を整えるため、養育里親、専門里親及び養子縁組里親の登録数の増加に向けた取組の充実を図ります。(里親登録数平成29年度133世帯平成33年度145世帯以上)	●ポスター・チラシ等の配布・掲示のほか養育里親に関する説明会を年12回、養子縁組里親に関する説明会を年3回実施するなど里親の担い手確保に向けた取組を推進しました。(平成30年度末の里親登録数 156世帯)	●里親制度に関する広報内容や説明会等の充実により里親制度の普及啓発を推進するなど、里親登録者の確保に向けた取組を進めます。
ふるさと里親事業の推進	●児童養護施設等に入所している児童が、児童相談所による研修等を経た一般家庭の方が登録を行う「ふるさと里親」に短期間宿泊し、家庭的雰囲気を体験してもらうことで児童の福祉増進及び里親委託の推進・制度の普及啓発を図ります。	●説明会等においてふるさと里親の制度周知を図るとともに、すでに児童の受け入れを行っているふるさと里親に対しては、各施設と連携しながらフォローアップを行いました。	●児童養護施設等に入所する児童が家庭環境での生活を経験できるよう、新たな担い手の確保に向けて制度周知を図るとともに、引き続き各施設と連携しながら制度活用を推進していきます。
多様な主体と連携した里親支援の充実	●要保護児童を家庭環境で養育する里親を支援するため、及び里親養育技術向上のための研修会を実施するとともに、乳児院・児童養護施設・NPO法人・里親会等多様な主体と連携した里親支援事業を一層推進します。	●各乳児院・児童養護施設と連携しながら里親登録に向けた実習の充実や児童の委託後の支援に取組みました。また、里親のリクルートや研修、児童委託後の支援の一部をNPO法人に委託し、民間事業者の専門性を活用しながら効果的な事業実施を図りました。	●里親の登録から児童委託後の支援まで、各施設やNPO法人と連携し、児童の状況に応じた効果的な事業推進を図っていきます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進			
ウ 要保護児童の自立に向けた支援			
要保護児童の円滑な社会的自立に向けた支援	●里親家庭や児童養護施設等で養育された児童が円滑に社会的自立を果たすことができるよう、措置中の養育の時点から長期的に子どもの自立を見据えた支援を実施するとともに、退所後のアフターフォローの充実を図ります。	●措置中の養育の時点から個々の児童の状況に応じた自立支援ができるよう、学習支援事業、給付型奨学金及び社会的養護自立支援事業を開始しました。	●自立支援のための各施策の確実な周知を図り、児童の状況に応じて適切な支援が実施されるよう関係機関と連携しながら取組を推進します。社会的養護自立支援事業の活用により、退所後の児童へのアフターフォローの充実を図ります。
エ 親子関係再構築の取組の推進			
家族再統合(児童相談所)及び家族支援(地域みまもり支援センター)の充実	●保護者支援の個別プログラムの充実及び家庭復帰に向けたアセスメント強化を図ります。	●福祉、医療、心理職等による多角的な視点からケースの見立て、支援計画策定を実施し、家庭復帰等に向けた適切な支援のため、アセスメント会議における課題の整理等により、家族支援の充実を図りました。 ●区役所地域みまもり支援センターの社会福祉職、心理職、保健師等により身近な場所での家族支援の充実を図りました。	●分離した家族への適切な支援、そうした支援を行える職員の資質向上を通して、児童相談所における家族再統合を推進します。 ●地域みまもり支援センターにおける多職種連携による家族支援の一層の充実を図ります。
児童相談所における親子関係再構築支援の推進	●措置解除時における保護者等への相談支援や措置解除後において関係機関が連携して、実効性ある支援を推進します。	●措置解除後の保護者等への支援について、児童相談所職員を対象に研修を実施し、支援技術の蓄積を図りました。	●措置解除時における保護者等への相談支援や、措置解除後に置いて関係機関が連携し取り組む、実効性のある支援を実施します。
施策の方向性7 地域・広域連携等の強化			
ア 町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等による取組の強化			
民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等の等関係機関との連携充実	●安心して子育てができるまちづくり、子育てを見守る地域づくりを推進するために、町内会・自治会、民生委員児童委員・主任児童委員、社会福祉協議会等と連携した普及啓発活動など様々な施策の展開を図ります。	●11月の児童虐待防止推進月間に市内での統一啓発活動等において、行政、民生委員児童委員・主任児童委員、関係団体及び企業との協働による児童虐待防止に向けた広報・啓発活動を実施しました。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを配布・活用し、連携強化を進めました。	●より多くの関係機関との連携による施策の展開が必要であり、社会資源や特性を活かした施策の展開を検討します。 ●川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用し、関係機関との連携を引き続き充実させます。
市要保護児童対策地域協議会調整機関としての円滑な運営	●児童家庭支援・虐待対策室が市要保護児童対策地域協議会調整機関となり、地域みまもり支援センター及び児童相談所との連携支援システムを構築し、一貫性・継続性のある支援に向けた体制を整備します。また、関係機関等との協調した重層的な支援ネットワークを充実させます。	●年2回の要保護児童対策地域協議会代表者会議を通して、各関係機関等の代表者相互の理解と協力・連携関係を深めるとともに、支援のネットワークを円滑に機能させました。また、全区の実務者会議代表を委員とし、区における取組状況を共有し、他の関係機関の取組を共有しました。	●年2回の代表者会議において、行政や関係機関からの報告、各区での実務者会議の実施状況や課題、地域ネットワークを活用したケース管理の事例の検証、学齢児支援の充実に向けた学校との連携強化など、より実質的な意見交換の場となるよう、運営のあり方について継続して検討を行います。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○児童家庭支援・児童虐待対策の推進				
	地域みまもり支援センターによる要保護児童対策地域協議会実務者会議の円滑な運営及び連携調整部会での定期的なケース進行管理の実施	●各区において要保護児童等の定期的な状況を確認し、支援が途切れることなく適切に進行管理を行うとともに、支援に必要なネットワークを円滑に機能させるために、関係機関相互の役割の理解と実務者レベルでの情報の共有を適切に行います。	●各区役所地域みまもり支援センター地域支援担当が事務局となり毎月、地域みまもり支援センター及び児童相談所双方の機関において動きのあったケースの情報の共有を行いました。また、4か月ごとに動きのないケースについても重症度、援助方針の見直し等の確認を行うなど、ケースの進行管理を行いました。	●地域みまもり支援センター及び児童相談所が相互の役割に基づき適切にケース管理を行うとともに、学校との連携強化のため、教育委員会学校・地域連携担当の参加の充実を図り、効率的な管理を行うための手法を検討します。 ●スーパーバイザーの活用により実務者会議の更なる充実を図ります。
イ 他の自治体と連携した対応の充実				
	5県市(神奈川県、横浜市、相模原市、横須賀市、川崎市)共通ルールに基づく連携	●県内政令市及び市町村の実情に合わせ、要保護児童対策地域協議会の調整機関の間における自治体を越える転居に伴う情報を提供し、支援の中断を防ぎ、虐待の防止を図ります。	●要保護児童等の転居に伴う情報提供(5県市ルール)に基づき、各区の要対協のケース管理機関である地域みまもり支援センターで転出したのは249件で、うち241件については転出先自治体との間で引き継ぎを行いました。また、転入してきたのは165件で、うち162件について転出元自治体及び児童相談所との間で引き継ぎを行っており、それぞれのケースにおいて適切に処理を行いました。	●今後も居所不明児童を含め、要保護児童等の転居に伴う情報提供を5県市ルールを適切に運用していきます。
101	児童相談所運営指針及び全国児童相談所長申し合わせに基づく連携	●児童相談所運営指針及び全国児童相談所長会申し合わせ等に基づき、近隣自治体をはじめとする広域的な連携強化を図ります。	●全国児童相談所長会申し合わせ事項に基づき、適切な他自治体等へのケース移管及び情報提供を実施しました。	●児童虐待通告件数の増加及び複雑多様化する相談内容に対して適切に対応するため、5県市における継続した連携を強化します。
	隣接する東京23区との連携の強化	●特別区での児童相談所の設置が可能となったことから、要保護児童等の支援に関わる連携、職員間の連携等包括的な連携を図ります。	●隣接する大田区・世田谷区から、複数年度にわたる、職員の現場実習を受入れました。 ●それぞれの自治体における取組みに関する情報交換を行いました。	●隣接する特別区との連携により、要保護児童の的確で実効性の高い支援の実現や、専門職をはじめとする職員間の研修や情報交換などを進めます。
ウ 警察や検察と連携した対応の充実				
	神奈川県警察と児童相談所の児童虐待事案に係る協定書に基づく適切な情報共有	●虐待事例等について、協定書に基づき適切に情報共有を図るとともに、警察と児童相談所が更なる円滑な協力関係を築き、要保護児童等への支援の充実に取り組みます。	●協定に基づき適切に対応を進めました。	●死亡等重篤事例が社会課題になる中、児相と警察の連携をさらに進めます。
	警察及び検察と連携した情報共有	●刑事案件として立てが想定される重篤な虐待事例等については、子どもの心理的負担の軽減及び子どもから聞き取る話の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察の3機関が連携し、協同面接の必要性を含め、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等について、協議のうえ実施します。	●年間複数回開催される、検察主催の県内児童相談所の職員も含めた3機関連携協議会に参加し、子どもの面接・聴取の取組みを進めました。 ●刑事案件として立てが想定される虐待事案について、児相、警察及び検察の3機関による共同面接を実施しました。	●重篤な虐待事例に関しては、児童相談所、警察、検察の3機関連携による協同面接が必要であり、具体的な事例への対応と並行して、3機関の連携を強めるための協議を進めます。

(2) 第5章「子ども・若者を取り巻く個別課題への対応」
の進捗状況

ア 子どもの貧困対策の推進

イ 児童家庭支援・児童虐待対策の推進

ウ 困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進

平成27年の多摩川河川敷で発生した中学生死亡事件を受け、再発防止・未然防止に向け、迅速な対応を図ることを最重要課題として、平成28年3月に策定した「子ども・若者ビジョン」において、再発防止対策を「重点アクションプラン」として位置付け、取組を進めてきました。

「子ども・若者の未来応援プラン」にも継承し、「子ども・若者を見守り・支える体制の強化」と「複雑困難な課題を持つ子ども・若者や家庭への専門的な支援の充実」を基本的な考え方として、子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、更なる対策の推進を図ってまいりました。

施策の方向性1 子ども・若者の居場所の充実

子ども・若者を取り巻く社会環境に配慮し、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対し、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向けた取組を推進しました。

地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築

(こども未来局：青少年支援室)

- 地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけ、まずは、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行いました。

施策の方向性1 次年度以降の方向性

多世代の地域住民が気軽に集える子ども・若者の居場所の充実を図るとともに、引き続き、家庭の中で居場所を見いだすことが困難な子ども・若者に対し、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築に向け、検討を進めます。

施策の方向性2 地域の見守り体制の強化

地域人材が子ども・若者の健全育成のため地域活動に参加し、日々の活動を通した見守り体制の強化を図るとともに、学校・家庭・地域社会が連携して子育てや生涯学習のネットワークづくりを推進し、地域の教育力の向上を図りました。

青少年指導員等による取組の推進

(こども未来局：青少年支援室)

- 各区の青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進しました。

施策の方向性2 次年度以降の方向性

引き続き、地域人材を活用し、地域に暮らす大人が子ども・若者への支援のまなざしをより積極的に向けていくため、地域の見守り体制の強化を図ります。

施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備

市民一人ひとりの防犯意識を高め、自主的な防犯活動が充実され、犯罪が起きにくい地域環境づくりに取り組みました。

防犯に対する意識向上と体制強化の推進

(市民文化局：地域安全推進課)

- 市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動を実施するとともに、情報共有及び連携を深めました。

施策の方向性3 次年度以降の方向性

引き続き、子ども・若者が犯罪に巻き込まれるなど、危険にさらされることのないよう、安全・安心な地域環境の整備を進めます。

施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進

子ども・若者の生活に日常的に関わる関係機関等が、顔の見える関係の中で児童相談所等の専門機関と迅速に連携しながら支援できるよう、児童虐待・非行・いじめ防止等に関する意識啓発を促進するとともに、家庭・地域と連携した情報モラル教育を推進しました。

児童虐待の早期発見・未然防止の推進

(子ども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童虐待防止推進月間ポスターの掲示を市内幼稚園、保育園、小・中学校等に依頼するとともに、全国共通ダイヤル「189」の周知や、市内小・中学校及び高校の児童生徒に、SOSカードを配布しました。

施策の方向性4 次年度以降の方向性

引き続き、困ったときに子ども・若者や保護者がSOSを発せられる地域社会を実現するために、児童虐待防止・非行防止等の啓発に取り組みます。

施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築

支援を必要とする子ども・若者とその家庭を早期に発見し、迅速にニーズに応じた支援が実施できるよう、多職種連携による情報共有及び組織的な対応強化を図るとともに、スーパーバイザーを活用した支援の充実等により、要保護児童対策地域協議会や個別支援会議の充実を図りました。

要保護児童対策地域協議会の体制強化

(子ども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 各区役所の要保護児童対策地域協議会から「子どもの虹情報研修センター」等にスーパーバイズを依頼し、実務者会議等の充実を図りました。

施策の方向性5 次年度以降の方向性

引き続き、困難を有する子ども・若者やその家庭に対し、多様な専門職が協働し、個々の子ども・若者やその家庭の実情に応じた支援に取り組みます。

施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化

児童相談所の体制を強化するとともに、ICTを活用した情報管理と情報共有を通して、各区まち
もり支援センターとの連携強化に取り組むとともに、非行防止や犯罪被害防止に向け、児童相談所や
教育委員会、警察等が連携し、ネットワークの強化に取り組みました。

ICTによる情報ネットワークの推進 (こども未来局：児童家庭支援・虐待対策室)

- 児童相談システムの開発を行い、平成31年3月に運用を開始し、児童相談所と各区役所地
域まちもり支援センターの情報管理と情報共有を図りました。

施策の方向性6 次年度以降の方向性

引き続き、専門職による支援の充実と、児童相談所と関係機関相互の連携強化に取り
組みます。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進 施策の方向性1 子ども・若者の居場所の充実			
こども文化センターと老人いこいの家の連携	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センターと老人いこいの家の連携強化により、多世代が交流する居場所づくりに向けて、更なる取組の推進手法を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●多世代交流をはじめとした地域交流のための連携モデル事業をいこいの家48館に拡大して実施しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●令和元年度からの新たな指定期間において「多世代交流を中心とした地域交流に関する取組」を指定管理業務として仕様書に位置付け、引き続き、地域交流に関する取組を幅広く実施していきます。
こども文化センター・わくわくプラザ職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センター及びわくわくプラザ職員等を対象に、特別な配慮を要する児童への対応や中高生への対応など計18テーマを研修内容として実施(受講者延べ2,315人)するとともに、利用児童の状況に応じて地域みまもり支援センター等との関係機関と連携を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●こども文化センター及びわくわくプラザ職員の資質向上のための研修やスキルアップのための取組を進めるとともに、支援が必要な子ども・若者への適切な対応に向けて、地域みまもり支援センター等の関係機関との連携を図ります。
地域の寺子屋事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみで子どもの学習や体験をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点づくりを進めるため、地域の団体との協働により、放課後の学習支援と土曜日の体験活動を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域ぐるみで子ども達の学びや体験をサポートする「地域の寺子屋」を、平成30年度末で47か所へ拡充するとともに、翌年度の開講に向けて準備を進めました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●全市立小中学校への寺子屋の拡充を目指して、引き続き事業を推進します。
地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の中で居場所をみいだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、検討を推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の中で居場所をみいだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけ、まずは、関係部署間の相互連携や情報共有の必要性などについて検討したほか、現場ヒアリング等を実施し、現状把握を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭の中で居場所をみいだすことが困難な子ども・若者に対して、地域社会全体で子ども・若者を見守り・支える仕組みの構築にむけて、引き続き検討します。
施策の方向性2 地域の見守り体制の強化			
青少年指導員等による取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各区の青少年指導員等の地域人材による地域巡回パトロールを支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進しました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●青少年指導員の充足を図り、資質向上の取組みや地域巡回パトロールを引き続き支援し、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。
こども110番事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●こども110番事業を支援することで、青少年の健全な育成環境づくりを推進します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●各小学校区等の学校・PTAや町内会等で構成される「こども110番」実施主体にステッカーや手引き等の配布や、「こども110番」災害補償制度の運営を行いました。また、小学校1~3年生全員への啓発チラシの配布や各区での情報交換会の実施等、事業の円滑な運営のための支援を行いました。 	<ul style="list-style-type: none"> ●「こども110番」事業を引き続き支援することで子どもを地域で見守る体制づくりを推進するとともに、青少年の健やかな成長にふさわしい育成環境の実現に向け、啓発活動を行い、市民意識の醸成を図ります。

	推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進				
地域の教育力の向上	●地域教育会議をはじめ、地域社会でいきいきと活動する市民や、子どもたちの成長を見守り支えている市民の意欲・力を、社会全体の活力や地域の教育力の向上につなげられるよう支援します。	●地域教育会議や川崎市子ども会議、各行政区・中学校区子ども会議の活動を推進し、地域の教育力を育む取組や、子どもの地域参加を支援しました。	●引き続き各行政区、各中学校区地域教育会議の活動を支援するとともに、子ども会議の取組を推進します。	
施策の方向性3 安全・安心な地域環境の整備				
防犯灯のLED化の推進	●ESCO事業の実施により、防犯灯の維持管理及び防犯灯の新規設置を促進します。	●ESCO事業については、約68,000灯の防犯灯の維持管理を行うとともに、310灯の防犯灯を新設しました。	●引き続き、防犯灯の維持管理を行うとともに、新規設置事業を継続し、安全・安心なまちづくりを進めています。	
防犯カメラの設置による防犯対策の推進	●川崎市防犯カメラ設置補助制度により、地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助を実施し、地域の防犯対策を推進します。	●地域の自主防犯団体を対象に、36台の防犯カメラ設置補助を実施しました。	●地域の自主防犯団体が設置する防犯カメラへの補助事業を継続し、地域の防犯対策を推進します。	
公園内の安全な施設管理	●公園内の安全な施設管理に向けたカメラの設置を促進します。	●小田公園に施設管理用カメラを設置しました。	●施設管理用カメラ設置を推進します。	
防犯に対する意識向上と体制強化の推進	●安全・安心まちづくり推進協議会等における情報共有や連携を推進し、防犯の意識向上と体制強化を推進します。	●川崎市及び各区の安全・安心まちづくり推進協議会の構成メンバーを中心とした地域防犯パトロールや、通学路での見守り活動を実施するとともに、情報共有及び連携を深めました。	●引き続き、関係各所との情報共有や連携を推進し、地域の防犯意識の向上に向け、防犯力を高める取組を推進します。	
施策の方向性4 児童虐待防止・非行やいじめ防止等の啓発推進				
児童虐待の早期発見・未然防止の推進	●児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等に迅速かつ適時に対応できる仕組みを構築します。	●児童虐待防止推進月間ポスターを市内幼稚園、保育園、小・中学校などに掲示を依頼し、全国共通ダイヤル189を周知した。また、市内小・中学校及び高校の児童生徒一人ひとりに、SOSカードを配布しました。	●川崎市児童虐待防止センターや児童相談所全国共通ダイヤル(189)などにより、虐待の通報や子育て不安の相談等が迅速かつ適時にできるしくみを構築し、早期発見・未然防止を図ります。	
SOSへの気づきの推進と機関連携の充実	●児童虐待対応ハンドブック等を活用し、SOSへの気づきの推進と関係機関の連携強化を図ります。	●平成28年改正児童福祉法を反映させた児童虐待対応ハンドブックを関係機関等に配布し、周知を図りました。 ●平成28年度に引き続き、配布及び周知を図りました。	●SOSへの気づきの推進と機関連携の充実を図ります。	
児童虐待・非行・いじめ防止に関わる子どもや保護者等の意識啓発の推進	●オレンジリボン・ファミリーカップなどのイベント等により、児童虐待・非行・いじめ防止の啓発を推進します。	●第3回オレンジリボン・ファミリーカップを12月に開催し、民間事業者の理事を務めている中村憲剛さんにも参加していただき、子ども達や保護者へ「いじめ・児童虐待防止」について意識啓発を図りました。	●子ども・若者の余暇活動や各種イベントを通じ、児童虐待・非行・いじめ防止について子どもや保護者等への意識啓発を図るとともに、子ども・若者同士の交流を通してコミュニケーション能力の向上を図ります。	

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進			
情報モラルに関する啓発の推進	●情報モラルについて、保護者向けの啓発とともに、市PTA連絡協議会や関係団体との連携、教職員研修の充実等により、すべての子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていくよう、情報活用能力を育成します。	●市PTA連絡協議会や警察等関係団体と子どものネット問題について協議するとともに、保護者向けインターネットガイドを作成し、市立学校各保護者に配付する等、情報モラルに関する啓発を行いました。	●今後も子ども・若者たちが情報化社会において安心して暮らしていくよう、情報モラルに関する課題について関係団体と連携し、最新の情報を共有し、啓発を推進していきます。
施策の方向性5 専門的支援ネットワークの構築			
地域みまもり支援センターにおける多職種協働の推進	●地域みまもり支援センターの各専門職が連携し、専門的・総合的な支援を実施するための研修を充実します。	●区役所職員向けに、「精神疾患を有する保護者の実践的アセスメントと支援方針の決定」「児童家庭支援における包括的アセスメント」などの研修を実施するとともに、要保護児童対策地域協議会調整機関向け研修を実施しました。	●「地域みまもり支援センター」内の各専門職が同一部署に配置された強みを活かし、多職種連携して情報共有及び組織的な対応を強化し、専門的・総合的支援を推進します。
要保護児童対策地域協議会の体制強化	●学識経験者などのスーパーバイズを活用するなど、各区役所の要保護児童対策地域協議会における実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。	●各区役所の要保護児童対策地域協議会から「子どもの虹情報研修センター」などにスーパーバイズを依頼し、実務者会議などの充実を図りました。	●各区役所における要保護児童対策地域協議会として実施する実務者会議や個別支援会議の充実を図ります。
地域の医療機関との連携強化	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを強化するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。	●川崎市児童虐待防止医療ネットワークにおいて定期的に会議を開催しました。 ●地域の医療機関向けに講演会を開催し、児童虐待に対する理解を広げることができました。	●緊急かつ重症の虐待事例等に対応する市内の救急告示医療機関であり小児科及び産科のある中核医療機関を中心に、児童虐待防止のネットワークを構築するとともに、地域の医療機関との連携や医療従事者に対する研修等、児童虐待対策の取組を推進します。
施策の方向性6 専門的な児童支援の充実・強化			
児童虐待への対策の強化	●増加する児童虐待の相談・通告への迅速かつ的確な対応に向けて、児童相談所の体制を強化します。	●平成28年改正児童福祉法に基づき、児童福祉司及び児童心理司を増員しました。	●児童相談所が対応する児童虐待相談・通告件数が大幅に増加している中で、相談援助体制を強化します。
学齢期の非行等の早期対応・未然防止の推進	●多様化・複雑化する学齢期の非行等の問題行動等に対し、早期発見や未然防止を推進するために、児童相談所の体制を強化するとともに、児童相談所・学校・警察等の関係機関の連携を強化します。	●平成28年改正児童福祉法に基づき児童福祉司及び児童心理司を増員し、体制強化を図りました。 ●学校と警察の連携協議会に参画するとともに、児童相談所と警察の連絡会議を開催するなど連携推進を行いました。	●学齢期の非行等の問題行動等に対し、関係機関と連携して、早期対応や未然防止を図るための相談援助体制を強化します。
ICTによる情報ネットワークの推進	●児童相談所と各区役所地域みまもり支援センターにおける情報管理と情報の共有について、ICTを活用したネットワークの仕組みを検討します。	●児童相談システムの開発を行い、平成31年3月に運用を開始しました。	●児童相談所と各区みまもり支援センターにおいて、ICTを活用した情報ネットワークを推進し、市内転居や居所不明児童及び一時保護児童等に対する適切な対応を図ります。

推進項目名	計画期間中の主な取組	取組実績	今後の取組の方向性
○困難な課題を持つ子ども・若者への支援の推進			
民間児童福祉施設による相談・支援の充実	●市内の乳児院及び児童養護施設に設置した児童家庭支援センターを活用し、ネグレクトを背景とした不登校、非行等の相談・支援や育児不安の解消に向けた相談・支援を充実します。	●市内6か所の児童家庭支援センターにおいて、支援を必要とする児童や家庭からの相談を4,032件受け、専門的な相談支援を実施しました。	●身近な地域で専門的な知識・技術を必要とする子どもやその家庭からの相談に対する支援を推進するため、児童家庭支援センターにおける相談支援の充実に取り組みます。
長期欠席傾向のある児童生徒への対応の強化	●長期欠席傾向のある児童生徒の情報を各区・教育担当が各学校と共有し、登校に困難さを抱える児童生徒の状況の把握に努め、関係機関と連携して課題解決に向けた取組を推進します。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、生徒の状況を把握し、関係機関と連携して、解決に向けて取り組みました。	●各区・教育担当が、毎月各学校に長期欠席生徒の確認を行い、適切に対応を取れているかどうか細かく生徒の状況を把握し、関係機関と連携して課題解決に向けて取り組みます。
健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取組の推進	●「教育委員会と神奈川県警察との相互連携に係る協定」を適正に運用し、健全育成等の取組を充実します。	●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが相互に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行いました。	●各区・教育担当が、各学校の生徒指導担当や児童支援コーディネーターが要となり、児童、生徒の様子を細かく把握するよう指導し、各区・教育担当と警察とが総合に連携して、児童生徒の健全育成、非行防止、犯罪被害防止に向けた取り組みを行っていきます。
非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けた関係機関の連携の強化	●児童相談所、教育委員会、警察、法務少年支援センターによる実効的なネットワークの強化を図ります。	●学齢児支援(非行・不登校)に係る専門機関による連絡会を定期的に開催し、事例検討会などを開催しました。	●非行・不登校等の未然防止・重症化予防等に向けて、児童相談所・教育委員会・警察(各警察署・少年相談・保護センター)・法務少年支援センター等関係機関による実効的なネットワークの強化を図ります。

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」 の実績

ア 教育・保育

- イ 認定こども園・認可保育所**
- ウ 地域子ども・子育て支援事業**

**ア 教育・保育
【全市域】**

※平成30年4月1日の量の見込みは「子どもの未来応援プラン」の数値。

平成30年4月1日

		1号	2号	3号		計
		3歳以上		0歳	1~2歳	計
量の見込み		19,367	18,189	2,874	12,937	15,811
確保方策	教育保育施設	19,367	17,131	1,955	10,123	12,078
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	16,821	1,955	10,123	12,078
	幼稚園・認定こども園(1号)	11,439	94	–	–	–
	私学助成を受ける幼稚園	7,928	216	–	–	–
	地域型保育事業	–	–	405	1,001	1,406
	認可外保育施設	–	1,058	514	1,813	2,327
合計		19,367	18,189	2,874	12,937	15,811
利用状況(実績)	教育保育施設	20,112	15,935	2,127	10,025	12,152
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	15,935	2,127	10,025	12,152
	幼稚園・認定こども園(1号)	2,060	0	–	–	–
	私学助成を受ける幼稚園	18,052	0	–	–	–
	地域型保育事業	–	–	174	548	722
	認可外保育施設	–	1,529	541	2,369	2,910
合計		20,112	17,464	2,842	12,942	15,784
平成31年4月1日						
		1号	2号	3号		計
		3歳以上		0歳	1~2歳	計
量の見込み		19,067	18,591	3,712	15,310	19,022
確保方策	教育保育施設	19,067	18,324	2,370	11,035	13,405
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	17,724	2,370	11,035	13,405
	幼稚園・認定こども園(1号)	2,407	64	–	–	–
	私学助成を受ける幼稚園	16,660	536	–	–	–
	地域型保育事業	–	–	278	757	1,035
	認可外保育施設等	–	267	1,064	3,518	4,582
合計		19,067	18,591	3,712	15,310	19,022
利用状況(実績)	教育保育施設	19,664	17,063	2,235	10,588	12,823
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	17,063	2,235	10,588	12,823
	幼稚園・認定こども園(1号)	2,527	0	–	–	–
	私学助成を受ける幼稚園	17,137	0	–	–	–
	地域型保育事業	–	1	187	625	812
	認可外保育施設等	–	1,552	356	2,360	2,716
合計		19,664	18,616	2,778	13,573	16,351

平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充

保育所・認定こども園(2・3号)	<ul style="list-style-type: none"> 認可保育所については、新規整備、既存施設の民営化等により合計1,770人の定員増となった。 認定こども園については、幼稚園からの移行により合計90人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	<ul style="list-style-type: none"> 施設型給付幼稚園については、1園を幼稚園型認定こども園に移行した。 私学助成幼稚園については、2園を施設型給付(幼稚園型認定こども園)に移行した。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保育事業については、新規整備、認可外保育施設からの移行により合計93人の定員増となった。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> 川崎認定保育園については、新規認定等による定員増があった一方で、認可化、又は、小規模保育事業への移行等による定員減により差し引き199人の定員減となった。 企業主導型保育事業については、新規開設により地域枠で合計181人の定員増となった。 年度限定型保育事業の実施により合計77人分の受入枠を確保した。

【川崎区】

平成30年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,628	2,502	384	1,620	2,004	7,134
確保方策	教育保育施設	2,628	2,391	290	1,325	1,615 6,634
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,196	290	1,325	1,615 3,811
	幼稚園・認定こども園(1号)	1,194	40	–	–	– 1,234
	私学助成を受ける幼稚園	1,434	155	–	–	– 1,589
	地域型保育事業	–	–	57	147	204 204
	認可外保育施設	–	111	37	148	185 296
合計		2,628	2,502	384	1,620	2,004 7,134
利用状況(実績)	教育保育施設	2,808	2,115	283	1,243	1,526 6,449
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,115	283	1,243	1,526 3,641
	幼稚園・認定こども園(1号)	184	0	–	–	– 184
	私学助成を受ける幼稚園	2,624	0	–	–	– 2,624
	地域型保育事業	–	–	34	107	141 141
	認可外保育施設	–	197	23	218	241 438
合計		2,808	2,312	340	1,568	1,908 7,028

平成31年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,383	2,465	421	1,900	2,321	7,169
確保方策	教育保育施設	2,383	2,456	320	1,403	1,723 6,562
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,235	320	1,403	1,723 3,958
	幼稚園・認定こども園(1号)	311	29	–	–	– 340
	私学助成を受ける幼稚園	2,072	192	–	–	– 2,264
	地域型保育事業	–	–	43	126	169 169
	認可外保育施設等	–	9	58	371	429 438
合計		2,383	2,465	421	1,900	2,321 7,169
利用状況(実績)	教育保育施設	2,665	2,177	269	1,269	1,538 6,380
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,177	269	1,269	1,538 3,715
	幼稚園・認定こども園(1号)	336	0	–	–	– 336
	私学助成を受ける幼稚園	2,329	0	–	–	– 2,329
	地域型保育事業	–	–	30	120	150 150
	認可外保育施設等	–	230	13	206	219 449
合計		2,665	2,407	312	1,595	1,907 6,979

平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充

保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、2か所の新規整備により合計90人の定員増となつた。 ・認定こども園については、2か所の幼稚園からの移行により合計20人の定員増となつた。
幼稚園・認定こども園(1号)	・施設型給付幼稚園については、1園を幼稚園型認定こども園に移行した。 ・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(幼稚園型認定こども園)に移行した。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・小規模保育事業については、1か所の新規整備により合計10人の定員増となつた。
認可外保育施設等	・川崎認定保育園については、3か所の新規認定、1か所の既存施設の定員変更により合計61人の定員増となつた。 ・企業主導型保育事業については、5か所の新規開設により地域枠で合計44人の定員増となつた。 ・年度限定型保育事業1か所の実施により合計1人分の受入枠を確保した。

【幸区】

平成30年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,200	2,244	342	1,448	1,790	6,234
確保方策	教育保育施設	2,200	2,160	246	1,132	1,378 5,738
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,157	246	1,132	1,378 3,535
	幼稚園・認定こども園(1号)	1,404	1	–	–	– 1,405
	私学助成を受ける幼稚園	796	2	–	–	– 798
	地域型保育事業	–	–	56	147	203 203
利用状況(実績)	認可外保育施設	–	84	40	169	209 293
	合計	2,200	2,244	342	1,448	1,790 6,234
	教育保育施設	2,746	2,092	282	1,321	1,603 6,441
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,092	282	1,321	1,603 3,695
	幼稚園・認定こども園(1号)	293	0	–	–	– 293
(実績)	私学助成を受ける幼稚園	2,453	0	–	–	– 2,453
	地域型保育事業	–	–	19	74	93 93
	認可外保育施設	–	118	48	233	281 399
	合計	2,746	2,210	349	1,628	1,977 6,933

平成31年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,187	2,362	490	1,975	2,465	7,014
確保方策	教育保育施設	2,187	2,320	310	1,420	1,730 6,237
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,300	310	1,420	1,730 4,030
	幼稚園・認定こども園(1号)	306	3	–	–	– 309
	私学助成を受ける幼稚園	1,881	17	–	–	– 1,898
	地域型保育事業	–	–	44	111	155 155
利用状況(実績)	認可外保育施設等	–	42	136	444	580 622
	合計	2,187	2,362	490	1,975	2,465 7,014
	教育保育施設	2,267	2,226	311	1,355	1,666 6,159
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	2,226	311	1,355	1,666 3,892
	幼稚園・認定こども園(1号)	258	0	–	–	– 258
(実績)	私学助成を受ける幼稚園	2,009	0	–	–	– 2,009
	地域型保育事業	–	–	22	79	101 101
	認可外保育施設等	–	145	53	261	314 459
	合計	2,267	2,371	386	1,695	2,081 6,719

平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充

保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、1か所の新規整備、1か所の既存施設の民営化により合計85人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・小規模保育事業については、1か所の新規整備等により合計9人の定員増となった。
認可外保育施設等	・川崎認定保育園については、2か所の新規認定により合計56人の定員増となった。 ・企業主導型保育事業については、1か所の新規開設により地域枠で合計16人の定員増となった。 ・年度限定型保育事業1か所の実施により合計9人分の受入枠を確保した。

【中原区】

平成30年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,950	3,762	614	2,931	3,545	10,257
確保方策	教育保育施設	2,950	3,417	395	2,306	2,701
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	3,405	395	2,306	2,701
	幼稚園・認定こども園(1号)	963	3	–	–	966
	私学助成を受ける幼稚園	1,987	9	–	–	1,996
	地域型保育事業	–	–	62	145	207
	認可外保育施設	–	345	157	480	637
合計		2,950	3,762	614	2,931	3,545
利用状況(実績)	教育保育施設	2,987	3,098	430	2,091	2,521
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	3,098	430	2,091	2,521
	幼稚園・認定こども園(1号)	196	0	–	–	196
	私学助成を受ける幼稚園	2,791	0	–	–	2,791
	地域型保育事業	–	–	34	93	127
	認可外保育施設	–	453	185	662	847
合計		2,987	3,551	649	2,846	3,495
平成31年4月1日						
	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,605	4,007	961	3,528	4,489	11,101
確保方策	教育保育施設	2,605	3,955	520	2,444	2,964
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	3,824	520	2,444	2,964
	幼稚園・認定こども園(1号)	142	7	–	–	149
	私学助成を受ける幼稚園	2,463	124	–	–	2,587
	地域型保育事業	–	–	59	138	197
	認可外保育施設等	–	52	382	946	1,328
合計		2,605	4,007	961	3,528	4,489
利用状況(実績)	教育保育施設	3,165	3,507	481	2,350	2,831
	保育所・認定こども園(2・3号)	–	3,507	481	2,350	2,831
	幼稚園・認定こども園(1号)	188	0	–	–	188
	私学助成を受ける幼稚園	2,977	0	–	–	2,977
	地域型保育事業	–	–	38	110	148
	認可外保育施設等	–	392	106	645	751
合計		3,165	3,899	625	3,105	3,730
平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充						
保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、9か所の新規整備、1か所の既存施設の民営化、2か所の既存施設の定員増、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計790人の定員増となった。					
幼稚園・認定こども園(1号)						
私学助成を受ける幼稚園						
地域型保育事業	・小規模保育事業については、2か所の認可外保育施設からの移行により合計38人の定員増となった。					
認可外保育施設等	・企業主導型保育事業については、6か所の新規開設により地域枠で合計63人の定員増となった。 ・年度限定型保育事業6か所の実施により合計47人分の受入枠を確保した。					

【高津区】

平成30年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	3,146	2,819	471	2,152	2,623	8,588
確保方策	教育保育施設	3,146	2,697	280	1,605	1,885
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,697	280	1,605	1,885
	幼稚園・認定こども園(1号)	2,583	0	-	-	2,583
	私学助成を受ける幼稚園	563	0	-	-	563
	地域型保育事業	-	-	87	198	285
利用状況(実績)	認可外保育施設	-	122	104	349	453
	合計	3,146	2,819	471	2,152	2,623
	教育保育施設	3,590	2,560	348	1,624	1,972
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,560	348	1,624	1,972
	幼稚園・認定こども園(1号)	126	0	-	-	126
	私学助成を受ける幼稚園	3,464	0	-	-	3,464
	地域型保育事業	-	-	24	74	98
	認可外保育施設	-	255	103	412	515
	合計	3,590	2,815	475	2,110	2,585
						8,990

平成31年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	3,347	2,821	591	2,383	2,974	9,142
確保方策	教育保育施設	3,347	2,810	365	1,709	2,074
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,706	365	1,709	2,074
	幼稚園・認定こども園(1号)	28	1	-	-	29
	私学助成を受ける幼稚園	3,319	103	-	-	3,422
	地域型保育事業	-	-	39	106	145
利用状況(実績)	認可外保育施設等	-	11	187	568	755
	合計	3,347	2,821	591	2,383	2,974
	教育保育施設	3,048	2,725	349	1,686	2,035
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,725	349	1,686	2,035
	幼稚園・認定こども園(1号)	141	0	-	-	141
	私学助成を受ける幼稚園	2,907	0	-	-	2,907
	地域型保育事業	-	-	36	92	128
	認可外保育施設等	-	246	67	416	483
	合計	3,048	2,971	452	2,194	2,646
						8,665

平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充

保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、2か所の新規整備、1か所の既存施設の民営化、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計275人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・小規模保育事業については、1か所の認可外保育施設からの移行により合計19人の定員増となった。
認可外保育施設等	・企業主導型保育事業については、1か所の新規開設により地域枠で合計9人の定員増となった。 ・年度限定型保育事業1か所の実施により合計6人分の受入枠を確保した。

【宮前区】

平成30年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	3,498	2,455	365	1,733	2,098	8,051
確保方策	教育保育施設	3,498	2,368	267	1,387	1,654
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,367	267	1,387	1,654
	幼稚園・認定こども園(1号)	2,226	0	-	-	2,226
	私学助成を受ける幼稚園	1,272	1	-	-	1,273
	地域型保育事業	-	-	65	158	223
利用状況(実績)	認可外保育施設	-	87	33	188	221
	合計	3,498	2,455	365	1,733	2,098
	教育保育施設	3,358	2,447	312	1,512	1,824
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,447	312	1,512	1,824
	幼稚園・認定こども園(1号)	550	0	-	-	550
	私学助成を受ける幼稚園	2,808	0	-	-	2,808
	地域型保育事業	-	-	21	63	84
	認可外保育施設	-	154	52	304	356
	合計	3,358	2,601	385	1,879	2,264
						8,223

平成31年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	3,718	2,638	457	2,165	2,622	8,978
確保方策	教育保育施設	3,718	2,606	340	1,562	1,902
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,581	340	1,562	1,902
	幼稚園・認定こども園(1号)	982	7	-	-	989
	私学助成を受ける幼稚園	2,736	18	-	-	2,754
	地域型保育事業	-	-	31	87	118
利用状況(実績)	認可外保育施設等	-	32	86	516	602
	合計	3,718	2,638	457	2,165	2,622
	教育保育施設	3,616	2,618	331	1,570	1,901
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,618	331	1,570	1,901
	幼稚園・認定こども園(1号)	597	0	-	-	597
	私学助成を受ける幼稚園	3,019	0	-	-	3,019
	地域型保育事業	-	-	19	70	89
	認可外保育施設等	-	173	39	298	337
	合計	3,616	2,791	389	1,938	2,327
						8,734

平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充

保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、3か所の新規整備、1か所の既存施設の民営化、1か所の既存施設の定員増、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計230人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・小規模保育事業については、1か所の新規整備等により合計2人の定員増となつた。
認可外保育施設等	・企業主導型保育事業については、3か所の新規開設により地域枠で合計31人の定員増となつた。 ・年度限定型保育事業1か所の実施により合計3人分の受入枠を確保した。

【多摩区】

平成30年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,175	2,499	387	1,691	2,078	6,752
確保方策	教育保育施設	2,175	2,370	282	1,384	1,666 6,211
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,370	282	1,384	1,666 4,036
	幼稚園・認定こども園(1号)	1,338	0	-	-	- 1,338
	私学助成を受ける幼稚園	837	0	-	-	- 837
	地域型保育事業	-	-	35	92	127 127
利用状況(実績)	認可外保育施設	-	129	70	215	285 414
	合計	2,175	2,499	387	1,691	2,078 6,752
	教育保育施設	2,465	2,167	304	1,342	1,646 6,278
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,167	304	1,342	1,646 3,813
	幼稚園・認定こども園(1号)	553	0	-	-	- 553
	私学助成を受ける幼稚園	1,912	0	-	-	- 1,912
	地域型保育事業	-	-	28	70	98 98
	認可外保育施設	-	102	68	245	313 415
	合計	2,465	2,269	400	1,657	2,057 6,791

平成31年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,227	2,532	519	1,947	2,466	7,225
確保方策	教育保育施設	2,227	2,532	332	1,512	1,844 6,603
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,462	332	1,512	1,844 4,306
	幼稚園・認定こども園(1号)	490	15	-	-	- 505
	私学助成を受ける幼稚園	1,737	55	-	-	- 1,792
	地域型保育事業	-	-	38	99	137 137
利用状況(実績)	認可外保育施設等	-	0	149	336	485 485
	合計	2,227	2,532	519	1,947	2,466 7,225
	教育保育施設	2,157	2,348	325	1,455	1,780 6,285
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	2,348	325	1,455	1,780 4,128
	幼稚園・認定こども園(1号)	812	0	-	-	- 812
	私学助成を受ける幼稚園	1,345	0	-	-	- 1,345
	地域型保育事業	-	-	26	78	104 104
	認可外保育施設等	-	97	46	274	320 417
	合計	2,157	2,445	397	1,807	2,204 6,806

平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充

保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、3か所の新規整備、1か所の既存施設の定員増、1か所の認可外保育施設からの認可化により合計240人の定員増となった。 ・認定こども園については、1か所の幼稚園からの移行により合計70人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	・私学助成幼稚園については、1園を施設型給付(幼稚園型認定こども園)に移行した。
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	
認可外保育施設等	・企業主導型保育事業については、1か所の新規開設により地域枠で合計15人の定員増となった。 ・年度限定型保育事業2か所の実施により合計11人分の受入枠を確保した。

【麻生区】

平成30年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,770	1,908	311	1,362	1,673	6,351
確保方策	教育保育施設	2,770	1,728	195	984	1,179 5,677
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,629	195	984	1,179 2,808
	幼稚園・認定こども園(1号)	1,731	50	-	-	- 1,781
	私学助成を受ける幼稚園	1,039	49	-	-	- 1,088
	地域型保育事業	-	-	43	114	157
利用状況(実績)	認可外保育施設	-	180	73	264	337 517
	合計	2,770	1,908	311	1,362	1,673 6,351
	教育保育施設	2,158	1,456	168	892	1,060 4,674
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,456	168	892	1,060 2,516
	幼稚園・認定こども園(1号)	158	0	-	-	- 158
	私学助成を受ける幼稚園	2,000	0	-	-	- 2,000
	地域型保育事業	-	-	14	67	81
	認可外保育施設	-	250	62	295	357 607
	合計	2,158	1,706	244	1,254	1,498 5,362

平成31年4月1日

	1号	2号	3号			計
			3歳以上	0歳	1~2歳	
量の見込み	2,600	1,766	273	1,412	1,685	6,051
確保方策	教育保育施設	2,600	1,645	183	985	1,168 5,413
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,616	183	985	1,168 2,784
	幼稚園・認定こども園(1号)	148	2	-	-	- 150
	私学助成を受ける幼稚園	2,452	27	-	-	- 2,479
	地域型保育事業	-	-	24	90	114 114
	認可外保育施設等	-	121	66	337	403 524
	合計	2,600	1,766	273	1,412	1,685 6,051
	教育保育施設	2,746	1,462	169	903	1,072 5,280
	保育所・認定こども園(2・3号)	-	1,462	169	903	1,072 2,534
	幼稚園・認定こども園(1号)	195	0	-	-	- 195
	私学助成を受ける幼稚園	2,551	0	-	-	- 2,551
	地域型保育事業	-	1	16	76	92 93
	認可外保育施設等	-	269	32	260	292 561
	合計	2,746	1,732	217	1,239	1,456 5,934

平成30年度(内部評価) 平成30年度の整備拡充

保育所・認定こども園(2・3号)	・認可保育所については、1か所の新規整備により合計60人の定員増となった。
幼稚園・認定こども園(1号)	
私学助成を受ける幼稚園	
地域型保育事業	・小規模保育事業については、1か所の認可外保育施設からの移行等により合計15人の定員増となった。
認可外保育施設等	・企業主導型保育事業については、1か所の新規開設により地域枠で合計3人の定員増となった。

（3）第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」 の実績

ア 教育・保育

イ 認定こども園・認可保育所

ウ 地域子ども・子育て支援事業

イ 認定こども園・認可保育所
【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園施設数(うち幼保連携型)		目標	15か所 (7か所)	7か所 (3か所)	10か所 (4か所)
内部評価	認定こども園は主に幼稚園からの移行を見込んでおり、平成30年度は3園が移行した。施設数の合計は7園となった。	目標	15か所 (7か所)	7か所 (3か所)	10か所 (4か所)
		実績	4か所 (2か所)	7か所 (3か所)	

【全市域】

※平成30年度以降は小規模保育事業の整備を含む。

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	認可保育所の定員枠の拡大	目標	850人	2,011人	1,791人
	市内26カ所において新規保育所の開設等により、1,525人分の定員枠の拡大を図ったが、保育所整備に適した物件等が希少であったり、工期不十分による応募の見送り等により目標値を下回った。 平成31年度は、工期が十分に取れるよう、新規保育所開設の公募時期の前倒し等を実施し、定員枠の拡大を図る。	実績	1,635人	1,525人	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《川崎区》認可保育所の定員枠の拡大		目標	180人	289人	199人
内部評価	区内2カ所において整備を行い、90人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回った。	実績	135人	90人	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《幸区》認可保育所の定員枠の拡大		目標	120人	254人	229人
内部評価	区内2カ所において整備を行い、85人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回った。	実績	180人	85人	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《中原区》認可保育所の定員枠の拡大		目標	190人	467人	467人
内部評価	区内11カ所において整備を行い、695人分の定員枠拡大を図り、目標値を上回った。	実績	610人	695人	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《高津区》認可保育所の定員枠の拡大		目標	120人	304人	279人
内部評価	区内3カ所において整備を行い、225人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回った。	実績	320人	225人	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《宮前区》認可保育所の定員枠の拡大		目標	120人	269人	259人
内部評価	区内4カ所において整備を行い、190人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回った。	実績	160人	190人	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《多摩区》認可保育所の定員枠の拡大		目標	60人	229人	219人
内部評価	区内3カ所において整備を行い、180人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回った。	実績	130人	180人	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《麻生区》認可保育所の定員枠の拡大		目標	60人	199人	139人
内部評価	区内1カ所において整備を行い、60人分の定員枠拡大を図ったが、目標値を下回った。	実績	100人	60人	

※1 横浜市との共同整備による尻手すきっぷ保育園の本市の定員(20人)は含まない。

(3) 第6章「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業」 の実績

ア 教育・保育

イ 認定こども園・認可保育所

ウ 地域子ども・子育て支援事業

ウ 地域子ども・子育て支援事業

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	妊婦健康診査の延べ受診回数 【参考1 推計出生数】 【参考2 推計妊娠届出数】	確保方策 【参考1】 【参考2】	165,471回 【13,387人】 【14,458件】	178,342回 【14,394人】 【15,114件】	179,618回 【14,497人】 【15,222件】
	妊娠届出数の減少により、妊婦健康診査の延べ受診回数も減少した。今後も安心・安全に出産を迎えるよう保健指導及び支援を充実していく。	実績	176,494回 【14,136人】 【15,036件】	170,081回 【13,816人】 【14,518件】	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	乳児家庭全戸訪問件数	確保方策(目標)	13,387件	13,271件	13,366件
	目標値をほぼ達成した。出産後の里帰り期間の長期化や、乳児の入院などにより、生後4か月までの訪問の機会を逸する家庭に対して訪問できていないことが課題となっているが、それらの家庭に対し、電話等による状況把握を実施しており、今後の子供の健やかな成長を支えるため、積極的な訪問、状況把握を実施していく。	実績	13,256件	13,018件	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«川崎区»乳児家庭全戸訪問件数		目標	1,887件	1,743件	1,748件
内部評価	実績値は目標値を下回った。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていく。	実績	1,703件	1,561件	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«幸区»乳児家庭全戸訪問件数		目標	1,651件	1,631件	1,667件
内部評価	対象数の増加に対応しながら、目標値を達成した。今後も積極的な訪問、状況把握に努めていく。	実績	1,643件	1,645件	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«中原区»乳児家庭全戸訪問件数		目標	2,520件	2,684件	2,734件
内部評価	実績値は目標値を下回った。今後も積極的な訪問、状況把握に努めていく。	実績	2,757件	2,672件	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«高津区»乳児家庭全戸訪問件数		目標	2,125件	2,134件	2,137件
内部評価	対象数の増加に対応しながら、目標値を達成した。今後も積極的な訪問、状況把握に努めていく。	実績	2,165件	2,169件	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«宮前区»乳児家庭全戸訪問件数		目標	1,969件	2,025件	2,026件
内部評価	実績値は目標値を下回った。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていく。	実績	1,948件	1,963件	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«多摩区»乳児家庭全戸訪問件数		目標	1,593件	1,707件	1,701件
内部評価	対象数の増加に対応しながら、目標値を達成した。今後も積極的な訪問、状況把握に努めていく。	実績	1,815件	1,859件	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«麻生区»乳児家庭全戸訪問件数		目標	1,642件	1,347件	1,353件
内部評価	実績値は目標値を下回った。今後の積極的な訪問、状況把握に努めていく。	実績	1,225件	1,149件	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	子育て短期支援事業(ショートステイ)延べ利用人数 【参考1 施設数 乳児院】 【参考2 施設数 児童養護施設】	確保方策 (目標)	441件 【2か所】 【4か所】	1,900件 【2か所】 【4か所】	1,950件 【2か所】 【4か所】
		実績	2,521件 【2か所】 【4か所】	3,514件 【2か所】 【4か所】	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	養育支援訪問事業の訪問件数(専門的相談支援) 実績値は目標値を下回った。今後も複数の課題を抱えるハイリスクな養育家庭への積極的な訪問、状況把握に努めていく。	確保方策 (目標)	375件	389件	406件
		実績	331件	378件	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	養育支援訪問事業の訪問件数(育児・家事援助) 南部3区において実績が無く、地域特性上活用しにくい状況が発生している。あらためて制度運用手法の検証を行い、課題の抽出に努めていく。	確保方策 (目標)	204件	135件	139件
		実績	98件	45件	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
病児・病後児保育事業延べ利用人数		確保方策 (目標)	9,406件	8,697件	9,282件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を下回った。				
		実績	8,040件	7,702件	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«川崎区»病児・病後児保育事業延べ利用人数		目標	1,241件	878件	937件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を下回ったが、昨年度を上回った。				
		実績	949件	1,126件	
«幸区»病児・病後児保育事業延べ利用人数		目標	1,032件	1,054件	1,113件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を下回った。				
		実績	1,072件	962件	
«中原区»病児・病後児保育事業延べ利用人数		目標	1,984件	996件	1,083件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を上回った。				
		実績	1,352件	1,099件	
«高津区»病児・病後児保育事業延べ利用人数		目標	1,026件	1,581件	1,698件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を下回ったが、昨年度を上回った。				
		実績	987件	1,005件	
«宮前区»病児・病後児保育事業延べ利用人数		目標	1,354件	1,552件	1,640件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を下回った。				
		実績	1,376件	1,226件	
«多摩区»病児・病後児保育事業延べ利用人数		目標	1,832件	1,640件	1,757件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を下回った。				
		実績	1,754件	1,510件	
«麻生区»病児・病後児保育事業延べ利用人数		目標	937件	996件	1,054件
内部評価	延べ利用人数は平成30年度の目標値を下回ったが、昨年度を上回った。				
		実績	550件	774件	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利用者支援事業の実施か所数		確保方策 (目標)	9か所	9か所	9か所
内部評価	各区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行った。	実績	9か所	9か所	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《川崎区》利用者支援事業の実施か所数		目標	3か所	3か所	3か所
内部評価	川崎区役所、大師地区健康福祉ステーション及び田島地区健康福祉ステーションにおいて、情報提供や相談、支援を行った。	実績	3か所	3か所	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《幸区》利用者支援事業の実施か所数		目標	1か所	1か所	1か所
内部評価	幸区役所において、情報提供や相談、支援を行った。	実績	1か所	1か所	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《中原区》利用者支援事業の実施か所数		目標	1か所	1か所	1か所
内部評価	中原区役所において、情報提供や相談、支援を行った。	実績	1か所	1か所	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《高津区》利用者支援事業の実施か所数		目標	1か所	1か所	1か所
内部評価	高津区役所において、情報提供や相談、支援を行った。	実績	1か所	1か所	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《宮前区》利用者支援事業の実施か所数		目標	1か所	1か所	1か所
内部評価	宮前区役所において、情報提供や相談、支援を行った。	実績	1か所	1か所	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《多摩区》利用者支援事業の実施か所数		目標	1か所	1か所	1か所
内部評価	多摩区役所において、情報提供や相談、支援を行った。	実績	1か所	1か所	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《麻生区》利用者支援事業の実施か所数		目標	1か所	1か所	1か所
内部評価	麻生区役所において、情報提供や相談、支援を行った。	実績	1か所	1か所	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
延長保育事業の月間実利用人数		確保方策 (目標)	10,731人	9,087人	9,944人
内部評価	延長保育について、保育所350か所と認定こども園5か所、小規模保育事業所等35か所で事業を実施し、月間で9,105人の実利用があった。	実績	9,214人	9,105人	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«川崎区» 延長保育事業の月間実利用人数		目標	1,291人	1,105人	1,241人
内部評価	延長保育について、保育所47か所と小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で1,072人の実利用があつたが、目標値を下回つた。	実績	1,058人	1,072人	
«幸区» 延長保育事業の月間実利用人数		目標	1,148人	1,052人	1,161人
内部評価	延長保育について、保育所54か所と小規模保育事業所等5か所で事業を実施し、月間で1,149人の実利用があり、目標値を上回つた。	実績	1,174人	1,149人	
«中原区» 延長保育事業の月間実利用人数		目標	2,432人	2,064人	2,266人
内部評価	延長保育について、保育所87か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等7か所で事業を実施し、月間で2,039人の実利用があつたが、目標値を下回つた。	実績	2,062人	2,039人	
«高津区» 延長保育事業の月間実利用人数		目標	1,680人	1,515人	1,690人
内部評価	延長保育について、保育所60か所と小規模保育事業所等5か所で事業を実施し、月間で1,618人の実利用があり、目標値を上回つた。	実績	1,516人	1,618人	
«宮前区» 延長保育事業の月間実利用人数		目標	1,555人	1,318人	1,376人
内部評価	延長保育について、保育所54か所と認定こども園1か所、小規模保育事業所等3か所で事業を実施し、月間で1,213人の実利用があつたが、目標値を下回つた。	実績	1,354人	1,213人	
«多摩区» 延長保育事業の月間実利用人数		目標	1,707人	1,253人	1,403人
内部評価	延長保育について、保育所49か所と認定こども園3か所、小規模保育事業所等5か所で事業を実施し、月間で1,253人の実利用があり、目標値を達成した。	実績	1,233人	1,253人	
«麻生区» 延長保育事業の月間実利用人数		目標	918人	780人	807人
内部評価	延長保育について、保育所35か所と小規模保育事業所等3か所で事業を実施し、月間で761人の実利用があつたが、目標値を下回つた。	実績	817人	761人	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		確保方策 (目標)	6,544人	6,738人	7,167人
内部評価	月間実利用人数は平成30年度の目標値を下回った。目標値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の人が下回っていたことが主な要因と思われる。	実績	6,280人	6,684人	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
«川崎区»放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		目標	1,025人	948人	999人	
内部評価	月間実利用人数は平成30年度の目標値を下回った。目標値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の人が下回っていたことが主な要因と思われる。	実績	902人	918人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
«幸区»放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		目標	828人	804人	849人	
内部評価	月間実利用人数は平成30年度の目標値を下回った。目標値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の人が下回っていたことが主な要因と思われる。	実績	759人	770人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
«中原区»放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		目標	1,266人	1,278人	1,351人	
内部評価	月間実利用人数は平成30年度の目標値を下回った。目標値を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計に対して、実際の人が下回っていたことが主な要因だと思われる。	実績	1,194人	1,241人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
«高津区»放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		目標	1,100人	1,090人	1,156人	
内部評価	月間実利用人数は平成30年度の目標値を上回った。	実績	1,015人	1,106人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
«宮前区»放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		目標	887人	957人	1,003人	
内部評価	月間実利用人数は平成30年度の目標値を上回った。	実績	914人	1,033人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
«多摩区»放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		目標	752人	893人	995人	
内部評価	目標を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人が上回っていたが、月間実利用人数は平成30年度の目標値を下回った。	実績	782人	850人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
«麻生区»放課後児童健全育成事業の月間実利用人数		目標	686人	768人	814人	
内部評価	目標を定めるにあたって参考とした在校児童数の推計より実際の人が上回っていたが、月間実利用人数は平成30年度の目標値を下回った。	実績	714人	766人		

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		確保方策 (目標)	287,016人	278,283人	279,953人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるため計画値と乖離が生じたと考えられる。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。	実績	261,964人	246,133人	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«川崎区»地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		目標	44,160人	37,954人	38,182人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるものと考えられる。また、地域子育て支援センターむかいかいが、移転に伴い仮施設において運営をしたこともあり、計画値を下回った。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。				
	実績	34,122人	30,198人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«幸区»地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		目標	37,944人	40,393人	40,635人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるために計画値と乖離が生じたと考えられる。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。				
	実績	38,130人	35,931人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«中原区»地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		目標	45,612人	41,364人	41,612人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるために計画値と乖離が生じたと考えられる。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。				
	実績	40,559人	40,671人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«高津区»地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		目標	38,352人	45,163人	45,434人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるために計画値と乖離が生じたと考えられる。ただ、実績値は昨年度を上回った。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。				
	実績	43,486人	40,748人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«宮前区»地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		目標	51,348人	54,375人	54,701人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるために計画値と乖離が生じたと考えられる。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。				
	実績	51,005人	45,691人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«多摩区»地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		目標	31,608人	29,098人	29,273人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるために計画値と乖離が生じたと考えられる。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。				
	実績	28,029人	27,836人		
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
«麻生区»地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数		目標	37,992人	29,936人	30,116人
内部評価	子どもの延べ利用人数は、保護者や子どもの状況により利用頻度が変わるために計画値と乖離が生じたと考えられる。引き続き利用促進に向けて広報を行いながら事業を推進する。				
	実績	26,633人	25,058人		

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	確保方策 (目標)	247,594人	203,086人	214,842人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加し、目標値を上回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	187,981人	223,755人	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	«川崎区» 幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	目標	46,417人	25,315人	26,780人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加し、目標値を上回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	26,151人	31,241人	
内部評価	«幸区» 幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	目標	16,928人	23,232人	24,577人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加し、目標値を上回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	26,268人	30,550人	
内部評価	«中原区» 幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	目標	21,743人	28,460人	30,107人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加し、目標値を上回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	27,368人	33,232人	
内部評価	«高津区» 幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	目標	66,606人	34,977人	37,001人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加し、目標値を上回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	32,507人	39,940人	
内部評価	«宮前区» 幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	目標	27,996人	39,370人	41,648人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加したが、目標値を下回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	32,813人	37,359人	
内部評価	«多摩区» 幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	目標	38,987人	23,830人	25,210人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加し、目標値を上回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	22,825人	27,424人	
内部評価	«麻生区» 幼稚園における一時預かり事業の延べ利用人数	目標	28,917人	27,902人	29,519人
	平成30年度は補助単価の増額等もあり、事業実施園は昨年度に比して増加したが、目標値を下回った。平成31年度は要件緩和の充実等を検討し、さらなる事業の利用促進を図る。	実績	20,049人	24,009人	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
保育所における一時預かり事業の延べ利用人数		確保方策 (目標)	142,247人	127,765人	135,750人
内部評価	一時預かり事業実施保育所を6か所増設し79か所で、年間延べ120,889人の利用が図られたが、目標値を下回った。	実績	122,301人	120,889人	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
内部評価	一時預かり事業実施保育所を2か所増設し14か所で、年間延べ13,013人の利用が図られたが、目標値を下回った。	目標	15,445人	15,218人	15,744人
内部評価	一時預かり事業実施保育所11か所で、年間延べ15,269人の利用が図られたが、目標値を下回った。	実績	12,336人	13,013人	
目標・実績		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
内部評価	一時預かり事業実施保育所を1か所増設し13か所で、年間延べ23,226人の利用が図られたが、目標値を下回った。	目標	17,268人	16,460人	17,993人
内部評価	一時預かり事業実施保育所を2か所増設し14か所で、年間延べ20,549人の利用が図られたが、目標値を下回った。	実績	22,517人	23,226人	
目標・実績		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
内部評価	一時預かり事業実施保育所を10か所で、年間延べ15,963人の利用が図られたが、目標値を下回った。	目標	17,611人	21,797人	23,514人
内部評価	一時預かり事業実施保育所を1か所増設し9か所で、年間延べ18,899人の利用が図られ、目標値を上回った。	実績	15,801人	15,963人	
目標・実績		平成29年度	平成30年度	平成31年度	
内部評価	一時預かり事業実施保育所8か所で、年間延べ13,970人の利用が図られたが、目標値を下回った。	目標	18,580人	14,035人	14,520人
内部評価	一時預かり事業実施保育所8か所で、年間延べ13,970人の利用が図られたが、目標値を下回った。	実績	15,909人	13,970人	

【全市域】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		確保方策 【参考】	16,341人 【761人】	16,464人 【802人】	16,581人 【816人】
内部評価	実績値は計画値を下回り、昨年度より減少した。利用実態を適切に把握しながら、今後もヘルパー会員増加に向け事業を推進していく。	実績	14,054人 【764人】	13,906人 【771人】	

【区別】

		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《川崎区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		目標 【参考】	1,844人 【124人】	1,726人 【133人】	1,739人 【135人】
内部評価	実績値は計画値を下回ったが、昨年度より増加した。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努める。	実績	1,487人 【133人】	1,562人 【137人】	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《幸区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		目標 【参考】	2,037人 【113人】	2,297人 【117人】	2,314人 【119人】
内部評価	実績値は計画値を下回ったが、昨年度より増加した。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努める。	実績	1,507人 【118人】	1,519人 【120人】	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《中原区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		目標 【参考】	4,468人 【163人】	5,352人 【177人】	5,390人 【180人】
内部評価	実績値は計画値を下回り、昨年度より減少した。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努める。	実績	5,046人 【201人】	5,028人 【203人】	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《高津区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		目標 【参考】	2,614人 【105人】	2,757人 【107人】	2,776人 【109人】
内部評価	実績値は計画値を下回ったが、昨年度より増加した。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努める。	実績	1,353人 【87人】	1,384人 【87人】	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《宮前区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		目標 【参考】	1,567人 【98人】	1,793人 【101人】	1,806人 【103人】
内部評価	実績値は計画値を下回り、昨年度より減少した。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努める。	実績	996人 【81人】	946人 【76人】	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《多摩区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		目標 【参考】	2,518人 【92人】	1,425人 【103人】	1,435人 【104人】
内部評価	実績値は計画値を上回ったが、昨年度より実績値が減少した。利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努める。	実績	2,232人 【92人】	1,867人 【94人】	
		目標・実績	平成29年度	平成30年度	平成31年度
《麻生区》ファミリー・サポート・センター事業延べ利用人数 【参考 子育てヘルパー会員】		目標 【参考】	1,949人 【66人】	1,114人 【64人】	1,121人 【66人】
内部評価	実績値は計画値を上回り、昨年度より増加した。引き続き、利用実態を適切に把握しながら、利用促進に繋がるよう広報活動に努める。	実績	1,433人 【52人】	1,600人 【54人】	

川崎市子ども・若者の未来応援プラン
平成30年度点検・評価結果報告書

令和元年8月発行

発行者 川崎市こども未来局総務部企画課
川崎市川崎区宮本町1
電話 044-200-2211



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市